

第
6
次

結城市 総合計画

2021 — 2030

6th Yuki City Master Plan 2021 — 2030

みんなの想いを
未来へつなぐ
活力あふれ
文化が薫るまち
結城

第6次結城市総合計画 市長あいさつ

本市は、茨城県の西部で栃木県との県境に位置し、都心から約70km、新4号国道と国道50号が交差する交通の要衝であり、北部地区には中世の城下町の町割りや、当時の寺や神社、見世蔵など歴史的な建物が多く現存し、伝統的な地場産業が根付いている歴史と文化の薫るまちです。中でも、結城紬は、古くから受け継がれる独自の技術が後世に伝承する重要な文化遺産としてユネスコ無形文化遺産に登録されています。



本市では、2010(平成22)年度に「第5次結城市総合計画」を策定し、市民協働のもと活気と風情のある快適なまちを創造するため各種施策を推進してまいりましたが、2020(令和2)年度をもって計画期間が終了することから、新たに2021(令和3)年度から10年間のまちづくりの指針となる「第6次結城市総合計画」を策定いたしました。

近年は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、多発する自然災害など、本市を取り巻く状況は厳しさを増していることに加え、新たな感染症の流行拡大が市民生活や地域経済に多大な影響を与えております。

このような状況の中策定いたしました本計画では、「みんなの想いを 未来へつなぐ活力あふれ文化が薫るまち 結城」を将来都市像に掲げ、多様化する市民のニーズや価値観に配慮しながら、子育て、健康、安全・安心、住環境、産業、教育・文化などの充実を図ることで全市域の均衡ある発展を実現し、持続可能で誰もが暮らしやすく住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

また、計画策定に併せ、人口減少抑制に資する事業を重点事業として位置付け横断的に取りまとめた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び市民とともに効率的な行財政運営に取り組む「第5次行政改革大綱」を一体化し、総合的に推進することで、将来も輝き続ける結城を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、幅広いご見識をもとに活発なご審議をいただきました総合計画審議会、テーマごとに貴重なご意見やご提案をいただきました総合計画策定市民会議、専門的な観点から計画策定に関する総合支援をいただいた白鷗大学をはじめ、計画策定にご尽力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご指導とご協力を賜りますようお願いいたします。

2021(令和3)年3月

結城市長 小林 栄

結城市民憲章

(昭和55年11月10日制定)

結城市は

筑波・日光の二つの山なみを見はるかし

鬼怒の流れ清らかな 美しい自然と

ゆたかな歴史 伝統に恵まれたまちです

このふるさとの誇りを思い さらに伸びゆく

すみよいまちづくりへの願いをこめて

ここに市民憲章を定めます

一、たがいに信じあい 助けあう

あかるいまちを つくりましょう

一、からだをきたえ 仕事にはげむ

生きがいあるまちを つくりましょう

一、教育をおこし 文化をのびす

かおりたかいまちを つくりましょう

一、自然を愛し 水とみどりに澄む

うつくしいまちを つくりましょう

一、伝統を生かし 未来をひろく

ゆたかなまちを つくりましょう



市の木 [桑]

結城市伝統の結城紬・蚕糸業に深い関係がある桑は、市内に昔から多く植培され、「結城のまち」にふさわしい木です。桑は春の新芽の吹く頃、まばゆいばかりの新緑の美しさを見せます。



市章

「ユーキ（結城）」の端的な表現で、円にしたのは市政の円滑と市民の和を意味し、外側への剣先は、市民の向上と外部への飛躍発展性を表したもので、結城市の発展を象徴しています。



市の花 [ユリ]

ユリは純日本的な花です。そして、その清楚さは「紬の里」結城のまちに日本美の独特の風情を織り込み、花姿の謙虚さは結城市を象徴しているかのようです。

第
6
次

結城市 総合計画

2021 — 2030

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

結城市

— 目 次 —

1	序 章	1
	1 計画の目的	2
	2 計画の構成	3
2	時代背景と結城市の現状	5
	1 結城市のすがた	6
	2 結城市の宝	12
	3 社会潮流	15
	4 まちづくりの計画課題	19
3	基本構想	25
	1 基本理念・将来都市像	26
	2 将来人口・土地利用構想	28
	3 まちづくりの目標	34
	4 施策の大綱	35

4	前期基本計画	37
	体系別計画	39
	1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう	
	[保健・福祉]	41
	1-1 未来を担う子どもを育む環境づくり [児童福祉]	42
	1-2 健康長寿で安心できる暮らしづくり [健康・医療]	47
	1-3 地域で支えあう福祉環境の充実	
	[地域福祉/障害者(児)福祉/低所得者福祉/母子・父子福祉]	52
	1-4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり	
	[高齢者福祉]	56
	2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう	
	[都市・環境]	61
	2-1 コンパクトで魅力あるまちづくり [都市計画]	62
	2-2 快適で住みやすいまちづくり [住環境/道路/公共交通]	66
	2-3 安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]	71
	2-4 地球環境にやさしいまちづくり	
	[環境共生/生活環境/上下水道]	75
	3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう	
	[産業・観光]	81
	3-1 特色ある農業の振興と活性化 [農業]	82
	3-2 活力と創造力を育む商工業の振興 [商業/工業/地方創生]	86
	3-3 地域資源を活用したにぎわいと交流の促進	
	[観光/伝統産業/シティプロモーション]	90

4	未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む地域を目指そう		
		[教育・文化]	95
4-1	地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり		
	[学校教育]		96
4-2	生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造		
	[生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化]		100
4-3	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進		
	[スポーツ・レクリエーション]		104
4-4	多様性を尊重し合える社会づくり		
	[男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流]		107
5	みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう		
		[協働・行政]	111
5	「チャレンジする市役所」への変革		
	第5次結城市行政改革大綱		112
5-1	市民と行政がともに支えあう体制づくり		
	[市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア]		116
5-2	自立した行政経営の構造づくり [行財政運営／広域連携]		119
5-3	情報化社会に対応した行政サービスの向上		
	[行政サービス／情報化／個人情報保護]		124

5	重点プロジェクト	127
	結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】	
	1 重点プロジェクトについて	128
	2 重点プロジェクトの構成	131
	3 重点プロジェクトの内容	132
6	資料編	141
	6-1 計画策定の体制と経緯	142
	6-2 結城市総合計画審議会 諮問・答申	153
	6-3 市民意識の概要	157
	6-4 市民会議提案内容	171
	6-5 用語解説	174



1

序章

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

2 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を明らかにし、その実現のためにまちづくりの目標までを定めるもので、市の行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めたまちづくりの目標ごとの基本施策を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。

基本計画の期間は、前期基本計画が2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間、後期基本計画が2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間です。

(3) 実施計画

基本計画に位置付けられた施策・事業を推進するため、財政的な裏付けを持たせた具体的な計画で、毎年度の事務執行の指針となるものです。

実施計画の期間は3年間とし、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

■ 計画の構成と期間

2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
基本構想 [2021(令和3)年度から 2030(令和12)年度]									
前期基本計画 [2021(令和3)年度から 2025(令和7)年度]					後期基本計画 [2026(令和8)年度から 2030(令和12)年度]				
実施計画									
(毎年ローリング)									

2

時代背景と 結城市の 現状

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

1 結城市のすがた

1-1 位置と地勢

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川の清流をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は江川（西仁連川）を隔てて栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。

市域の北端の市街地は中世城下町の名残をとどめる数少ない都市であり、市域の南部は農業地域になっています。地形は平坦で関東ローム層に覆われており、利根川の支流である鬼怒川・田川と西仁連川の河川にはさまれた、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる海拔20～45メートルの標高をもつ比較的高いゆるやかな低稜傾斜地帯です。

農業地域は、鬼怒川流域で最も安定した肥沃な沖積層の水田地帯と、洪積層の畑地に分かれます。古くから農業が盛んで、関東平野のなかでも比較的安定した農業地域であり、米穀はもとより、首都圏の生鮮野菜供給地として、白菜・とうもろこし・トマトなど多くの露地野菜が生産されています。

■ 結城市の位置

□位置と地形

面積	65.76km ²
広がり	東西 6.0km 南北 13.0km
経緯度	北緯 36度18分 東経 139度52分
海拔	38.6m
市庁舎所在地	結城市中央町 二丁目3番地

□位置図



1-2 沿 革

縄文・弥生
・古墳時代

本市は鬼怒川、田川沿岸の結城野に位置し、古代（奈良・天平）から総（ふさ＝麻）や穀（ゆう＝木綿）の産地として総（ふさ）の国「ゆうき」と呼ばれ、古くから農耕文化が栄えてきました。

これは、水運の便とあいまって地理的にも経済的にも開けたためであり、市内に現存する多くの古墳や出土品、遺跡等によってうかがい知ることができます。

奈良・平安・鎌倉
・室町・戦国時代

大化の改新以後、全国的に律令制度が整備され、総の国は、上・下に分かれ、下総の国の一部として結城郡が成立したと伝えられています。その郡庁舎は、現在の鹿窪運動公園周辺にあったと想定されており、当時からこの地域の中心として栄えました。

結城初代当主である結城朝光が平安時代末頃に結城を領地として以来、結城城や城の内館などが築かれ、結城家歴代の城下町として、さらに常陸紬（結城紬）の特産地として発展してきました。

安土桃山
・江戸時代

江戸時代には結城水野家の城下町となり、結城紬をはじめ各種農産物の集散地として商圈が拡大しました。当地方で織られる「結城紬」は「地機（じばた）」という我が国最古の織機を使って生産され、国の重要無形文化財*に指定されています。

また、今でも市内には神社・寺院等が点在し、市街地の道路は曲折しており、街並みには土蔵等もみられ城下町のなごりを残しています。

明治
・大正時代

明治時代の廃藩置県により茨城県の町村となり、日清戦争を契機として結城町の産業経済は大きく発展しました。

また、明治初期から大正期にかけて、紬問屋や商店、味噌・醤油の醸造蔵など、数多くの蔵造りの建物が建てられ、1889（明治22）年には国鉄水戸線が開通し、結城駅が開業しました。

昭和時代

1954（昭和29）年に結城紬をはじめ農産物の生産を主とした生活圏を同じくする絹川村・上山川村・江川村・山川村の南部4村が結城町と合併し、市制を施行しました。

市制施行後は高度経済成長の波に乗り、人口が増加し、宅地開発や上下水道の整備、保育所、小中学校の建設など、都市としての機能が充実され、現在の市の基礎がつくられました。

平成時代

時代が平成に変わってからは、更に施設の充実化が図られ、1991（平成3）年には、市民文化センター「アクロス」が開館しました。2004（平成16）年には市制50周年を迎え、結城市民情報センター・ゆうき図書館が開館しました。

また、国道50号結城バイパスの全線四車線化により、沿線へ商業施設の充実が図られ、区画整理事業による住宅地の整備や結城第一工業団地矢畑地区の整備など、北関東の中核都市*として着実に発展を続けることができました。

2010（平成22）年にはユネスコ無形文化遺産*に結城紬が登録され、また、2012（平成24）年に市のマスコットキャラクターとして「まゆげった」が誕生したことは、本市のさらなる知名度とイメージの向上につながっています。

令和時代

2019（令和元）年には、いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会2019が開催され、結城市内でも競技が行われるとともに、2020（令和2）年には新市庁舎が完成するなど、さらなる本市の発展に向けたまちづくりを進めています。

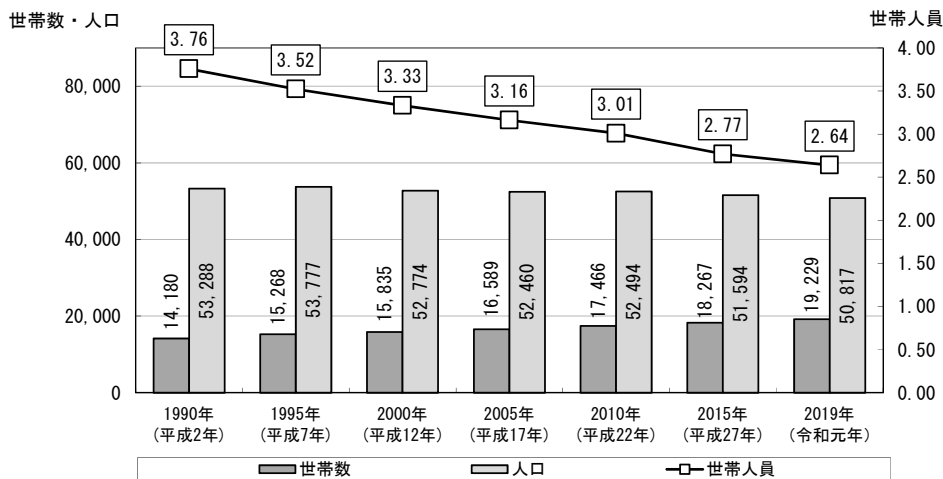
1-3 人口・土地利用・産業等

(1) 人口

本市の人口・世帯数・世帯人員の推移を見ると、人口は2005（平成17）年以降は微減、世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向にあります。2019（令和元）年では、50,817人、19,229世帯、2.64人／世帯となっています。

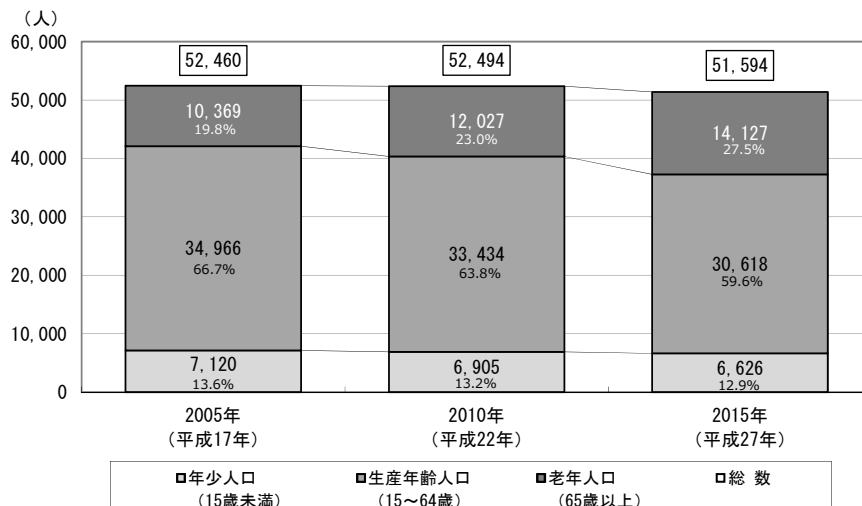
また、年齢別人口構成の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口の割合が経年的に減少し、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。2015（平成27）年における年少人口は6,626人（12.9%）、生産年齢人口は30,618人（59.6%）、老年人口は14,127人（27.5%）となっています。

■ 結城市の人口・世帯数・世帯人員の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）※2019（令和元）年は「茨城県の人口」常住人口調査

■ 結城市の年齢3区分別人口構成の推移



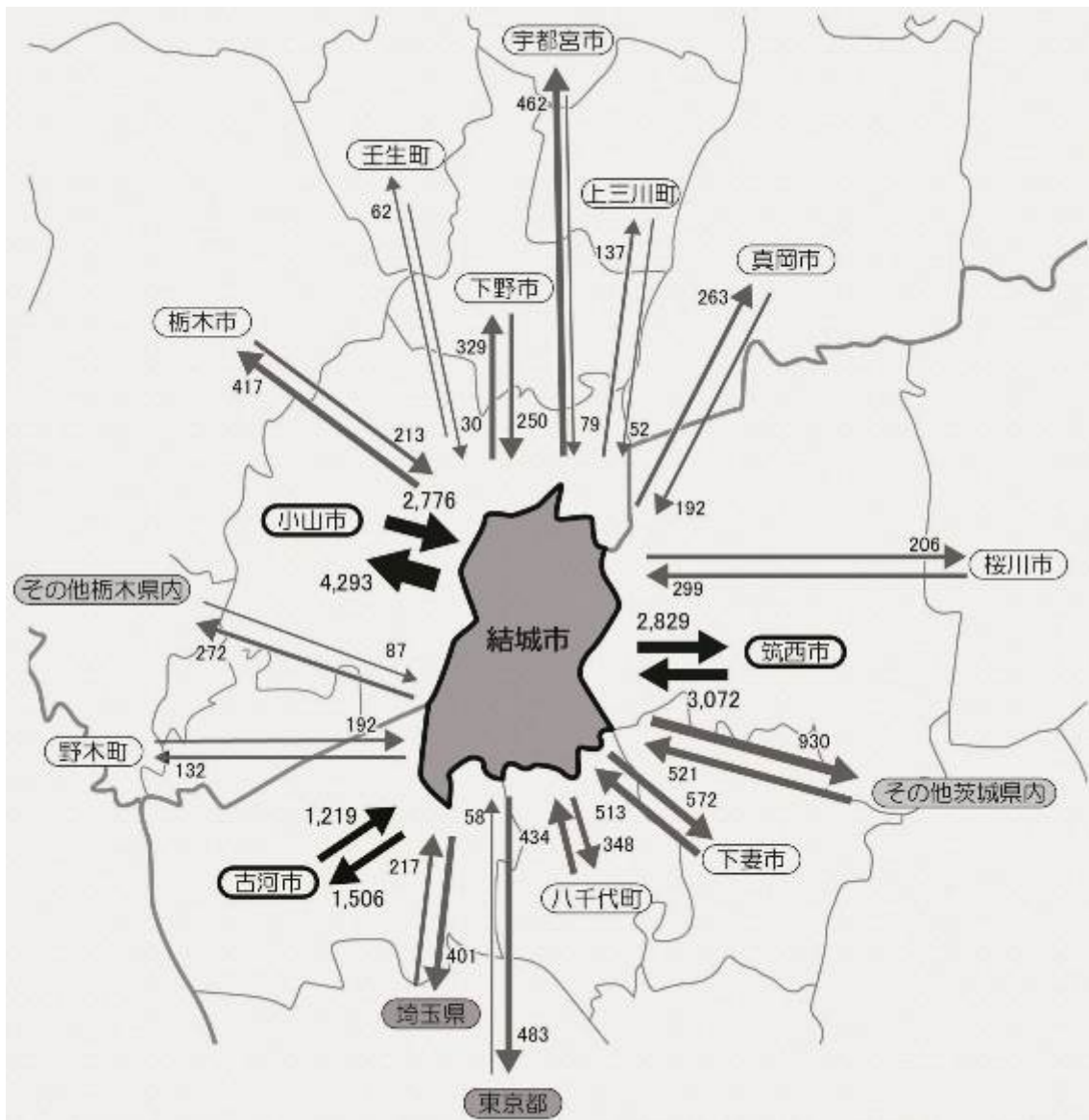
資料：国勢調査（各年10月1日現在） ※割合は年齢不詳を除く

(2) 流動人口

2015（平成27）年における本市の流入・流出人口を見ると、流入人口は10,352人、流出人口は14,249人と流出人口が3,897人上回っています。地域別流入・流出人口を見ると、流入人口は、筑西市が3,072人で最も多く、次いで小山市が2,776人、古河市が1,219人となっています。

一方で、流出人口は、小山市が4,293人で最も多く、次いで筑西市が2,829人、古河市が1,506人となっています。地域別に流入と流出の差を見ると、小山市が1,517人の流出超過で最も多く、筑西市が243人の流入超過で最も多くなっています。

■ 結城市の地域別流入・流出人口



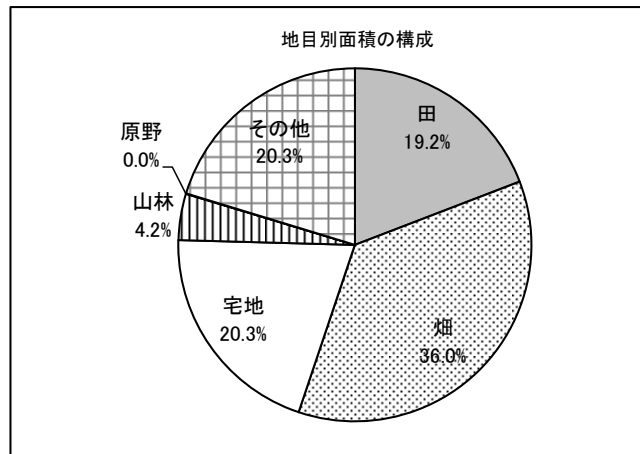
資料：国勢調査

(3) 土地利用

本市の地目別面積の推移を見ると、田、畑、山林、原野は減少し、宅地は増加傾向となっています。

2019（平成31）年における地目別面積の構成を見ると、畑が4割近くを占め、次いで宅地、田の順にそれぞれ約2割を占めています。

■ 地目別面積



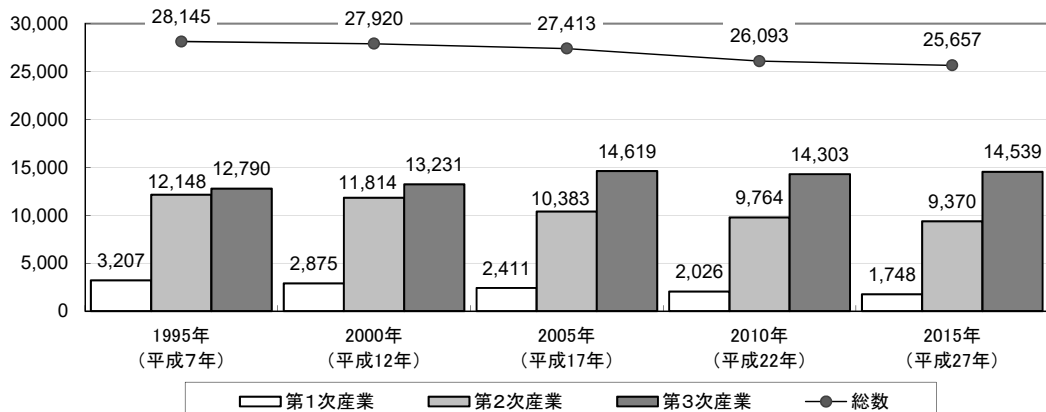
資料：「固定資産概要調書」税務課（2019（平成31）年1月1日現在）

(4) 就業人口

本市の就業人口構成の推移を見ると、第1次・第2次産業*は減少傾向にあります。また、第3次産業*は増加傾向にありましたが、2005（平成17）年以降は概ね横ばいとなっています。

2015（平成27）年では、第3次産業*が56.7%で半数以上を占めています。一方で、第1次産業*は6.8%で1割を下回っています。

■ 結城市の就業人口構成の推移



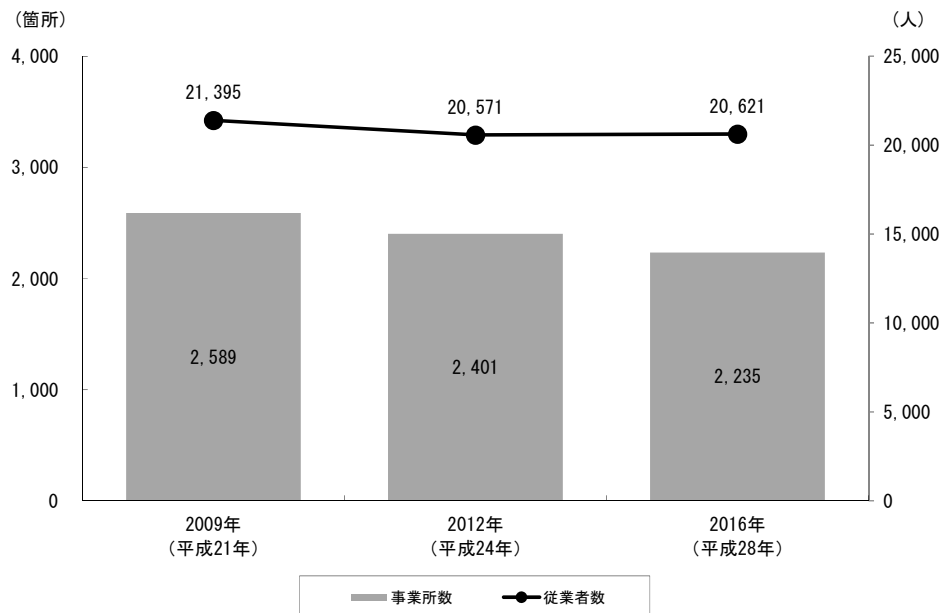
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 事業所数・従業者数

事業所数・従業者数の推移を見ると、事業所数は、減少傾向にあります。従業者数は、2009（平成21）年から2012（平成24）年にかけて減少傾向にありましたが、2016（平成28）年には増加に転じています。

2016（平成28）年では、事業所数が2,235か所、従業者数が20,621人となっています。

■ 事業所数・従業者数の推移



資料：経済センサス

2 結城市の宝

本市は、「結城紬」や「見世蔵*」など、様々な地域資源を有しており、これらを活用した特色あるまちづくりを進めていくことが大切です。

ここでは、生かすべき「結城市の宝」として、歴史・文化、伝統工芸・伝統産業、イベント・祭り、自然環境、交通、都市基盤、産業の7つの視点から整理しました。

■ 結城市の宝



(1) 歴史・文化

本市の旧市街地には、主に明治時代初期から大正時代に建てられた見世蔵*など、歴史的な建築物や古い街並みが残っています。また、市内には、山川不動尊や結城廃寺跡、水野忠邦の墓など、数多くの神社、寺院、史跡が存在しています。



見世蔵



結城蔵美術館



山川不動尊



東持寺 (うめ寺)



城跡歴史公園



結城廃寺跡



城の内館跡



水野忠邦の墓

(2) 伝統工芸・伝統産業

2010（平成22）年11月にユネスコ無形文化遺産*登録された「結城紬」をはじめ、桐たんす、桐下駄、まゆ工艺品、酒造、味噌など、数多くの伝統工芸・伝統産業を有しています。



結城紬の地機織り



結城紬



桐たんす



桐下駄

(3) イベント・祭り

さくら祭り、祭りゆうき、きものday結城など、地域の伝統・文化や産業、自然を活かした特色あるイベント・祭りが開催され、市外からも数多くの観光客が訪れており、市民の暮らしに活気を与え、まちににぎわいをもたらしています。



さくら祭り



結城盆踊り大会



祭りゆうき



きものday結城

(4) 自然環境

鬼怒川や田川、西仁連川等の潤いのある河川、筑波山の眺望や田園風景などの雄大な自然景観、西町緑道や水辺公園、山川不動尊あやめ園等の緑豊かな公園・緑地など、美しく魅力的な自然環境に囲まれています。



鬼怒川



筑波山



水辺公園



山川不動尊あやめ園

(5) 交 通

JR水戸線は、本市と周辺都市や東京を結ぶ市民の重要な足となっており、特に、結城駅は、市の玄関口となっています。また、新4号国道や国道50号などの幹線道路が通り、交通利便性は高くなっています。



J R 結城駅



新4号国道



国道50号



鬼怒川大橋

(6) 都市基盤

市民情報センター、市民文化センターアクロス、鹿窪運動公園等の文化・スポーツ施設や、学校施設、医療・福祉施設など、様々な施設が立地しています。また、駅南地区、北西部地区では、土地区画整理事業*等による良好な住宅地が形成されています。



市民情報センター



市民文化センターアクロス



鹿窪運動公園



住宅地

(7) 産 業

自然環境や立地利便性を活かし、様々な農業生産が行われるとともに、結城第一工業団地等が形成され、多くの企業が操業しています。また、結城駅周辺や幹線道路沿道には商業地が形成されるとともに、中心市街地には数多くの観光施設が存在しています。



農業生産



結城第一工業団地



幹線道路沿道



観光物産センター

3 社会潮流

本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきており、こうした社会潮流に的確に対応したまちづくりを進める必要があります。

ここでは、「社会潮流」として、次の10の視点から整理しました。

(1) 少子高齢化・人口減少社会の急速な進展

我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会を迎えており、年金や健康保険、介護保険等の社会保障費の増大が問題となるとともに、ひとり暮らし高齢者を地域で見守るしくみづくりが必要とされています。

また、2018（平成30）年1月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されるなど、女性が自らの意志で職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

このため、女性や高齢者が知識や経験を生かして活躍できる社会を構築していくとともに、若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、少子化に対応した教育環境の充実、誰もが安心して医療・介護が受けられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(2) 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

近年多発する多様な自然災害や、今後予想される大地震など、防災対策の必要性や、安全に対する意識や関心が再認識されています。

また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪の増加を防止するなど、防犯対策を強化し、市民が安心して暮らせる生活の確保が求められています。

このため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民と行政が連携協力した、災害への対応力が高い防災・防犯体制の構築や、顔の見えるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

(3) 地方分権・地方創生の推進・戦略的で個性的なまちづくり

国、県、市の役割分担を明確にしなが、さらなる主体性、自立性のある地方自治への転換を図るなど、地方分権*の推進が求められています。

また、地域の特性を生かした施策展開や固有資源を活用するなど、他自治体との差別化を図る戦略的で個性的なまちづくりが求められています。

このため、組織的な政策形成能力の向上に努め、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細やかな行政サービスを行うとともに、本市の特徴を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 社会経済情勢の変化と経済活動の広域化・グローバル化

世界の金融・経済動向や少子高齢化による労働人口の減少により、我が国の社会経済情勢や雇用状況は大きく変化しています。

また、情報化社会の発達や交通網・物流システムの高度化により、経済活動の広域化やグローバル化*が進展しています。

加えて、共働き世帯が増加しており、仕事と子育てや介護等との両立を図るため、ワークライフバランス*の推進が求められているとともに、非正規労働者*や低所得者・生活保護世帯の増加などによる経済格差や、地方と都市での地域間格差も生じてきています。

このため、既存の産業を活性化しつつ、新たな地域産業の育成と雇用の創出を図るとともに、広域化・グローバル化*に対応した人材の育成や、セーフティネット*の整備を進めていく必要があります。

(5) 市民協働のまちづくりの進展

近年、市民参加によるまちづくりへの関心や必要性が高まっており、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実現するためには、行政による市民への積極的な情報提供や、市民の主体的なまちづくり活動への支援を進めていくことが求められています。

このため、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等の自主的な活動への支援を行い、育成を図るとともに、市民と行政のそれぞれの役割を明確にし、協働*（パートナーシップ）のまちづくりを推進していく必要があります。

(6) 多文化共生の地域づくりの進展

在留外国人のさらなる増加や、長期滞在化・定住化・多国籍化が進むことが予測される中、外国人市民が産業経済活動の下支えとしての役割だけでなく、地域の活力を高める存在となることが期待されています。

このため、外国人のみならずすべての人の連携・協働*により、多文化共生*のまちづくりを進めていく必要があります。外国人との相互理解を深め、より良い関係性を築きながら、ともに発展していく地域づくりを推進していく必要があります。

(7) 市民のライフスタイルや価値観の多様化

近年、社会経済状況の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、「物の豊かさ」よりも、「生活の質」や「心の豊かさ」が求められています。

例えば、都市化の進展や核家族化、単身世帯の増加、女性の社会進出などにより、家族や働き方を含めた個人のライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性を尊重し、地域の人間関係が希薄化する傾向にあります。

また、健康増進、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、余暇を利用した身近な活動への関心が高まるとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者（LGBT等）*、インターネットにおける人権などへの配慮が求められています。

このため、地域活動を支援しコミュニティの再構築を図り、ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会を形成していく必要があります。

(8) 情報化社会の進展による市民生活の変化

情報通信技術の急速な発達により、インターネットのブロードバンド*化、デジタルテレビ放送化とともに、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が飛躍的に普及し、市民を取り巻く生活環境は大きく変化しました。

また、ソーシャルネットワークサービス*（SNS）など、情報通信によるネットワークは、コミュニケーションツールとして定着し、多様化しています。

一方で、情報端末を活用しない市民も存在することを認識する必要があります。

このため、情報通信を活用した行政サービスや災害対策、学校におけるICT*教育の充実を進めるとともに、様々な情報伝達方法を確保しながら、誰もが必要なときに必要な情報やサービスを利用できる高度情報社会（ユビキタスネットワーク*）を形成していく必要があります。

(9) 持続可能な循環型地域社会の構築

地球温暖化*をはじめとする地球規模での環境問題への対策、河川や平地林等の身近な自然環境の保全など、様々な環境問題を解決するため、市民一人ひとりが積極的に環境保全・共生に取り組んでいくことが求められています。

このため、環境負荷軽減に必要な技術革新やライフスタイルの変革に加え、自然環境や農村環境の保全、グリーンイノベーション*の創出、スマートエネルギー*の活用など、市民、企業・団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら地球温暖化*防止活動を実施し、環境にやさしく持続可能な循環型社会*を構築していく必要があります。

(10) SDGsの達成に向けた取組の推進とSociety5.0の視点

国においては、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「SDGs*（エスディージーズ）」を達成するため、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション*」等の8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰ひとり取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

また、AI（人工知能）、ビッグデータ*、IoT*（モノのインターネット）、ロボットや自動走行車等の第4次産業革命の技術を取り入れ、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの様々な課題の解決を目指す「Society5.0*」を実現するとしています。

このため、SDGs*の達成に向けた取組を推進するとともに、第4次産業革命の技術を行財政、学校教育、産業、市民生活に積極的かつ最大限に取り入れていく必要があります。

■ 参考：SDGsにおける「世界を変えるための17の目標」



○本計画で取り組む各政策とSDGs*の17の目標との関連性について、基本計画において上記アイコンを用いて示します。

※SDGs*（Sustainable Development Goalsの）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

4 まちづくりの計画課題

本市のまちづくりに関する主な計画課題について、第5次総合計画の5つの柱(基本目標)を基本としつつ、本市を取り巻く社会潮流や市民意向調査結果などを踏まえて整理したものを、以下のようにとりまとめました。

■ 計画課題の体系

結城を未来につなぐ5つの計画課題

(1) みんなで支えあい安心して暮らせる社会福祉の充実

保健・福祉

- 地域が一体となった子育て支援の徹底
- 市民の健康づくりの推進と医療体制の充実
- 地域で支えあう福祉環境の充実

(2) 安全で住みやすさを実感できるまちづくり

都市・環境

- 高品質な都市基盤の整備とコンパクトな都市構造*の形成
- 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の確保
- 地球環境にやさしく持続可能な循環型社会*の構築

(3) 歴史と自然を育む活力あるまちづくり

産業・観光

- 自然環境や立地利便性を活かした地域産業の振興
- 新たな産業の創出と地域雇用の促進
- 地域資源を活用した観光振興と市民が誇れる結城ブランドづくり

(4) 未来を担う子どもと生き生きした市民を育むまちづくり

教育・文化

- 子どもの健全な育成と安心して学べる教育環境の充実
- 市民ニーズに対応した生涯学習やスポーツ・文化の充実
- 人権を尊重する社会の確立と多文化共生*社会の形成

(5) 協働で進める持続可能な自治・行政運営の実現

協働・行政

- 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進
- 健全な行財政運営の推進と広域連携の推進
- 市民の目線に立った行政サービスの充実

(1) みんなで支えあい安心して暮らせる社会福祉の充実

● 地域が一体となった子育て支援の徹底

少子化対策の一環として、若い世代の子育てへの不安を取り除くため、医療費の一部助成の継続や、妊娠から子育てまで切れ目ない総合的な支援・サービスの充実、障害を持つ子どもへの適切な支援、地域が一体となった、誰もが安心して結婚し子どもを生み、育てられる仕組みや環境を整備することが必要です。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要です。

● 市民の健康づくりの推進と医療体制の充実

市民の健康に対する意識を高めつつ、市民の健康増進や、医療機関との連携強化、健診・がん検診の受診率向上と保健指導対象者の減少に取り組むとともに、地域住民が支え合う仕組みを充実させ、住み慣れた家や愛着がある地域で、誰もが健康で生き生きと暮らすことができる環境を整備することが必要です。

また、市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある新たな感染症等が発生した場合でも、その影響を最小にとどめられるよう、平時からの備えと地域医療及び地域社会との連携強化が必要です。

● 地域で支えあう福祉環境の充実

高齢者・障害者（児）福祉サービス及び母子・父子・低所得者福祉サービスの適正な運用や、高齢者の生きがい・健康づくりの推進、在宅医療の推進、障害者に必要な支援機能を備えた拠点の整備、生活困窮者*への自立支援の充実を図るとともに、地域における災害時の避難支援や障害及び障害者に対する理解促進など、地域全体で高齢者・障害者（児）福祉を支える仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

(2) 安全で住みやすさを実感できるまちづくり

● 高品質な都市基盤の整備とコンパクトな都市構造の形成

市民の憩いの場となる公園や、地域の風土や文化を活かした落ち着いた景観、ゆとりのある良好な住環境、関連団体との連携・協力による市民生活に配慮した快適で利便性の高い道路・公共交通など、高品質な都市基盤を整備するとともに、集約とネットワーク化による市街地と農業地域のバランスのとれたコンパクトな都市構造*の形成や、老朽化した公共施設の適正配置と適正管理、機能向上により、多様なライフスタイルに対応することで定住人口を確保できるよう、まちの魅力を高めていく必要があります。

● 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の確保

災害や犯罪から市民生活を守るため、市庁舎を中心とした防災・減災に資する災害に強い生活基盤の整備や、災害から迅速に復旧・復興できる体制の整備とともに、地域が一体となった防災・防犯体制の充実、消防・救急体制の強化、健全な消費社会の実現などにより、誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の確保が必要です。

● 地球環境にやさしく持続可能な循環型社会の構築

地球環境にやさしいまちづくりの実現のため、市民一人ひとりが環境の大切さを十分に理解するとともに、SDGs*の視点を取り入れた地球温暖化*対策の推進、自然環境の保全や再生、地域の美化活動の推進、効率的な上下水道事業の運営、適正な排水処理の推進、適切なおみ処理・リサイクルに向けた回収・処理システムの改善、災害ごみ対策の徹底などにより、環境負荷が少なく、環境と共生した持続可能な循環型社会*を構築していく必要があります。

(3) 歴史と自然を育む活力あるまちづくり

● 自然環境や立地利便性を生かした地域産業の振興

豊かな自然環境を生かしながら、農業経営基盤の強化や農業基盤の整備、農業の生産力の増大と生産性の向上、農業後継者・担い手の確保と育成、農畜産物の販売促進や認知度向上・イメージアップ、地産地消・食育*の推進、6次産業化*等により、特色ある農業の振興と活性化を図る必要があります。

また、立地利便性を生かした魅力的な企業の誘致・育成、地域密着型の産業育成等による地域産業の活性化とともに、空き店舗を活用した中心市街地の活性化による魅力と活気にあふれた商業の振興が必要です。

● 新たな産業の創出と地域雇用の促進

社会経済情勢の変化や、労働環境の変化、働き方の多様化に対応しながら、企業経営・雇用の安定化や、本市の発展に寄与する新たな産業の創出、新たな工業団地の整備に向けた検討、地域産業を支える人材の育成などにより、地方創生*の視点から若者のニーズに対応した地域雇用の確保や、希望する人すべてが安心して働くことのできる環境の整備が必要です。

● 地域資源を活用した観光振興と市民が誇れる結城ブランドづくり

蔵の街並みや農業資源等の豊かな地域資源を活用した観光振興や、農商工が連携した特産品の開発、観光協会の組織強化・自立支援、外国人観光客を含む交流人口の増加の促進を図ることで、活気にあふれたにぎわいのあるまちづくりを推進する必要があります。

また、結城紬をはじめとする伝統産業の振興及び後継者の育成や市民が誇れる伝統工芸品の保存・継承、農畜産物のブランド化による魅力的で特色ある結城ブランド*等の推進を図ることが必要です。

(4) 未来を担う子どもと生き生きした市民を育むまちづくり**● 子どもの健全な育成と安心して学べる教育環境の充実**

少子高齢化や国際化などの変化に対応した教育内容及び学校施設の充実や、小中一貫教育の推進、学区・学校の再編による学校適正配置、奨学金制度の拡充、大学との連携による学生サポーターの充実、通学路の整備や防犯灯・防犯カメラ設置による安全確保など、子どもたちが健やかに育ち、郷土愛を深めながら安心して学ぶことができる教育環境を整備することが必要です。

● 市民ニーズに対応した生涯学習やスポーツ・文化の充実

市民のライフステージや多様なニーズに対応し、生涯学習*や地域教育の充実により誰もが生涯を通してともに学べる社会を実現するとともに、スポーツや文化・芸術に触れる機会の創出及び活動の推進、関連施設の適正な管理など、誰もが豊かな時間を過ごせる環境を整備することが必要です。

● 人権を尊重する社会の確立と多文化共生社会の形成

人権意識の高揚により、国籍や年齢、性的少数者（LGBT等）*、障害の有無に関わらず、差別がなく、自由・平等で市民の人権が尊重される社会を確立するとともに、男性と女性が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会*を推進することが必要です。

また、国際化・グローバル化*の進展や、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、国や地域を越えて活躍できる人材の育成・確保や、外国人に対する各種支援の拡充、国際交流・地域間交流の促進など、多文化と共生する社会の形成が必要です。

(5) 協働で進める持続可能な自治・行政運営の実現**● 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進**

市民が主体的にまちづくりに参加・参画できる環境の整備や、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等の充実により希薄となった地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民、企業・団体、行政が責任や役割分担を明確にしながら、みんなで支えあう協働*のまちづくりを推進することが必要です。

● 健全な行財政運営の推進と広域連携の推進

社会経済情勢の変化や地方分権*型社会の進展、市庁舎の建設等による公債費*の増加に伴い、財源の確保と併せて、行財政改革による効率的で質の高い自立した行政運営基盤の構築や、老朽化した公共施設の適正な配置と維持管理、職員の人材育成と意識改革・資質向上、出資団体の適正化などに取り組むとともに、日常生活圏の広域化に伴い、近隣都市が魅力や個性を発揮できる広域的な連携の推進を図ることが必要です。

● 市民の目線に立った行政サービスの充実

市民の多様なニーズに対応しながら、市民の目線に立ったきめ細かな行政サービスの充実を進めるとともに、高度情報化の進展やマイナンバーカード*の普及、市庁舎及び各出張所等の機能強化に伴い、情報セキュリティ対策を強化しつつ、将来性を見込んで実装可能なAIやIoT*、オープンデータ*などのICT*と政策課題などとを結び、効率的で効果的な行政サービスの利便性向上を進めることが必要です。

3

基本構想

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

1 基本理念・将来都市像

1-1 基本理念

基本構想の策定にあたっては、「結城を未来へつなぐ 新たな魅力あるまちづくり」を念頭に置きながら、次の3つを基本理念としました。

(1) 健幸*で安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが健康・長寿で幸せに暮らせる環境や、安心して子どもを産み育てられる環境の整備により、みんなの笑顔があふれるまちづくりを目指すとともに、地域の特性を踏まえた教育環境の整備により、未来を担う子どもたちが結城に愛着と誇りを持てるまちを目指します。

また、防災・防犯対策の充実や、質の高い生活基盤の整備とともに、多様な世代、性別、文化に対応した顔の見えるコミュニティづくりにより、安全・安心な地域共生社会*の実現を目指します。

*健幸：健やかで幸せな生活（医学的に健康な状態のみならず、生きがいを持ち豊かな生活を送れること）

(2) 地域資源を活用した魅力と活力あるまちづくり

古くからの歴史や伝統文化を継承し、美しい自然環境を保全しながら、新たな文化を創造し、地域資源として効果的に活用・発信することで、まち全体の魅力の向上を目指します。

また、東京圏に近接した利便性の高い立地条件を活かしながら、農業、商業、工業が連携した産業振興と新たな産業の創出により、地域経済の活性化を目指します。

(3) みんなの協働で未来を切り拓くまちづくり

市民のニーズにきめ細やかに対応した行政サービスの向上や、社会経済情勢の変化に即した行財政改革により、市民とともに、実効性と即効性のある行政組織づくりを目指します。

また、行政への市民参加・参画や、地域における市民活動の充実を図るとともに、市民、企業・団体、行政による協働*のまちづくりを目指します。

1-2 将来都市像

本市は、結城家や水野家の城下町として古くから栄えた歴史、ユネスコ無形文化遺産*である結城紬をはじめとする数々の伝統工芸、鬼怒川と田園風景等の豊かな自然環境など、市民が誇れる貴重な財産を有するまちです。

今後も、歴史や伝統、自然環境などを次代に継承しつつ、地域資源として活用しながら、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、魅力と個性あるまちを新たに創造していくことを目指し、将来都市像を「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」とします。

■ 将来都市像

みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城

みんなの想い

市民、企業・団体、行政の協働*のもと、子どもや高齢者、障害者、外国人など、多様な市民一人ひとりが主役となり、個性と能力を十分に発揮し、健康で生き生きと活躍しつつ、互いに支えあいながら、いつまでも安全・安心に生活できるまちづくりを目指すものです。

未来へつなぐ

市民が誇れる歴史や伝統をつむぎ、次代に継承しつつ、市街地と農業地域が調和し、共生した持続可能なまちづくりを創造することで、人口減少社会の中にあっても明るい未来を切り拓き、10年後も輝き続ける結城を目指すものです。

活力あふれ文化が薫るまち

多様な産業が連携しつつ、新たな産業や雇用を生み出しながら、強い経済を実現し、まちのにぎわいを創出するとともに、新しい文化を創造し、市民の郷土への愛着や誇りを育むことのできるまちづくりを目指すものです。

2 将来人口・土地利用構想

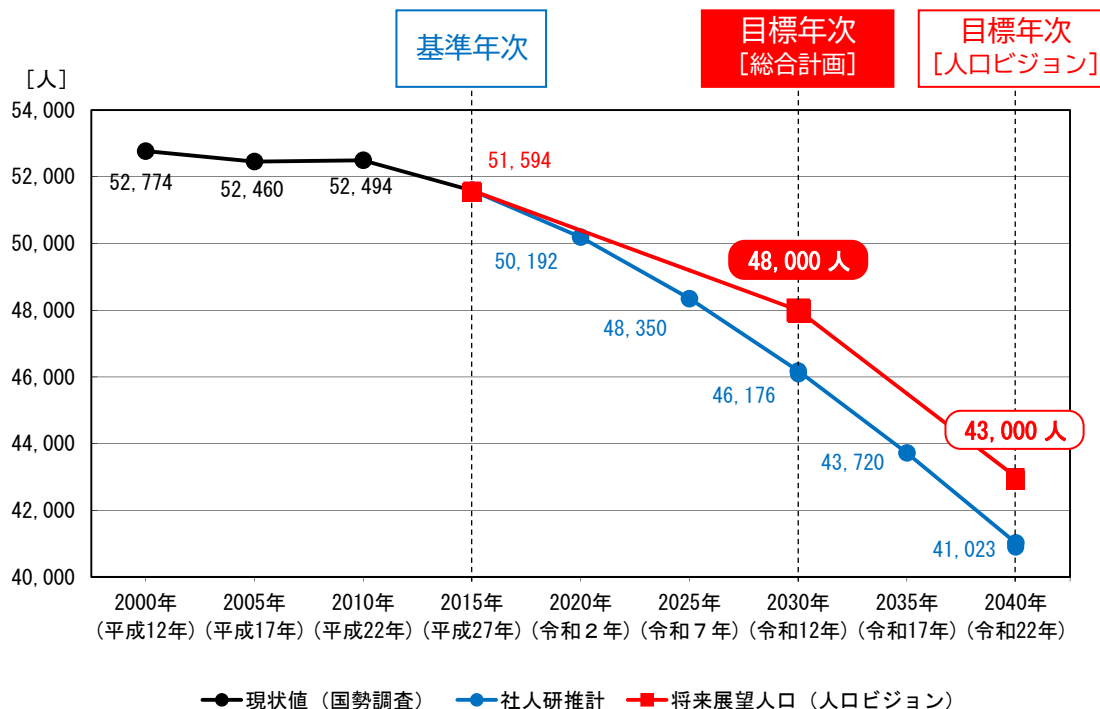
2-1 将来人口

本市においては、単年で転入超過を示す年がある一方、今後も大幅な自然減による人口減少や少子高齢化が進むと予測されます。

結城市人口ビジョン（2020改訂版）では、本市における人口の現状分析を行い、本市が目指すべき方向性と人口の将来展望を検討した結果、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計を基本としながら、総合戦略に位置付けた施策・事業を最大限かつ複合的に実施することにより、人口の減少をできるだけ抑え、人口ビジョンの目標年次である2040（令和22）年の人口を43,000人に設定しています。

そのため、第6次結城市総合計画においても、人口ビジョンで目指す姿を前提とし、2040（令和22）年の人口43,000人を実現できるよう、総合計画の目標年次である2030（令和12）年の人口を48,000人に設定し、転入人口の増加や転出人口の抑制などにより、人口の減少を抑制していくことを目指します。

■ 将来人口*



2-2 土地利用構想

(1) 都市空間整備構想

本市の都市空間整備構想は、誇れる歴史・文化の継承と、豊かな自然や田園環境との共生、快適な環境の創造を目指し、次の3つの視点から推進します。

● 誰もが安全・安心に生き生きと暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせるよう、教育、医療等の生活基盤が充実し、子育て、防災、防犯、ユニバーサルデザイン*、多文化共生*等に配慮したまちづくりを推進します。

● 市民が誇れる地域資源を活用した魅力と個性あるまちづくり

歴史的な街並みや自然豊かな田園風景を貴重な財産として守り、次代に継承するとともに、それらを活用したまちなぎわいと魅力の向上を図り、活気あふれるまちの創出や交流人口・関係人口*の拡大を進めます。

● いつまでも快適に暮らせるコンパクトなまちづくり

人口減少や高齢社会に対応した、誰もが住みたい・住み続けたいと感じる、持続可能なまちづくりを推進するため、都市機能の誘導・集約や公共交通の充実により、快適に暮らせるコンパクト+ネットワーク*のまちづくりを目指します。

(2) 土地利用構想

本市の土地利用構想は、「拠点」、「軸・ネットワーク」、「ゾーン」の3つの視点で整理し、次のように推進します。

① 拠点

都市の発展や地域の活性化を目指し、JR結城駅周辺や工業団地、地域の核となる施設や史跡等を拠点として位置付け、地域の特性を踏まえながら、効果的な活用を図ります。

■ 産業拠点

産業振興による地域経済の活性化を図るため、産業ゾーンを中心とした工業団地周辺における拠点の強化と、その基盤となる環境整備を図ります。

また、結城西部ゾーンにおいては、社会経済情勢の動向を踏まえつつ、広域幹線道路が結節する恵まれた立地条件を活かしながら、流通業務等の拠点整備を進めます。

■ 地域活性化拠点

地域の活性化を先導するため、城の内館跡周辺、日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺等における拠点の強化と生活環境や景観等の整備を図ります。

また、市庁舎や市民文化センターアクロス等が集積するシビックセンターゾーン*については、国道50号線の広域的な交通機能を最大限に活用して都市の発展につなげるため、広域商業サービスの集積、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等との一体的な活用を図ります。

なお、旧庁舎跡地については、南北市街地のバランスのとれた発展に配慮しながら、北部既成市街地や商店街の振興・活性化に資する活用を図ります。

② 軸・ネットワーク

都市間・地域間の連携を強化し、特色ある一体的な都市空間構造を形成するため、景観等に配慮しながら、骨格的交通網や河川等を軸・ネットワークとして位置づけ、交流ネットワークの形成を図ります。

■ 交通網の形成

本市の骨格となる広域を連絡する交通網や、都市間・都市内の地域や主要な拠点・施設を連絡する交通網の整備・充実を図ります。

■ 南北都市軸の形成

都市間・都市内交通網のうち、結城駅を中心とした市街地の南北軸となる交通網の整備・充実を図ります。

■ 水と緑の軸等の形成

鬼怒川や田園等の豊かな自然や水辺の環境を活かしたサイクリングロードを整備するなど、うるおいとやすらぎのある水と緑の軸を形成します。

■ その他の拠点等のネットワーク

幹線道路を活用した都市交流拠点や、日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺の地域活性化拠点を結ぶネットワークを形成します。

③ ゾーン

都市の健全な成長と良好な環境の形成に向けて、市街地と農業地域の共存に留意しながら、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。

市街地ゾーン

■ 商業地ゾーン

結城駅を中心とした南北の駅前通り周辺を商業地ゾーンとして位置付け、歴史的資源等を活用した商業の活性化、都市機能の誘導と利便性の向上、市民活動の拠点としての活用を図り、人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。

■ 住宅地ゾーン

商業地ゾーンの周辺市街地を住宅ゾーンとして位置付け、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成により、居住の誘導を図ります。また、北部地区は歴史的風情のある住宅地として、南部地区は都市型の計画的な住宅地としての形成を図ります。

■ 産業ゾーン

結城第一工業団地、結城第一工業団地上山川北部地区等の既存の工業集積地区を産業ゾーンとして位置付け、企業集積を図るとともに、新たな産業基盤の整備を検討します。

田園環境ゾーン

■ 重点整備ゾーン

日本花の会周辺、山川不動尊周辺、結城廃寺跡周辺を重点整備ゾーンとして位置付け、地域の活性化を先導するための拠点整備と合わせ、周辺環境や景観の整備を進めます。

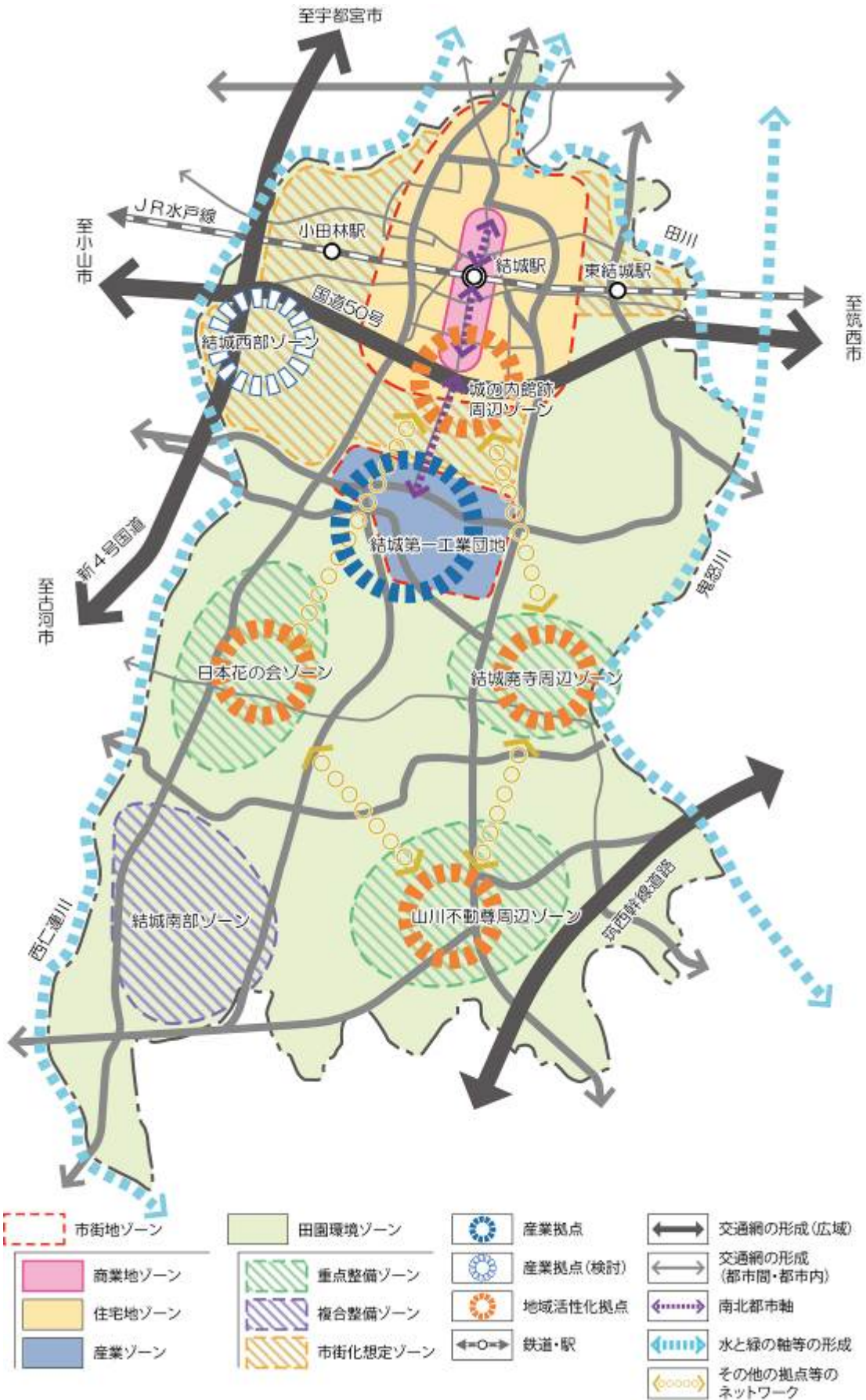
■ 複合整備ゾーン

江川地区の南部を複合整備ゾーンとして位置付け、恵まれた農業環境を活かしつつ、新たな産業を創出し、農業、製造、流通、販売等が連携した6次産業化*等による産業の複合化を図ります。

■ 市街化想定ゾーン

結城西部地区、小田林駅周辺地区、南部市街地以南の地区、東結城駅周辺地区を市街化想定ゾーンとして位置付け、既存の土地区画整理地内における宅地化の進捗と社会経済情勢を勘案しながら、長期的な視点に立ち、市街地ゾーンへの編入を検討します。

■ 都市空間整備構想図



3 まちづくりの目標

本市が目指すべきまちづくりの目標は、本市の特性や社会経済情勢の変化を踏まえ、次の5つを設定します。

基本目標 ① みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

保健・福祉

結城で暮らす子育て世代や子どもたちの笑顔があふれるよう、徹底した子育て支援を進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いで、自立した生活を送れる地域共生社会*の仕組みづくりを進めることで、「みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉」を目指します。

基本目標 ② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう

都市・環境

結城への移住・定住を促進するため、市街地と農業地域が調和した、災害に強く、利便性の高い都市基盤・交通環境の整備や、ゆとりとうるおいのある住環境の形成を進めるとともに、持続可能な循環型社会*を実現し、環境との共生や、身近な生活環境の保全を進めることで、「住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市」を目指します。

基本目標 ③ 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

産業・観光

地域経済が活性化するよう、産業基盤を整備しつつ、新たな起業と産業・雇用の創出を進めるとともに、観光の活性化と伝統産業の継承・振興を図れるよう、歴史的な街並みや神社仏閣、伝統産業、農業体験等の地域資源の保全と活用を進めることで、「歴史と自然を育みにぎわいと活力ある産業」を目指します。

基本目標 ④ 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

教育・文化

子どもたちの学力と郷土愛の向上を図るため、地域の特性を活かした教育環境づくりを進めるとともに、誰もが互いを尊重し、生涯を通して学び、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動に取り組み、国や地域を越えて交流できる環境づくりを進めることで、「未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域」を目指します。

基本目標 ⑤ みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

協働・行政

多様な主体に支えられた地域共生社会*を実現できるよう、市民、企業・団体、行政による協働*のまちづくりを進めるとともに、みんなにやさしい行政サービスを提供できるよう、効率的で即効性ある行財政改革や、窓口サービスの改善、情報化、広域連携等による行政サービスの向上を進めることで、「みんなの協働*で進める 持続可能な行政」を目指します。

4 施策の大綱

施策体系

施策体系は、まちづくりの目標に基づき、次のように設定します。

また、本総合計画と行政改革大綱の整合性を図り、行政経営を着実に推進するため、行政改革大綱を基本目標の1つに位置づけ、一体的な運用を図ることとします。

■ 施策体系

まちづくりの目標 [基本目標]	[基本施策]
① みんなで支えあい 安心して暮らせる 地域福祉を目指そう 保健・福祉	未来を担う子どもを育む環境づくり [児童福祉]
	健康長寿で安心できる暮らしづくり [健康・医療]
	地域で支えあう福祉環境の充実 [地域福祉/障害者(児)福祉/低所得者福祉/母子・父子福祉]
	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり [高齢者福祉]
② 住みたい・住み続けたい 安全・快適な 都市を目指そう 都市・環境	コンパクトで魅力あるまちづくり [都市計画]
	快適で住みやすいまちづくり [住環境/道路/公共交通]
	安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]
	地球環境にやさしいまちづくり [環境共生/生活環境/上下水道]
③ 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある 産業を目指そう 産業・観光	特色ある農業の振興と活性化 [農業]
	活力と創造力を育む商工業の振興 [商業/工業/地方創生*]
	地域資源を活用したにぎわいと交流の促進 [観光/伝統産業/シティプロモーション*]
④ 未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む 地域を目指そう 教育・文化	地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり [学校教育]
	生涯学習*環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造 [生涯学習*/地域教育/青少年の健全育成/芸術・文化]
	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 [スポーツ・レクリエーション]
	多様性を尊重し合える社会づくり [男女共同参画・人権/国際交流・多文化共生*/地域間交流]
⑤ みんなの協働で進める 持続可能な 行政を目指そう 協働・行政	市民と行政がともに支えあう体制づくり [市民参加/情報発信・公開/広聴広報/コミュニティ/ボランティア]
	自立した行政経営の構造づくり [行財政運営/広域連携]
	情報化社会に対応した行政サービスの向上 [行政サービス/情報化/個人情報保護]

「チャレンジする市役所」への変革！「行政改革」

4

前期 基本計画

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

※ 体系別計画に掲載されている下記の1～17のアイコンは、SDGs*の17の目標のうち、各施策に関連するものを表しています。

■ SDGs*の17の目標

	<p>①あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>⑩国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>②飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>⑪都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>③あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>⑫持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>④すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習*の機会を促進する</p>		<p>⑬気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>⑤ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント（能力開花）を図る</p>		<p>⑭海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>⑥すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p>⑮陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>⑦すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>⑯持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>⑧すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>		<p>⑰持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>⑨強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		

4

体系別計画

- | | | |
|----------|---|------|
| 1 | みんなで支え合い
安心して暮らせる
地域福祉を目指そう
保健・福祉 | p41 |
| 2 | 住みたい・住み続けたい
安全・快適な
都市を目指そう
都市・環境 | p61 |
| 3 | 歴史と自然を育み
にぎわいと活力ある
産業を目指そう
産業・観光 | p81 |
| 4 | 未来を担う子どもと
生き生きした市民を
育む地域を目指そう
教育・文化 | p95 |
| 5 | みんなの協働で進める
持続可能な
行政を目指そう
第5次結城市行政改革大綱
協働・行政 | p111 |

4

1 保健・福祉

みんなで支え合い
安心して暮らせる
地域福祉を目指そう

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

1 - 1 未来を担う子どもを育む環境づくり [児童福祉]



● 現状と課題

本市の18歳未満人口(国勢調査)は、2005(平成17)年が8,807人、2010(平成22)年が8,396人、2015(平成27)年が8,063人と減少傾向にあり、近年は400人前後で推移してきた年間出生数(統計ゆうき)も、2018(平成30)年が330人、2019(令和元)年が293人と大きく減少しています。

我が国では、急速な少子・高齢化による人口構造の変化、労働人口の減少や社会負担の増加、地域社会の活力低下などが社会経済に深刻な影響を与えています。また、共働き家庭の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え、社会全体として支援していくことが課題となっています。

行政においては、少子化、児童虐待、幼児教育・保育施設の待機児童、公立保育所の老朽化、保護者の養育への不安、子育ての経済的負担など、個別の問題に対する関係機関の連携強化や、安心して子育てできる児童福祉の充実に向けた地域資源の活用や育成などが課題となっています。

● 基本的方針

子育ては、保護者が行うことを基本としながらも、子育て世帯の経済的負担や精神的負担を軽減し、「子育ては楽しい」、「結城市で子育てしたい」、「結城市で子育てできてよかった」と感じられるような施策を展開することが大切です。地域が一体となり、地域と協働*で子育てできる、子育てにやさしいまち・人・地域となることが重要であるため、地域で安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備し、地域における人材の確保・育成や子育て世帯の交流を促進するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実や、保育施設等の保育環境の充実を図ります。

また、子育て世帯の不安やストレスをなくすため、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター*等による多様な子育て支援活動を実施するほか、子育てに係る経済的負担の軽減や、関係機関とのネットワークの構築を推進します。

さらに、地域や関係機関と連携しながら児童虐待の防止に取り組むとともに、親の経済状況や家庭環境により成育環境に格差が生じないように、保護者の就労・経済的支援や、子どもの生活・教育の支援など、子どもの貧困対策を推進します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 地域と協働した子育て環境の充実

子育て施策の充実や人材の発掘など、地域資源*を育成・活用・PRして、地域で子どもを見守り、「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を目指します。

2 保育環境の充実

延長保育、障害児保育、病児保育、学童保育等、保育を必要とする家庭への支援や幼児教育・保育施設へ財政的支援を実施し、よりよい保育環境の充実を目指します。

3 子育て家庭への支援

経済的負担の軽減を図るとともに、子育て関連の情報発信や子育て相談体制を充実させ、子育て家庭にやさしいまちを目指します。

4 児童虐待防止

医療、福祉、教育関連機関、警察及び地域が連携し、子どもやその保護者を見守り、気軽に相談することができる環境を整え、児童虐待のないまちを目指します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2期結城市子ども・子育て支援事業計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）	子ども福祉課

● 個別施策・主要事業

1 地域と協働した子育て環境の充実

地域の公民館や児童会館を活用して、子どもたちや子育て世帯の集いの場を形成するとともに、人的・物的資源を活用した子育てに関する支援の充実を図ります。

● 重点事業

主
要
事
業

- 集いの場創造事業〔子ども福祉課〕
地域での子どもたちの集いの場形成に向けた検討・推進

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
集いの場形成数	—	1 か所

- 放課後子ども教室推進事業〔子ども福祉課〕
放課後、学校における地域住民との交流の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
放課後子ども教室開設数	4 か所	6 か所

2 保育環境の充実

子育て家庭の相談に気軽に応じることができる人材の育成や、人的・物的資源を活用した子育てに関する助成を行います。

また、延長保育や病児保育など各種保育事業を実施する幼児教育・保育施設への財政的支援や、小学校の放課後児童を保育する学童クラブの運営を委託により行います。さらに、施設の改修・増築等による適正な定員の確保や、公立保育所の統合・新設・改築・民営化の検討を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

- 放課後児童健全育成事業〔子ども福祉課〕
小学校等の放課後児童を保育する学童クラブへの補助・委託の充実

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
実施箇所数	15 か所	17 か所

- 民間保育所補助事業〔子ども福祉課〕
幼児教育・保育施設が実施する各種保育事業への補助の充実や、民間保育所の整備に対する補助の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
実施箇所数	10 か所	11 か所

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

1-1 未来を担う子どもを育む環境づくり

3 子育て家庭への支援

妊娠期から出産、子育てまで切れ目ない支援のため、妊産婦・乳児健康診査事業や乳児全戸訪問等事業の実施、乳幼児健康診査の充実を図ります。

また、ファミリー・サポート・センター*事業や一時預かり事業の充実を図るとともに、子育て支援センターの運営や、子育て支援情報の発信と啓発、ひとり親家庭等への自立支援を含めた児童・家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。

さらに、高校生までの医療費の助成を実施するとともに、子育て家庭支援に関わる、関係各課等の協力体制の強化を推進します。

● 重点事業

主要事業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
● 地域子ども・子育て支援事業 [子ども福祉課] ファミリー・サポート・センター*事業や一時保育促進事業等、各種子育て支援事業の実施	ファミリー・サポート・センターの利用時間 1,687 時間	2,530 時間
● ママパパ子育て応援事業 [子ども福祉課] 通園していない乳幼児の保護者が一時預かり事業に要する費用を助成	利用者数 —	450 人/年
○ 地域子育て支援センター運営事業 [子ども福祉課] 未就園児と保護者に集いの場の提供及び情報発信、相談業務の実施	実施箇所数 2 か所	2 か所
● 少子化対策医療費助成事業 [保険年金課] 県の医療福祉制度に該当しない妊産婦及び小児(0歳から18歳まで)の医療費の助成	受給者数 2,570 人	2,600 人
● 妊娠・出産包括支援事業 [健康増進課] 妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない支援を実施	専門職による面接実施率 100%	100%
● 不妊治療費助成事業 [健康増進課] 特定不妊治療を受けている夫婦に対し医療費の一部を助成	妊娠した割合 34.6%	40%
○ 乳児家庭全戸訪問等事業 [健康増進課] 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問・相談支援、情報提供を実施	訪問率 97.3%	100%
○ 妊産婦・乳児健康診査事業 [健康増進課] 妊婦・産婦・乳児の健康診査及び新生児の聴覚検査に要する費用の一部を助成	産婦健康診査受診率 42.9%	80%

● 重点事業

主
要
事
業

- 乳幼児健康診査事業〔健康増進課〕
乳幼児に対する集団健診及び健診会場での相談指導を実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
受診率	92.9%	96%

- 学校給食センター運営管理事業（学校給食費支援事業）〔学校教育課〕
義務教育を3人以上同時に受けている3人目以降の学校給食費を無償化

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
学校給食費支援率	100%	100%

4 児童虐待防止

要保護児童等について、関係機関との情報共有及び対応方法の検討を行い、適切な支援の充実を図ります。

● 重点事業

主
要
事
業

- 要保護児童対策事業〔子ども福祉課〕
要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等の開催、児童相談所との連携による要保護児童等の情報共有

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
実務者会議開催回数	4回/年	4回/年



○市内2か所に設置された子育て支援センター

1 - 2 健康長寿で安心できる暮らしづくり [健康・医療]



● 現状と課題

本市の人口構成における 65 歳以上の者が占める割合は増加傾向にあり、食生活の乱れや運動する機会の減少から肥満や高血圧などの生活習慣病を発症する人、さらには重症化させ、生活の質が低下してしまう人もいます。

このような中、誰もがいつまでも健康で生き生きと生活していけるよう、生活習慣を改善し、生活習慣病の発症や重症化を予防するための支援として、運動・栄養など各種健康に関する教室の開催や、特定健康診査とがん検診を同時に受けられるようにするなど健康診査の環境整備に取り組んでいますが、教室参加者や健診等の受診者は固定化傾向にあり、2018（平成 30）年度の特定健康診査受診率は 28.8%、がん検診受診率は 9.3%といずれも低い状態にあります。

このため、健康な生活を維持するためにも受診者数を増やし、各々が自分の健康状態を正しく理解できるようにすることが急務となっています。

また、今後は、地域、企業・団体と行政が連携することで、「食」については、家庭や学校給食、職場での食事を通じた栄養に関する知識の習得や必要な栄養の摂取など、「食育*」の推進に取り組むとともに、「運動」については、体育の授業やクラブ活動、休日や余暇時間を活用し、時には一人で活動し、時には仲間と活動を共にするなど、健康づくりに対する意識を高めつつ、自主的に健康づくり活動に取り組めるような環境の整備が必要です。

● 基本的方針

誰もが生涯にわたって健やかで幸せに暮らしていくことができるよう、市民の健康に対する意識を高めながら、生活習慣の改善や運動等を通じた健康づくりを促進することにより、自ら健康づくりに取り組める環境の充実を図るとともに、日常生活における不安やストレスを和らげるため、心の健康づくりを支援する環境整備を推進します。

また、健康増進と感染症予防対策を強化し、市民自らが健康増進と病気・感染症予防に取り組めるよう各種検診の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療に努め、地域医療と連携した健康管理を促進し、生活習慣病や疾病の重症化の防止、医療費の抑制・適正化に努めます。

さらに、夜間や緊急時に誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、緊急医療体制や各種医療機関のネットワークを強化するとともに、在宅医療やかかりつけ医*などの地域医療を推進し、医療体制の充実を図ります。

結城市国民健康保険においては、策定したデータヘルス計画に基づき、被保険者に対し効果的な保健事業の適正かつ効率的な実施に努めます。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 健康づくりの推進

様々な手法を活用しながら、市民の健康に関する意識を高め、自ら心身の健康づくりに取り組める環境を目指すとともに、地域ぐるみの健康づくりの充実を図ります。

2 保健予防活動の充実

健診・検診を受けやすい環境を整備し、各種検診の受診率向上を目指します。また、疾病の予防、早期発見に結びつく保健活動の充実を図ります。

3 地域医療体制の充実

休日でも速やかに診療が受けられるよう初期救急医療体制の整備を図るとともに、救急搬送及び受入れの円滑な実施を推進します。

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適正な実施・運営を推進します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市健康増進計画	2018年度（平成30年度）～ 2027年度（令和9年度）	健康増進課
結城市新型インフルエンザ等対策行動計画	2014年度（平成26年度）～	健康増進課
結城市第3期特定健康診査等実施計画	2018年度（平成30年度）～ 2023年度（令和5年度）	保険年金課
結城市国民健康保険第2期データヘルス計画	2018年度（平成30年度）～ 2023年度（令和5年度）	保険年金課

● 個別施策・主要事業

1 健康づくりの推進

市民の生活習慣に関する意識啓発や、気軽に取り組める健康づくり活動の支援を行うとともに、健康的で活力ある生活を送るための食生活の改善等や運動普及の推進、健康な身体づくりの支援を行います。

また、ストレスから身を守り、こころの健康を保つための普及啓発、気軽に相談できる環境の整備を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

- 食育推進事業〔健康増進課〕
「食」について学習できる機会の提供

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
朝食を毎日食べる生徒の割合	85%	95%

- 運動普及推進事業〔健康増進課〕
運動普及推進員の養成・育成

普及員数	29人	50人
------	-----	-----

- 栄養改善推進事業〔健康増進課〕
食習慣の基礎となる時期に栄養の与え方を支援する離乳食教室を実施

教室実施回数	8回/年	10回/年
--------	------	-------

- 食生活改善事業〔健康増進課〕
食生活改善推進員の養成・育成

推進員数	36人	50人
------	-----	-----



○運動普及推進員による運動教室の様子



○食生活改善推進員の活動場面

2 保健予防活動の充実

個々の健康状態が把握できるように健康診査や各種がん検診の実施、受診勧奨を行うとともに、予防接種の公費助成など正しい知識の普及と勧奨に取り組みます。

また、個々の健康状態や生活習慣改善に応じた健康教育・健康相談を実施します。

● 重点事業

主
要
事
業

○ 健康診査事業 [健康増進課]

健康増進事業に基づく健康診査及び各種がん検診を実施すると共に必要に応じて事後指導を実施する

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
がん検診 平均受診率	13.9%	20%

○ 予防接種事業 [健康増進課]

定期予防接種の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
実施率	89.2%	95%

○ 健康教育相談事業 [健康増進課]

市民の健康増進に向け健康教室・出前講座を開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
健康教室開催数	7回/年	10回/年

3 地域医療体制の充実

医師会の協力による初期救急医療、病院群輪番制の実施、緊急搬送及び受入れ体制を支援するとともに、住み慣れた場所で自分らしく生活できるよう、在宅でも必要な医療が受けられる環境整備を行います。

また、骨髄ドナーの経済的な負担の軽減と、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の推進を図ることを目的として、ドナーに対し助成を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

● 緊急医療体制事業 [健康増進課]

結城市医師会への委託による休日医療体制の整備、地域住民の緊急搬送及び受け入れ体制への支援

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
救急搬送 受入れ病院数	2病院	2病院

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

1-2 健康長寿で安心できる暮らしづくり

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険加入者の健康維持・増進と医療費の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度に関する事務を進めます。

● 重点事業

主
要
事
業

- 特定健康診査等事業〔保険年金課、健康増進課〕
特定健診・特定保健指導の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
特定健診受診率	30.9%	60.0%

- 国保保健事業〔保険年金課、健康増進課〕
健康・医療情報の分析に基づいた健康状態に即した保健事業の実施

ジェネリック 医薬品普及率	75.2%	92.5%
------------------	-------	-------



○特定健康診査の様子



● 現状と課題

近年の少子高齢化や核家族化により、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加し、家族関係や地域の付き合いの希薄化が進み、災害弱者の支援者が見つけにくいケースや、不安を抱えたまま誰にも相談できず地域社会で孤立してしまう人が増えています。

また、長期化する引きこもりや介護と育児を同時に担わなければいけないといった一つの世帯で複数の課題が存在するケース等、複雑・複合化した課題解決のためには、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制が必要となっています。

障害者（児）への支援においては、障害福祉サービスの利用者や利用量が増加し、今後も利用者の多様なニーズへの対応が求められることから、必要なサービス量の見込みと確保を行うことや、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備が重要となります。

また、生活保護に至る前段階の生活が困窮している人や、増加傾向にあるひとり親家庭への経済的支援、自立支援についても今後の重要な課題となっています。

● 基本的方針

支援を必要とするすべての人が適切な福祉サービスを受けることができるよう、市民のニーズを把握しながら、地域福祉計画に基づく市民・事業者・行政の協働*による地域福祉事業や福祉サービス等の計画的な推進を図ります。

また、子どもや高齢者、障害者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を強化し、地域における見守り活動や災害時の避難支援とともに、地域福祉の担い手として期待される市民団体やボランティア人材の育成により、地域住民のつながりを強化し、地域で支えあう福祉環境づくりを一体的に進めるほか、障害者福祉センターに指定管理者を設置し、地域福祉の拠点施設として、地域福祉事業、障害福祉サービス事業等を実施します。

すべての障害者（児）が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参画し、有する能力や特性に応じ自立した生活が実現できるようノーマライゼーション*を普及させ、差別や偏見をなくすとともに、地域や家庭での生活の支援など、障害の種類や程度に応じた多様な福祉サービスを提供できる環境整備を進めます。

母子・父子家庭や、生活に困窮する人が、一人ひとりの能力を十分に発揮し、自立して生活できるよう、関係機関との連携を強化しながら、働く意欲と能力のある人の生活の安定と経済的な自立を支援するため、社会保障制度の適切な運用に努めます。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 地域福祉の充実

市民・事業者・行政の協働*による地域住民のネットワークを形成することにより、住んでいる地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域社会と、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、どの場面で何をすべきかを考え、地域の様々な生活課題を解決していく仕組みづくりを推進します。

2 障害者（児）福祉の充実

障害のある人もない人も互いに認め合い、自ら望んだ日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関、各種団体、地域住民と連携・協力して福祉の充実を図ります。

障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人が共生する社会の実現を目指します。

3 生活保障の充実

生活困窮の状況を把握し、様々な社会保障制度を活用しながら、市民一人ひとりが明日の生活に不安を持たず、安心して生活することのできる基盤づくりを目指します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第3期ゆうきの地域福祉計画	2018年度（平成30年度）～ 2022年度（令和4年度）	社会福祉課
結城市障害者計画（第3期）	2021年度（令和3年度）～ 2026年度（令和8年度）	社会福祉課
結城市障害福祉計画（第6期）	2021年度（令和3年度）～ 2023年度（令和5年度）	社会福祉課
結城市障害児福祉計画（第2期）	2021年度（令和3年度）～ 2023年度（令和5年度）	社会福祉課
結城市自殺対策計画	2020年度（令和2年度）～ 2023年度（令和5年度）	社会福祉課

● 個別施策・主要事業

1 地域福祉の充実

子どもや高齢者、障害者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り、必要な生活支援サービスが利用できるよう、民生委員児童委員や自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター等との連携強化を図るとともに、企業等が行う見守り活動を推進し、小学校区単位に住民主体で設置した協議体*による生活支援の担い手の発掘や養成、ネットワーク化を図ります。

また、社会福祉協議会等を通じ、地域福祉の担い手として期待されるボランティアやボランティア団体、市民団体の育成や活動を支援し、地域福祉の増進・充実及び地域組織の活性化を図ります。

さらに、災害時に自ら避難できない要支援者に対し「個別計画」を作成し、迅速な安否確認や避難支援が実施できるよう、行政と地域が連携して地域力の強化を図ります。

● 重点事業

主
要
事
業

- 避難行動要支援者対策事業【社会福祉課】
避難行動要支援者を支援する地域の支援者の決定と避難経路などの個別計画作成
- 生活支援体制整備事業【介護福祉課】
生活支援コーディネーター*の配置、協議体*の活動支援

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
個別計画登録者数	433人	550人
第2層協議体開催回数	66回	90回



○ふれあい福祉のつどいの様子



○協議体の活動場面

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう

1-3 地域で支えあう福祉環境の充実

2 障害者（児）福祉の充実

障害者総合支援法に基づき、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的職員が、障害のある人やその家族からの相談を受けて、個別の障害特性に合った障害福祉サービス利用への情報提供や助言、権利擁護*に必要な支援等を行うとともに、児童福祉法に基づく共生社会の形成促進の観点から、教育・保育機関との連携を図りつつ、乳幼児期から切れ目のない支援を図ります。

また、障害のある人が地域で自立して安心した日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の中核的な役割を担う市地域自立支援協議会の運営を通して、関係機関と連携して社会参加への支援及び障害への理解を促進し、障害福祉の増進を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 障害者相談支援事業 [社会福祉課]

障害者（児）に対し情報提供や権利擁護*に必要な支援、相談支援体制の整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
利用者数	305 人/年	455 人/年

○ 運営管理事業（障害者福祉センター） [社会福祉課]

指定管理者との年度協定の締結による、施設管理運営の委託

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
利用者数	14 人	20 人

○ 障害者社会参加促進事業 [社会福祉課、健康増進課]

精神保健の啓発、レクリエーション・文化芸術活動等への支援、手話・朗読奉仕員養成講座の開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
参加者数	795 人/年	874 人/年

3 生活保障の充実

生活困窮者*に対して、就労、その他の自立に関する相談支援や、就労に従事するための準備としての指導・訓練、家賃を補助する住居確保給付金の支給による支援、子どもに対する学習支援を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 生活困窮者自立支援事業 [社会福祉課]

生活困窮者*に対する自立に向けた支援

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
相談件数に対する一般就労者数割合	9.9%	15.0%

1 - 4 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり [高齢者福祉]



● 現状と課題

高齢者福祉サービスにおいては、団塊世代が後期高齢者となり、介護や医療費等の社会保障費の急激な増加が見込まれる「2025年問題*」に対応するため、高齢者の生活を地域で支える「地域包括ケアシステム*」の深化と推進が最重要課題となっています。

また、今後2040年に向けて、単身高齢者や低年金高齢者の増加に伴う経済格差の拡大と複雑な福祉的課題を抱えた高齢者世帯の増加が予測され、社会福祉の専門性を活かしたソーシャルワークの重要性が、これまで以上に求められます。

高齢者を対象とした福祉分野においては、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の住民がそれぞれの役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活が送れる仕組みづくりを進めていく必要があります。

● 基本的方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きることが尊重され、安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」を構築する体制の充実を図るとともに、介護サービスの適正な供給量の検討を行い、今後必要とされる介護保険施設等の整備を計画的に進めます。

また、地域で安心・安全に在宅生活を継続していけるように、介護保険事業などの公的サービスに加えて、多様な主体による生活支援サービスの活用を図り、地域一丸となった支えあい活動を推進します。

推進にあたっては、「自助・互助・共助・公助」に基づく「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」の地域の資源を発掘・整備し、組み合わせることで、利用者のニーズに対応できる社会の構築を目指すとともに、高齢者が介護を必要とする状態になったとき、安心して介護サービスが受けることができるよう、介護保険事業の円滑な運営と介護サービスの質の向上を図り、介護サービスの充実に努めます。

さらに、新たに高齢者のフレイル*予防など多様な課題に対応した保健事業を行うため、運動、口腔衛生、栄養、社会参加の観点から保健事業と介護予防事業の一体的な推進を図ります。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者の多様性や自発性を尊重し、様々な生きがいづくり活動に参加できる機会の充実を図るとともに、地域づくりの担い手として活躍できる場を提供します。

また、介護が必要な状態になった場合、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活を送ることができるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護給付費の適正化に努め、利用者負担の軽減を図ります。

2 地域包括ケアシステムの構築

少子高齢化が進む中で、地域の実情に応じて住み慣れた地域で自分らしい生活を営めるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を日常生活の場で一体的に提供できる地域体制づくりを推進します。

3 介護予防の推進

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らしていけるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康寿命の延伸を目指した健康づくりを推進します。

また、高齢者の身体の状態に応じた介護予防メニューの展開や、介護予防の普及啓発活動に取り組みます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第8期結城市高齢者プラン21	2021年度（令和3年度）～ 2023年度（令和5年度）	介護福祉課

● 個別施策・主要事業

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者プラン 21 に基づき、総合的かつ計画的に高齢者福祉施策、介護サービスを展開し、生きがいづくりや社会参加の促進を図るとともに、充実した介護サービスが提供できるよう介護給付費、要介護認定事務の適正化を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

● 重点事業

主 要 事 業	○ 施設運営管理事業(生きがいふれあいセンター) [介護福祉課] 高齢者へふれあいの場の提供、生きがい活動、健康増進及び介護予防の推進	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
		延べ利用者数	8,200人 /年	9,000人 /年
	○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業 [介護福祉課] ひとり暮らし高齢者等宅への通報器の設置による緊急時の支援	設置台数	305台	380台
	○ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 [介護福祉課] 関係機関とのネットワークによる徘徊の恐れのある認知症高齢者等の支援	協力事業所数	27事業所	50事業所
○ 介護給付等費用適正化事業 [介護福祉課] 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修の点検・福祉用具の確認・医療情報の突合・縦覧点検、介護給付費通知等の取組	介護給付等費用適正化事業の実施	5事業	5事業	



○生きがいふれあいセンター

2 地域包括ケアシステムの構築

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していく地域づくりを推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 総合相談事業 [介護福祉課] 介護等に関する総合的な相談窓口の設置	指標名 延べ相談件数	現状値(R1) 5,612 件/年	目標値(R7) 8,000 件/年
○ 認知症総合支援事業 [介護福祉課] 認知症に関する正しい知識の啓発と早期発見・早期対応の取組や認知症本人と家族の視点を重視した地域づくりの推進	認知症カフェ参加者数	237 人/年	500 人/年
● 在宅医療・介護連携推進事業 [介護福祉課] 在宅医療の普及啓発、医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築、市民向け相談窓口の設置	参入・連携する医療機関数	8 機関	10 機関
○ 家族介護支援事業 [介護福祉課] 介護用品の支給や介護を学ぶための介護教室と介護者同士の交流会の開催	教室・交流会開催数	16 回/年	18 回/年
○ 地域自立生活支援事業 [介護福祉課] 調理が困難な高齢者への配食サービスの提供による栄養管理及び安否確認の実施	延べ配食数	10,873 食/年	14,000 食/年
○ 地域ケア会議推進事業 [介護福祉課] 多様な関係者と協働*による高齢者を地域で支えるための地域包括ケアシステム*の構築	地域ケア推進会議開催回数	1 回/年	2 回/年



○ 認知症カフェの様子

3 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の支援と育成を推進します。

また、後期高齢者への加齢に伴う筋力や心身機能低下、栄養改善を目的とするフレイル*予防を図るため保健事業と介護予防を一体的に推進します。

● 重点事業

主
要
事
業

○ 健康教育事業【介護福祉課】

介護予防講演会、健康づくり教室、認知症予防教室、運動機能向上教室、老人クラブ健康相談、生きがい講座の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
講座・教室の開催数	786回/年	850回/年

○ 地域介護予防活動支援事業【介護福祉課】

介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士の育成と養成

養成者数	181人	231人
------	------	------



○シルバーリハビリ体操の様子

4

2 都市・環境

住みたい・住み続けたい
安全・快適な
都市を目指そう

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

2-1 コンパクトで魅力あるまちづくり [都市計画]



● 現状と課題

本市は、市制施行後に市町村合併を経験していないため、他自治体と比較すると面積や人口規模は小さいものの、市の北部には歴史と伝統を受け継ぐ街並みが残り、北西部から中央部には土地区画整理事業*等による新市街地が形成され、南部には工業団地や農業地域が広がるなど、バランスのとれた土地利用となっています。

市街地では、人口の急激な減少と高齢化を背景として、子育て世代や高齢者にとって、安全で安心な生活環境を整えるとともに、地域ごとの特性を踏まえた持続可能なまちづくりの形成が課題となっています。

特に、北部市街地においては、寺社・見世蔵*などが残る歴史的景観を活かしたまちづくりを推進するため、地域資源*を活用し居住人口や市外からの来街者の更なる拡大を促進することによる、活気あるまちづくりが求められています。

また、市民の集いの場である都市公園の適正な管理と計画的な整備・改修のほか、既存都市施設のバリアフリー*化などが課題となっています。

● 基本的方針

結城駅北部の歴史的な街並みを残す趣ある地域や、土地区画整理を基盤とした都市的な市街地、郊外に広がる田園風景などの特徴を活かしながら、市街地と農業地域のバランスの取れたコンパクトな都市基盤を構築します。

具体的には、人口減少・高齢化社会の急速な進展を受け、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、これらの施設を公共交通などによりアクセスしやすくするなど、都市全体を再構築するために「立地適正化計画」を策定し、持続性の高い安全・安心で魅力的なまちづくりを推進します。

また、良好な都市環境を形成するため、公園・緑地等の計画的な整備や適正な管理を実施するとともに、蔵の街並みや自然、農地などを活用して良好な景観を維持・保全し、地域特性を引き出すまちづくりを進めるほか、市景観計画に基づき、水と緑があふれ、農地や山林を活かした景観、歴史・文化を伝える風格ある景観、まちなかの魅力とにぎわいのある景観など、地域資源*を活用した景観づくりを市民協働*で推進します。

加えて、土地区画整理事業*の進捗に合わせながら都市公園の整備を行うとともに、各種地域団体と協議を行いながら公園愛護協力会の設立を促進し、地域との協働*による適正な管理を目指すほか、既存施設については、誰もが安全・安心に利用できる憩いの場を提供するため、利用者のニーズに対応しながら、施設の改修やバリアフリー*化、樹木の適正な管理などを行います。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 計画的な市街地の形成

都市施設などの計画的かつ効果的・効率的な整備により、安全・安心な生活環境を整えるとともに、コンパクトな都市構造*の形成を目指します。

2 公園・緑地の整備・充実

公園・緑地などの計画的な整備を図るとともに、市民との協働*による適正な樹木管理や除草管理を推進し、安全・安心で快適な憩いの場を目指します。

3 良好な景観形成

地域資源*を活用した結城らしいまちづくりや、落ち着いたある景観・街並みづくりに向け、市民・事業者・行政が、ともに協調・協働*しながら取り組みます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市都市計画マスタープラン	2017年度（平成29年度）～ 2025年度（令和7年度）	都市計画課
立地適正化計画	2022年度（令和4年度）～ ※策定予定	都市計画課
都市再生整備計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）	都市計画課
結城市景観計画	2017年度（平成29年度）～	都市計画課
結城地区街なみ環境整備事業計画	2019年度（令和元年度）～ 2028年度（令和10年度）	都市計画課
城跡周辺地区地区計画	1992年度（平成4年度）～	都市計画課
結城市防災子ども安全まちづくり計画	2018年度（平成30年度）～ 2022年度（令和4年度）	都市計画課
結城第一工業団地上山川北部地区地区計画	2019年度（令和元年度）～	都市計画課

● 個別施策・主要事業

1 計画的な市街地の形成

都市計画マスタープラン*に基づき計画的な市街地形成を進めるとともに、高齢化、人口減少社会を見据えた持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。

その一環として、本市の公共交通の中心である結城駅においては、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、結城駅に架かる友愛メルヘン橋の適正な施設管理を行うとともに、駅南口にエレベーターを設置し、自由通路のバリアフリー*化を図ります。

また、地籍調査事業を推進し、一筆地調査・測量を行い、土地に関する基本資料を整備します。

● 重点事業

主
要
事
業

- 友愛メルヘン橋エレベーター整備事業
(都市再生整備計画事業) [都市計画課]
結城駅南口へのエレベーターの設置

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
整備	計画	整備完了

- 地籍調査事業 [土木課]
一筆ごとの地目、境界、地積等土地の正確な実態把握

地籍調査事業 完了率	68.1%	73.0%
---------------	-------	-------



○結城駅南口

2 公園・緑地の整備・充実

市民の憩いと交流の場を提供するため都市公園等の整備を計画的に行うとともに、老朽化した公園施設を適切に管理し、安全で安心な環境整備に努めます。

山川不動尊周辺地区に自然を利用した公園を整備し、地域と一体となった憩いの場を形成することにより、子どもたちの教育環境の充実や地域活性化を図ります。

● 重点事業

主要事業

- 都市公園整備事業（都市再生整備計画事業）
[都市計画課]
南部中央公園改修整備、浦町児童公園トイレ整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
整備	計画	整備完了

- 山川不動尊あやめ園整備事業 [都市計画課]
山川不動尊あやめ園の整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
整備	調査	整備完了

3 良好な景観形成

北部市街地を中心とした貴重な歴史的建造物が残る街並みや文化資源等を保護、活用しながら、良好な景観形成を誘導します。

● 重点事業

主要事業

- まちづくり活動推進事業 [都市計画課]
道路美装化、修景施設等の整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
道路美装化	—	3路線



○都市公園整備事業



○歴史的建造物が残る街並み

2-2 快適で住みやすいまちづくり [住環境/道路/公共交通]



● 現状と課題

少子高齢化・人口減少の進展に伴い、子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまちづくりが求められており、都市・環境施策において市民の足となる公共交通の充実や、生活に身近な道路の整備が課題となっています。

本市では、土地区画整理事業*を通じて、道路などの公共施設の整備改善を進め、土地利用の増進を図るとともに、秩序ある良質な住環境の形成に取り組み、若者・子育て世代等の若い世代を呼び込み、定住化の促進を図っています。

交通基盤となる道路網は、新4号国道と国道50号の2つの国道を基幹に、主要地方道6路線、一般県道8路線の計16路線によって構成されていますが、生活道路については老朽化が進んだ箇所が多く見受けられ、歩道整備・バリアフリー*化などへの対応が遅れていることから、適切な改修整備計画を策定し、良好な交通環境の形成を目指す必要があります。

公共交通については、JR水戸線が東西に走り、市内には3つの駅が設置されているほか、市南部には民間路線バスが1路線運行されています。加えて、市では高齢者や運転免許証未取得者などの移動手段を確保するため、市内巡回バス（8路線）を運行しています。

● 基本の方針

市民の住生活の向上を目指すため、市街地における良質な住宅の供給や、農業地域における集落環境の整備、空き家等の既存住宅の活用など、計画的な住環境の整備を推進します。

土地区画整理事業*は、生活道路の改善や公園の整備、水道・下水道等の整備を一体的に行えるなど、効率的にまちづくりを進められる事業であることから、新市街地の形成を目的とする「南部市街地（結城南部第二、第三土地区画整理事業*）」においては、新庁舎を中心とした広域交流拠点として整備を推進するとともに、住環境の整備を目的とする「結城北部地区（富士見町、逆井、四ツ京土地区画整理事業*）」においては、歴史的風情ある北部市街地の周辺地域としてふさわしい良好な住環境を形成するため生活拠点としての整備を促進・支援します。

また、本市の経済活動や市民生活を支え、誰もが安全で安心して移動できる交通環境を充実させるため、広域的な道路ネットワークを形成するとともに、都市の骨格となる幹線道路・生活道路の整備や、計画的な維持管理、バリアフリー*化や主要道路の歩道設置など安全で便利な道路空間の整備を進めます。

さらに、既存の市内巡回バスに加えて、多様な主体による連携・協力、新技術・サービスの活用などにより、自家用車だけに頼らない、高齢社会や交通弱者にも対応した公共交通の充実を図ります。

これらの事業を継続的に進めることで、子育て世代や高齢者にとっても住みやすい地域環境を整え、定住促進による人口増を目指します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 良質な住宅地の整備

土地区画整理事業*により新市街地の良好な住環境の形成に取り組み、子育て世代や高齢者にも住みやすく、住み続けたい地域環境づくりを目指すとともに、市営住宅についても建替えや民間住宅借上げ等の検討を行いながら、長寿命化改修により良質な住宅を整備し、住宅確保要配慮者への供給を図ります。

2 道路ネットワークの形成

都市活動を支え、市民の生活利便性や工業団地等の拠点へのアクセス性を向上させる道路の整備、適正な維持管理を推進します。

3 良好な住環境の形成

未舗装区間や雨水排水の計画的な整備により、生活利便性の向上や快適な環境の形成、子ども・高齢者にやさしい魅力あるまちづくりを目指すとともに、住宅改修への助成により、住み慣れた我が家での生活が継続できる環境づくりを目指します。

4 道路維持管理の充実

誰もが安全で快適に通行できるよう、生活道路の維持管理に努めます。

5 公共交通ネットワークの充実

誰もが目的地まで快適・安全に移動できるまちづくりを目指し、市内巡回バス等を活用した利便性の高い公共交通網の整備推進や、多様な交通手段の確保など、公共交通ネットワークの充実を図ります。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市営住宅マスタープラン	2016年度（平成28年度）～ 2025年度（令和7年度）	都市計画課
空家等対策計画	2021年度（令和3年度）～ ※策定予定	都市計画課
結城市橋梁長寿命化修繕計画	2011年度（平成23年度）～	土木課
結城市道路修繕計画	2014年度（平成26年度）～ 2024年度（令和6年度）	土木課
結城市地域公共交通計画	2022年度（令和4年度）～ ※策定予定	企画政策課

● 個別施策・主要事業

1 良質な住宅地の整備

結城南部第二、第三土地区画整理事業*における道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売を推進するとともに、富士見町、逆井、四ツ京土地区画整理事業*の促進・支援を図ります。

また、市営住宅マスタープラン*に基づいた改修工事を実施し、適正な市営住宅の管理と住宅確保要支援者への対応を進めます。

● 重点事業

● 土地区画整理事業（結城南部第二） [区画整理課] 道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施	指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
		進捗率	96.2%
● 土地区画整理事業（結城南部第三）[区画整理課] 道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施	進捗率	91.2%	97%
● 富士見町土地区画整理事業 [区画整理課] 事業の進捗管理、事業の促進・支援	進捗率	85.6%	92%
● 逆井土地区画整理事業 [区画整理課] 事業の進捗管理、事業の促進・支援	進捗率	95.1%	99%
● 四ツ京土地区画整理事業 [区画整理課] 事業の進捗管理、事業の促進・支援	進捗率	83.3%	91%
○ 市営住宅維持改修事業 [都市計画課] 市営住宅の修繕及び長寿命化工事	改修棟数	36棟	58棟

主
要
事
業



○結城駅南部に広がる住宅地

2 道路ネットワークの形成

市の骨格となる地域幹線道路と生活道路の拡幅整備、歩道の確保を推進し、利便性の向上と地域間交通の円滑化を図ります。

● 重点事業

主要事業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
● 都市計画道路整備事業 [都市計画課] 都市計画道路3・4・18号鹿窪・砂窪線の整備	整備	計画 → 工事着工
○ 市道5234号線道路改良事業(明野間々田線~市道5235号線間) [土木課] 道路の拡幅による通学児童の安全の確保	進捗率	0% → 100%
○ 市道0109号線舗装整備・街路灯LED化事業(都市再生整備事業) [土木課] 歩道のバリアフリー*化及び車道の整備、既存照明のLED化	進捗率	0% → 100%
○ 市道0115号線道路改良事業(市道0115号線~市道0230号線間) [土木課] 道路の拡幅による通学児童の安全の確保	進捗率	0% → 100%

3 良好な住環境の形成

未舗装道路の計画的な舗装整備を行うとともに、排水設備が未整備のために冠水が発生する道路の計画的な改修整備を進めます。

また、県や空家等対策協議会と連携し、空き家対策を検討します。

● 重点事業

主要事業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
○ 市道整備事業 [土木課] 生活道路として利用している未舗装道路の舗装整備	舗装整備率	64.4% → 65.9%
○ 市道排水整備事業 [土木課] 市道の排水整備に伴う側溝新設及び既設側溝の改修	排水整備率	25.6% → 26.9%
○ 空家等対策事業 [生活環境課、都市計画課] 県の連絡会議や空家等対策協議会と連携した空き家の維持管理や利活用の検討	協議会開催数	1回/年 → 1回/年

4 道路維持管理の充実

生活道路を安全に利用できるよう、維持補修と経年劣化した道路舗装の計画的な修繕を行います。

● 重点事業

主要事業

- 市道舗装補修事業【土木課】
危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な道路整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
生活道路の舗装打替延長	1.6km/年	1.6km/年

- 市道舗装修繕事業【土木課】
1・2級幹線市道の経年による劣化や老朽化による劣化や損傷した道路舗装の計画的な修繕

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
幹線市道の舗装打替延長	0.4km/年	0.4km/年

- 橋梁維持補修事業【土木課】
橋梁の定期点検及び老朽化による劣化や損傷した橋梁の計画的な修繕

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
修繕必要橋梁数(判定Ⅲ)	31橋	0橋

5 公共交通ネットワークの充実

市内巡回バスの運行を継続しつつ、市民、来訪者等の利便性向上や周辺市町との広域公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、JR水戸線、路線バス、タクシー等の既存の公共交通機関の利用促進を図るとともに、市民が行う互助による輸送サービスへの支援や自転車を活用する多様な交通手段の連携など、新たな公共交通サービスを視野に入れた公共交通ネットワークの充実に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

- 公共交通整備事業【企画政策課】
市内巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保、公共交通網の検討

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
年間利用者数	24,398人	32,190人



○土地区画整理事業による住環境の整備



○市内巡回バス

2-3 安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]



● 現状と課題

近年、想定を超えた様々な自然災害が多発しており、本市にも大きな被害をもたらしています。今後も、日本各地で大きな地震や異常気象による風水害等の発生が予測される中、本市においても、河川や地形等の特性にあわせた災害対策の再確認や、過去の災害の課題に対応するための施設等の整備、地域と連携した防災体制の見直しが必要となっています。

新たな感染症の流行は災害対策にも大きな影響を及ぼしており、地震や河川洪水等による災害が発生した場合でも、可能な限り感染リスクを低減させた救助・復旧活動や避難所運営が求められています。

また、交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にありますが、近年社会問題化している危険運転や高齢ドライバーによる事故などに対処するため、市民一人ひとりが自動車・自転車運転のルールとマナーを遵守し安全運転に努めていくとともに、市民生活の安全・安心を確保するため、警察署、防犯協会、地域と連携のもと、地域防犯リーダーの育成や、防犯パトロールの活動など住民の防犯意識の高揚、情報の迅速な収集・伝達や住民参加による犯罪のない安心できるまちづくりを推進することが重要です。

● 基本の方針

市民を地震や洪水などの自然災害などから守り、安全に暮らせるまちづくりを実現するため、事前の防災・減災や迅速な応急対策・復旧・復興、自助・共助・公助の適切な組合せによる取組など総合的な防災対策を推進するとともに、木造建物の耐震化など災害に強い市街地の形成や、新庁舎を拠点に地域が一体となった防災体制の強化、迅速な対応を実現する消防・救急体制の強化を進めます。

大規模災害発生時は、行政のみで対応することには限界があることから、消防団員の確保・育成や、自主防災組織の活動支援、地域防災協力員との連携など地域における危機管理体制を確立し市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い生活基盤づくりに向けて非常用食糧をはじめ生活必需品、資機材の充実や、災害発生時の情報伝達手段の多様化、感染症拡大防止にも配慮した避難所、防災倉庫・防災施設の拡充、住民への広報強化を図ります。

また、交通事故や犯罪から身を守るため市内全域の危険箇所を把握し、交通安全施設や防犯設備を整備するとともに、交通安全活動や防犯パトロールなど民間活動と協働*し、交通安全や防犯対策を強化したまちづくりに取り組むほか、交通関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識を醸成するため、交通安全教室の開催や啓発活動も推進します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 防災対策の充実

安全で安心なまちづくりを目指し、市民、企業・団体、行政が連携した防災体制と、「自らの安全は自ら守る」という積極的な防災対策を推進します。

2 防犯対策の充実

防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯の取組などにより、誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

3 交通安全対策の推進

誰もが安全に目的地に移動できるよう、わかりやすい道路案内標識等の設置や、通学路における街路灯・歩道の設置など、交通安全施設の整備とともに、交通安全意識の啓発を進めます。

4 消防体制の強化

常備消防の広域化、非常備消防の充実、施設の整備を推進するとともに、市民の火災予防意識を高揚し、予防消防の重要性の周知を図ります。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市地域防災計画	—	防災安全課
結城市国土強靱化*地域計画	2022年度（令和4年度）～ ※策定予定	防災安全課
結城市耐震改修促進計画	2011年度（平成23年度）～	都市計画課

● 個別施策・主要事業

1 防災対策の充実

市地域防災計画に基づき、災害時の避難所運営を想定した実践型の総合防災訓練を開催するほか、災害時の情報伝達に必要な防災行政無線の更新や、防災メール・ケーブルテレビの活用を図るとともに、自主防災会の設立促進や、災害時における避難施設、備蓄体制の充実を図ります。

また、住宅・建築物の耐震化に向けた耐震診断*士の派遣や、ホームページやパンフレット、SNS*を活用した情報の発信を行うとともに、元公民館跡地を防災拠点として整備し、防災機能強化を図ります。

● 重点事業

主
要
事
業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
○ 総合防災訓練開催事業 [防災安全課] 実践型防災訓練の実施	訓練避難所数 1か所	12か所
○ 災害情報伝達手段整備事業 [防災安全課] 防災行政無線の計画的更新・利活用と新たな情報伝達手段の検討	拡声子局バッテリー一更新子局数 3か所	79か所
● 自主防災組織育成事業 [防災安全課] 自主防災組織の設立及び資機材購入に対する支援	自主防災組織率 28.1%	33.3%
○ 避難施設・備蓄体制整備事業 [防災安全課] 避難所における良好な生活環境の確保(感染症対策、プライバシー保護、避難者への情報発信設備、備蓄倉庫の設置等)	整備済避難所数 0か所	25か所
○ 住宅・建築物耐震改修事業 [都市計画課] 木造住宅の耐震診断*を行う診断士の派遣及び耐震改修助成支援	耐震化率 76.4%	95.0%
● 防災拠点整備事業(都市再生整備計画事業) [都市計画課] 元公民館跡地を活用した防災拠点の整備 耐震性貯水槽整備(飲料用)	整備 計画	整備完了

2 防犯対策の充実

地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るため、地元自治会による防犯灯設置や、防犯ボランティアパトロール活動への支援を行います。

また、警察署と連携を図り、駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施、さらに防犯カメラの設置により、犯罪や事故のない安全で安心なまちづくりを行います。

● 重点事業

主要事業

- 明るい地域づくり推進事業 [防災安全課]
地域における防犯灯の設置や地域の防犯ボランティア活動に対する支援、駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施、防犯カメラ設置

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
人口千人当たりの犯罪率	6.450件 / 千人	6.000件 / 千人

3 交通安全対策の推進

道路標識や歩道の設置など交通安全施設の整備を推進するとともに、小中学校の児童・生徒の登下校時における交通事故防止・犯罪の抑止を図るため、通学路街路灯の設置、改修を行います。

● 重点事業

主要事業

- 施設管理事業（交通安全施設）[防災安全課]
交通安全施設の整備及び維持管理、通学路街路灯をLEDに交換
- 施設整備事業（交通安全施設）[防災安全課]
通学路の必要な場所への街路灯の設置

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
通学路街路灯LED化率	35%	80%

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
通学路街路灯設置数	1,290基	1,350基

4 消防体制の強化

消防団詰所の整備や、車両の更新を行うとともに、装備の充実や、消防水利のない地区に対する水利の確保を図ります。

また、消防団員の福利厚生を充実させ、処遇改善を図ります。

● 重点事業

主要事業

- 消防団活動事業 [防災安全課]
非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備及び安全対策の充実
- 施設等整備事業（消防団施設）[防災安全課]
老朽化した消防車両の計画的な更新、消防団詰所の修繕、更新

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
装備及び安全対策等講習会	2回/年	4回/年

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
消防車両の更新	1台	4台

2-4 地球環境にやさしいまちづくり [環境共生／生活環境／上下水道]



● 現状と課題

本市は、肥沃な土壌と豊富な水に生まれ、美しい田園風景が広がり、様々な農産物が生産されていますが、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害問題から、廃棄物や不法投棄問題、地球規模で発生する地球温暖化*まで、様々な環境問題が顕在化しています。

これらの問題の改善を図り、本市の環境を将来へ受け継ぐためには、市民一人ひとりが環境の大切さを正しく理解し、日常生活のあり方の見直しに真剣に取り組むことが重要です。

水道事業は、1965（昭和 40）年に給水を開始して以来、既に半世紀が経過しており、浄水場や配水管など水道施設の老朽化が進行していることに加え、少子高齢化や節水型社会への移行に伴う給水収益の減少が予想されています。このため、2016（平成 28）年度にアセットマネジメント*（資産管理）を実施し、2018（平成 30）年度には経営戦略を包括した市新水道ビジョンを策定するとともに、それらの計画を基に、今後の更新需要や人口減少等による減収に対応し経営基盤の確立を図るため、2020（令和 2）年度に料金改定を行いました。

公共下水道（污水）は、1971（昭和 46）年から整備に着手していますが、整備完了までには長い期間が見込まれるため、市全体の公共下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*などの計画である「茨城県生活排水ベストプラン」を2015（平成 27）年に見直しました。

● 基本的方針

生活に必要な限りある資源やエネルギーを有効活用するため、ごみの減量化や再利用の徹底など、市民と行政が一体となった循環型社会*の形成を進めるとともに、ゼロカーボンシティ*を表明し温室効果ガス*の排出を可能な限り抑えた低炭素社会づくりに向けて、省エネルギー・再生可能エネルギー*の推進や、環境教育・PR活動を充実させ、地球温暖化*対策に積極的に取り組みます。

また、身近な生活環境を保全するため、市民参加の環境美化活動を促進しつつ、悪臭や騒音、河川の水質汚染、ごみの不法投棄など市民生活に影響を及ぼす環境汚染の監視と対策を進めます。

水道事業では、市新水道ビジョンを基本に将来にわたる安全・安心で良質な水道水の提供を目指すほか、上水道・下水道事業ともにアセットマネジメント*（資産管理）を基に老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に行うことで投資の合理化と財政基盤の強化を進め、今後も独立採算による運営を基本とした健全な事業運営を目指します。

公共下水道事業では、生活排水の適切な処理を進める公共下水道の整備、農業集落排水*の維持管理、合併処理浄化槽*の普及を進め、都市の健全な発展と生活環境・公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 循環型社会の形成

市民と協働で、ごみの減量化、資源物分別収集を継続的に取り組むとともに、廃棄物の安全な収集に努め、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の構築を目指します。

2 地球温暖化対策の強化

地域環境問題を市民・事業者とともに解決に向け取り組み、ゆとりとうるおいのある生活環境を確立するほか、市民一人ひとりが環境への理解と認識を深めるための環境教育の充実を図ります。

3 生活環境の保全

市民一人ひとりがごみに対する意識を高め、公害や不法投棄を未然に防ぐことで、生活環境の保全を推進します。

4 安全・安心な水道水の安定供給

持続可能な水道事業を実現するため、効率的・効果的な運営と浄水場施設や配水管の適切な更新工事を行い、安全・安心な水道水の安定供給を目指します。

5 生活排水の適正な処理

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽*の設置促進、農業集落排水*処理施設の適正な維持管理を行い、生活衛生の向上、公共用水域の水質保全を推進します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市環境基本計画	2021年度（令和3年度）～ 2030年度（令和12年度）	生活環境課
結城市公共下水道基本計画	2016年度（平成28年度）～ 2035年度（令和17年度）	下水道課
結城市公共下水道事業計画	2018年度（平成30年度）～ 2023年度（令和5年度）	下水道課
結城市汚水処理アクションプラン	2015年度（平成27年度）～ 2025年度（令和7年度）	下水道課
結城市新水道ビジョン	2018年度（平成30年度）～ 2027年度（令和9年度）	水道課

● 個別施策・主要事業

1 循環型社会の形成

資源物の分別収集を実施するとともに、生ごみ減量化器具設置補助や、ごみ減量化対策事業を実施します。

● 重点事業

主要事業

- 資源物分別収集事業〔生活環境課〕
紙類・缶類・ビン類の15品目を対象とした、資源物の分別収集
- ごみ減量化対策事業〔生活環境課〕
ごみ減量化対策の環境講座の開催、生ごみ減量化器具設置への補助

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
資源物収集回数	56回/年	56回/年
設置補助件数	3件/年	10件/年

2 地球温暖化対策の強化

新エネルギー*導入に対する情報提供や環境講座の開催、環境学習副読本への情報提供等、地球温暖化*対策を推進します。

● 重点事業

主要事業

- 地球温暖化対策事業〔生活環境課〕
節電キャンペーンの実施、新エネルギー*に対する情報提供、地球温暖化*対策の環境講座の開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
環境講座開催回数	3回/年	3回/年



○地球温暖化対策環境講座

3 生活環境の保全

不法投棄等を防止するため、マナー向上を目指し啓発に努め、環境監視体制を充実させるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

また、公害の監視測定や、公害苦情処理を行います。

● 重点事業

主要事業

- 不法投棄等監視事業 [生活環境課]
不法投棄防止パトロールの実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
不法投棄防止パトロール日数	12日/年	12日/年

- 公害対策事業 [生活環境課]
河川等の水質測定の実施、公害苦情対応・指導

苦情対応件数	32件/年	30件/年
--------	-------	-------

4 安全・安心な水道水の安定供給

老朽化した浄水場施設等をアセットマネジメント*や本市新水道ビジョンに基づき、耐震化の実施や施設更新を計画的に実施するとともに、耐震性を確保するため石綿セメント管*や老朽管等の布設替えを進めます。

また、今後の水需要や費用対効果を検討しながら、計画的に配水管の拡張事業を進め、効率的・効果的な事業運営を推進します。

● 重点事業

主要事業

- 施設整備事業 [水道課]
浄水場施設等の老朽化に伴う施設更新及び耐震化の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
耐震化率	87.2%	100.0%

- 配水管更新事業 [水道課]
石綿セメント管*や老朽管の布設替えの実施

石綿セメント管残延長	27,444m	12,684 m
------------	---------	----------

- 第4次拡張事業 [水道課]
区画整理地内や未整備地区への配水管布設

水道普及率	99.57%	99.95%
-------	--------	--------

- 効率的・効果的な事業運営 [水道課]
収支のバランスに配慮した、計画的な事業の推進による健全な事業運営の実施

料金収納率	99.42%	99.99%
-------	--------	--------

5 生活排水の適正な処理

合併処理浄化槽*の設置費補助を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき、汚水管渠や雨水管渠、下水浄化センター等の計画的かつ効率的な整備・更新を行います。

● 重点事業

主要事業

- 合併処理浄化槽設置事業 [生活環境課]
合併処理浄化槽*の設置者に対する補助

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
設置補助基数	63基/年	65基/年

- 汚水管渠建設改良事業 [下水道課]
下水道汚水管渠整備、普及促進

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
供用開始区域面積	813ha	838ha

- 雨水管渠建設改良事業 [下水道課]
下水道雨水管渠整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
整備延長	10,627m	11,302m

- 処理場建設改良事業 [下水道課]
計画的な下水浄化センターの施設・設備の更新

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
更新機械整備数	7か所	9か所



○下水浄化センター

4

3 産業・観光

歴史と自然を育み
にぎわいと活力ある
産業を目指そう

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

3 - 1 特色ある農業の振興と活性化 [農業]



● 現状と課題

本市では、肥沃な土地と温暖な気候に加え、首都圏に近接している立地条件にも恵まれ、米・野菜・果樹・畜産といった都市近郊型の多彩な農業が展開され、基幹産業に位置付けられています。

2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年の 10 年間に農家戸数は微増しましたが、今後も地域農業を維持するため、地域の担い手となる農業者を確保し、育成していく必要があります。

また、離農者等の増加による耕作放棄地の発生を防ぎ優良農地を確保するため、農地法に基づく土地所有者への指導及び適正な処理を行うとともに、地域の担い手へ農地の利用集積を図り、効率的な経営が行えるよう農地の再整備を含むインフラ整備を行う必要があります。

さらに、人口減少や食の多様化、輸入農畜産物の増加などによる国産農畜産物の消費低迷は、農業者の所得の減少を招き、農業離れを助長する恐れがあります。このため、農業経営の安定化・合理化を支援する施策を通じ、農業者の生活の安定や若返りの促進を図るとともに、本市産農畜産物の販路拡大活動を積極的に展開し、消費者から選ばれる産地を目指していく必要があります。

● 基本の方針

本市の基幹産業である農業の健全な発展と市民の健康的な生活の基礎となる食料の提供のため、首都圏に近接した立地を活かしながら、魅力や強みのある「結城らしい農業」を推進するとともに、担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・ほ場整備や、高性能農業機械の導入による効率的な農業を推進するほか、農業者年金への加入促進等により若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援します。

地域農業の支援のため、JAなど関係機関との連携を強化するとともに、本市産農畜産物の特性を活用した地域ブランド化と地産地消や販売促進、6次産業化*を推進するほか、農業に対する理解を深め、農村地域の活性化につなげるため、田植え・稲刈り体験や農産物の収穫体験など、農業の魅力を広める活動を積極的に展開します。

少子高齢化や自然環境の変化などによる耕作放棄地の拡大や担い手の減少、生産性の低下などの問題を解消するため、農業環境の保全や担い手の確保につながる、地域特性に応じた農業生産の基盤整備や就農機会の拡充を推進します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある産地の育成

首都圏への生鮮野菜の供給が可能な立地条件を活かしつつ、消費者ニーズに即した優良な農畜産物の生産とブランド化・6次産業化*を推進することで他地域との差別化を図り、活力ある産地を形成します。

2 担い手農業者の確保・育成・支援

青年就農者や新規就農者に対し、栽培技術の習得や機械の導入などきめ細かな支援を行い、国・県における各種施策を活用しながら、地域の担い手となる農業者の確保・育成を図るとともに、優良な耕作条件を有する農地を、地域の担い手を中心に集積を促進し、農業経営の大規模化を推進します。

3 農村環境の保全

持続的な農業が行えるよう、減農薬、減化学肥料を推進するとともに、農業地域が持つ自然環境を保全し、良好な景観形成など多面的な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農地の有効活用を推進します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市農業振興地域整備計画	2022年度（令和4年度）～ ※策定予定	農政課
結城市森林整備計画	2017年度（平成29年度）～ 2026年度（令和8年度）	農政課



○多彩な農産物を生産



○地元農産物の消費拡大

● 個別施策・主要事業

1 活力ある産地の育成

新規需要米*や戦略作物*の生産を推進し、米価の安定と大規模普通作経営の安定に向けた支援を行います。

また、JAや関係機関と連携しながら園芸作物生産を振興するとともに、市内外イベント等におけるPR活動や6次産業化*・農商工連携の取組を推進し、本市産農畜産物の認知度向上や消費拡大に向けた支援を行います。

さらに、本市農業への関心を高めるため、地産地消や食農教育、田植え・稲刈りや野菜の収穫等の農業体験など、農業の魅力を広める活動を展開します。

併せて、家畜の感染症予防や、発生した際の蔓延防止、畜産経営の安定に向けた支援を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

○ 農業再生対策事業【農政課】

主食用米過剰作付け解消奨励金、新規需要米*奨励金、担い手育成支援対策事業、経営所得安定対策等推進事業の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
転作率	126%	100%

● 農畜産物販売促進事業【農政課】

地産地消及び販売促進の推進、6次産業化*・農商工連携の取組支援、結城ブランド認定推進、都市・農村交流の推進

農産物販売促進活動回数	10回/年	13回/年
-------------	-------	-------

○ 畜産業振興事業【農政課】

家畜防疫事業、畜産環境対策事業の実施

豚オーエスキー病ワクチン接種戸	8戸/年	3戸/年
-----------------	------	------

2 担い手農業者の確保・育成・支援

若い就農者など地域の担い手となる農業者を実質化された人・農地プランに基づき確保・育成するため、認定農業者や集落営農*組織が農業経営に必要な設備等を導入する費用の補助や、認定新規就農者が安定した経営を図るための助成を行います。

また、農業の成長産業化を目指し、地域内の農地を対象経営体に貸し付けする農地所有者等への協力金の交付を行います。

3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

3-1 特色ある農業の振興と活性化

主要事業

● 重点事業

- 認定農業者等育成事業〔農政課〕
農業経営基盤強化資金利子助成事業、集落営農*推進事業、農業次世代人材投資事業の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
認定農業者数	254人	250人

- 農地中間管理事業〔農政課〕
茨城モデル水稲メガファーム育成事業の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
育成経営体経営面積	77ha	100ha

3 農村環境の保全

有機肥料*を活用した土づくりや、適期一斉防除をはじめとする減農薬栽培の普及を推進します。

また、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を図るほか、農業生産基盤施設としての農道の舗装化や拡幅整備を進めます。

● 重点事業

主要事業

- 園芸振興事業〔農政課〕
環境にやさしい農業の推進

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
廃プラ回収数量	203t	230t

- 農業振興事業(農林航空防除事業)〔農政課〕
無人ヘリによる水稲の広域的な防除作業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
散布面積	641ha	650ha

- 農地集積・集約化対策事業〔農政課〕
農地中間管理事業による農地集積

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
機構を通じた賃貸借面積	207ha	230ha

- 農道整備事業〔農政課・土木課〕
野菜産地を中心とした農道の整備

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
舗装延長	18.1km	20.6km

- 畑地帯総合整備事業〔農政課〕
畑地帯総合整備事業(武井地区)の推進

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
進捗率	5.7%	95.6%

- 土地改良事業〔農政課〕
農家や施設管理者等が行う維持管理事業への補助

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
(多面的機能支払)認定面積	73.2ha	82.4ha

3-2 活力と創造力を育む商工業の振興 [商業/工業/地方創生]



● 現状と課題

本市の商業はJR結城駅北側を中心に発展し、かつては茨城県西地域有数の商業都市として繁栄しましたが、車社会や情報化の進展に伴い、市民の消費行動が郊外型に変化したことから、特に北部市街地での衰退傾向が顕著となっています。

そのため、北部市街地の活性化対策として、空き店舗活用者に対する支援制度を実施していますが、支援期間終了後に撤退するケースも見受けられるため、2015（平成 27）年度からは創業支援事業とセットで事業を展開しています。

工業については、圏央道の開通や五霞インターチェンジ等の開設、日野自動車古河工場の全面稼働などの効果もあり、結城第一工業団地を中心に堅調な企業進出が続き、さらなる産業拠点の形成を検討する必要があります。

これらの状況を踏まえ、市では2015（平成 27）年度に「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、若い世代の起業希望者を中心とした新しい働き方の提案や雇用基盤の充実、起業支援の推進などに取り組んできました。

活力あるまちづくりを進めるためには、雇用の場を確保することが最優先となることから、引き続き地域経済の活性化を図るとともに、ふるさとへの就労希望者や新たな転入希望者の受入れ強化を含めたUJIターン*への対応が求められています。

● 基本の方針

商業においては、多様化・個性化など消費者のライフスタイルやニーズの変化に対応するため、既存商店街と国道 50 号沿線の商業施設との共生・機能分担による商業の振興を進めます。

また、中心市街地の活性化を図るため、商業機能の再生や多様な都市機能の集積を図り、若者の起業を支援することで空き店舗を減少させるとともに、神社仏閣や見世蔵*などの歴史的な街並みを活用した商業振興を進め、まちのにぎわいの創出に努めます。

工業においては、社会経済情勢や労働環境などの変化に対応しながら、本市の経済を支える工業の活性化を図るため、既存企業の経営基盤の強化を支援するとともに、新たな産業の創出に取り組みます。

また、地域経済基盤の強化のため、交通利便性に恵まれた立地を最大限に活用しながら、新たな産業拠点の整備や、魅力的な企業の誘致を進めるとともに、産学官の交流等により地域産業を支える人材の育成や技術の向上を図ります。

さらに、地方創生*推進事業と連携を図りながら、若者のニーズに対応した柔軟な働き方や、仕事の創出、これらを支える人材や組織の育成に取り組み、地方創生*の推進を図ります。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある地域産業の振興

個性あふれる地域産業の育成、地元商業者への支援、空き店舗活用の推進、地域に貢献する企業への支援などにより商工業の振興を図ることで地域経済の活性化を目指します。

2 中心市街地の活性化

宿泊施設や商業施設、各種団体等と連携しながら、既存店舗・商業関連施設の利便性向上と充実、北部市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくり、各種イベントの支援などにより、中心市街地としてのにぎわいを取り戻し、魅力あふれる商業空間を創出します。

3 健全な消費生活の確保

消費生活における苦情や相談に専門の相談員が助言できる体制を充実させるとともに、消費者啓発活動や生活に関する情報の提供により、安心できる市民生活を目指します。

4 企業支援の推進

雇用の場を確保するとともに、地元工業の発展と地域活力の創造を図るため、工業団地等の産業拠点の整備と企業誘致を推進する等、工業の振興を図り、地域経済の発展と雇用機会の拡大を目指します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市商業観光振興計画	2019年度（令和元年度）～ 2024年度（令和6年度）	商工観光課

● 個別施策・主要事業

1 活力ある地域産業の振興

市内の商工業者の振興発展を図る結城商工会議所と連携し、各種融資や相談事業等の充実を図るほか、地元企業の育成を行います。

また、若者が働きやすい環境や交流機会をつくることにより人材の育成を図るとともに、企業の人材確保支援及び若者の就業支援の施策を実施し、地域経済の発展、若年層等の雇用促進及び定住化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 商工業振興事業 [商工観光課]

商工会議所が行う地域商工業の振興に関する事業への支援等

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
商工会議所 会員数	1,321社	1,350社

○ 中小企業資金融資対策事業 [商工観光課]

市内中小企業者に対する事業資金の融資等

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
自治金融 審査件数	34 件/年	50 件/年

● 雇用促進対策事業 [商工観光課]

高校等と市内企業との就職情報交換会、雇用促進対策セミナーなどの実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
就職情報交換会 参加企業数	36 社/年	40 社/年

2 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化を図るため、活性化関連事業を実施する団体への支援を積極的に行います。

また、起業・創業希望者に対するセミナーの開催や、街並みににぎわいをもたらすための空き店舗活用の募集、活業者への助成を有機的に行うことで北部市街地の活性化を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 中心市街地活性化事業 [商工観光課]

中心市街地の空き店舗を活用した創業者への支援に係る改修費の補助、起業・創業に関する各種支援、創業支援セミナーの開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
支援セミナー 受講者数	69 人/年	100 人/年

● 地域おこし協力隊事業 [企画政策課]

地域おこし協力隊による北部市街地の活性化及び地域活動団体の機能強化

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
協力隊事業数	—	3件/年

3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

3-2 活力と創造力を育む商工業の振興

3 健全な消費生活の確保

広報紙、ホームページ、リーフレット等による啓発と情報提供、イベントや出前講座の開催などにより、消費者被害防止を目指します。

また、相談員の研修会、学習会への参加支援、弁護士による消費者問題学習会の開催などにより、相談業務の充実を図ります。

● 重点事業

主要事業

- 消費生活センター運営事業[商工観光課]
消費生活センター*の運営支援

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
相談件数	291件/年	300件/年

4 企業支援の推進

企業に対する優遇制度の充実や新たな優遇措置の検討により、企業誘致を促進するとともに、工業団地の整備等により、新たな産業拠点整備を推進します。

● 重点事業

主要事業

- 企業誘致促進事業 [商工観光課]
事業所を新設または増設した者に対する奨励金の交付

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
交付件数	16件/年	16件/年

- 工業団地整備推進事業 [商工観光課]
新工業団地の整備促進

新工業団地整備状況	未着手	分譲開始



○空き店舗の活用事例



○結城第一工業団地上山川北部地区



● 現状と課題

結城紬は、1956（昭和 31）年に平織が国指定重要無形文化財*に指定され、2010（平成 22）年にはユネスコ無形文化遺産*にも登録された本市の代表的な地域資源*ですが、近年は生産反数や生産従事者が減少しており、後継者育成や販路拡大などの課題を抱えています。

結城紬以外にも、本市には桐製品をはじめとした伝統工芸品や物産品、農産物、また、古くから城下町として栄えた面影を残す町割り、見世蔵*、神社仏閣等が点在する趣のある街並みなど、多くの地域・観光資源を有していますが、これらを十分に有効活用しきれていないという面もあり、全国的な知名度や観光入込客数が伸び悩んでいます。

観光誘客を図るためには、受入れ施設等のハード整備に加え、おもてなし体制等の人材育成が必要となりますが、行政・事業者・市民・観光協会関係団体等の連携が十分とは言えず、本市が持つ魅力を最大限に発揮できていない状況もあります。

このような中、市のイメージアップと観光客の増加を図るため、様々な地域資源*をブランド化してPRする結城ブランド*事業や、マスコットキャラクター「まゆげった」を活用して本市の魅力を内外に発信するシティプロモーション*事業などの取組を継続しています。

● 基本の方針

北部市街地の蔵造りの街並みや神社仏閣、伝統産業、農業体験などの豊かな地域資源*を活用し、イベントの開催や交流拠点の整備とネットワーク化、市内を回遊する観光ルートの整備を推進することで国内外からの交流人口を拡大し、にぎわいを創出するなど、結城ならではの観光振興を進めるとともに、旧市庁舎跡地についても、北部市街地や商店街の振興・活性化に資するための多角的な施設の整備を検討します。

また、市商業観光振興計画に掲げた観光施策の実現や宿泊施設の整備に向け、各種まちづくり団体や観光団体との連携促進、観光客の受入体制強化、観光経営の視点に立った観光地域づくりをマネジメントする結城版観光地域づくり法人（DMO）の設立を検討するなど、「稼げる観光」の推進体制を充実させるとともに、近隣市町と連携したフィルムコミッション*の推進により、知名度やイメージの向上を図ります。

さらに、結城紬をはじめとする伝統産業や、本市が誇れる伝統工芸品の技術を守り、次代に伝承していく後継者の育成に努めるとともに、体験型のイベントによる観光への活用や、新商品の開発による新規需要の開拓を支援し、伝統産業の振興を進めます。

加えて、まちの魅力・個性を内外に発信するシティプロモーション*を推進することで郷土愛を醸成し、さらに、多様な形で関わる関係人口*の拡大・深化に努め、移住定住に繋がる人材の獲得を目指します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 地域資源を活用した観光の振興

歴史、文化、自然、人など地域の資源を有効に活用した観光の振興を進め、市外から人を呼び込み、交流人口の増加と地域のにぎわいを高めるとともに、観光客をもてなす心を醸成するなど観光受入体制の充実を目指します。

2 シティプロモーションの推進

本市が持つ地域資源*やまちづくりのための施策を効果的に発信し、移住・定住を促進します。

3 伝統産業の振興

伝統文化の普及施策や新商品の開発などにより、本市が誇る結城紬や桐たんす、桐下駄など伝統産業の活性化と後継者の増加・育成を図り将来にわたる生産技術の伝承と安定した産地づくりを目指します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市商業観光振興計画	2019年度（令和元年度）～ 2024年度（令和6年度）	商工観光課
本場結城紬振興計画	2021年度（令和3年度）～ 2026年度（令和8年度）	商工観光課

● 個別施策・主要事業

1 地域資源を活用した観光の振興

観光物産センターの運営、各種イベントの開催など地域資源を活用した観光の振興を図るほか、結城蔵美館を交流拠点として活用し、観光誘客を進めます。

また、観光協会が開催するさくら祭り、祭りゆうき等のイベント・祭事や観光情報の発信を支援するとともに、催事の見直し、協会会員の確保、組織強化、自立支援を行います。

さらに、市商業観光振興計画に基づき、観光客向け店舗・施設の増加、入込数や滞在時間の増大、各種まちづくり団体との連携促進などにより「稼げる観光」の推進体制を充実させるとともに、観光情報発信の高度化や観光ボランティアガイド協会等の組織体制を強化することで観光客の受け皿の拡充を図ります。

加えて、本市を舞台とするCM撮影等の誘致を推進し、全国的な知名度の向上とイメージアップ、市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、経済活動の活性化を目指します。

● 重点事業

主
要
事
業

● 観光振興事業 [商工観光課]

観光協会への支援、フィルムコミッション*の推進

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
協会実施イベントの精査・調整	—	実施

● 観光情報発信事業 [商工観光課]

観光パンフレット・デジタルマップの作成等
観光情報発信の高度化、大河ドラマと連携したPR

観光入込客数	53.3万人/年	57.0万人/年
--------	----------	----------

○ 結城蔵美館運営事業 [商工観光課、生涯学習課]

結城蔵美館を活用した観光誘客

来館者数	22,140人/年	25,000人/年
------	-----------	-----------



○きもの day 結城



○祭りゆうき

3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう

3-3 地域資源を活用したにぎわいと交流の促進

2 シティプロモーションの推進

北部市街地の街並み・伝統産業などの歴史的な地域資源や、結城駅南から北西部地域に広がる良好な住宅街、市中央に位置する工業団地、南部の農業エリアなど本市が有する地域資源については、マスコットキャラクターなどを活用しながら積極的にPRすることで、移住・定住の促進と関係人口*の創出を図ります。

また、本市が誇る結城紬や地域に由来した菓子、農産物等を結城ブランド*に認定し、結城らしいライフスタイルと併せてPRを展開することで、対外的な認知度アップを目指すとともに、市民の郷土愛の醸成を図ります。

● 重点事業

主要事業

● シティプロモーション事業 [秘書課]

まちの魅力を発掘・創造し、市内外の人にPR活動やSNS*を通して発信していく

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
Twitter インプレッション	705,700件 /年	1,500,000件 /年

● 結城ブランド推進事業 [秘書課]

地域資源や特性を活かした魅力ある特産品を結城ブランドに認定し、その魅力を市内外に発信、PRし活性化を図る

推進活動数	10回/年	10回/年
-------	-------	-------

● 移住・定住促進事業 [企画政策課]

移住・定住相談窓口の設置・運営、トライアルワークステイの開催、企業合宿の受け入れによる企業誘致活動の実施、IT人材の育成、若者の居場所づくり等

関係人口 形成者数	—	500人
--------------	---	------

3 伝統産業の振興

伝統産業の振興のため、各種PRや後継者育成を推進します。

結城紬については、きもの貸出や地機織り実演、作品展、きもの day 結城、ユネスコ無形文化遺産*登録記念事業等の開催によるPRを行うほか、技術習得を志す者に対する助成を行います。

● 重点事業

主要事業

● 本場結城紬振興事業 [商工観光課]

結城紬生産振興のため、結城紬関連団体に対する補助金の交付

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
補助団体数	6団体	6団体

4

4 教育・文化

未来を担う子どもと
生き生きした市民を
育む地域を目指そう

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030



● 現状と課題

グローバル化*や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、新しい時代に柔軟に対応できる資質・能力の育成が必要とされています。

このため、これからは、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の育成を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、未来の結城市を担うことのできる人材の基礎をつくっていくことが求められています。

また、加速する少子化に加え、学校施設の老朽化が顕著になっている状況を踏まえ、学校施設の適正配置、学校再編による小中一貫校等の推進により適切な教育環境を構築し、持続可能な教育行政の運営を図っていく必要があります。

今後ますます高度化・複雑化する諸課題へ対応するため、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携を強固なものにし、教育環境の充実を図る取組を推進していく必要があります。

● 基本的方針

児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた育成のため、きめ細やかな少人数指導体制、多様な支援体制、支援員の配置、相談体制、学校現場における外国語教育やパソコン、タブレットなどICT*機器を活用した新しい授業・学習への取組、地域の文化・歴史に触れる体験的学習、地域ぐるみの指導支援体制などの充実を図ります。

また、子どもたちが安心して学習ができるよう、「結城市学校施設個別施設計画」に基づいた学校施設の老朽化対策を早急に行う必要があるため、空き教室の状況、児童数の地域間格差等を踏まえ、計画的に改修を進めていきます。

将来の児童生徒数の推移を的確に判断しつつ、学区再編・統廃合等の基本方針の策定を行うとともに、新たな文教ゾーンの位置付けを検討し、教育環境の整備を推進するほか、将来を担う子どもたちが経済的な理由により進学をあきらめることなく、安心して学び、本市の経済活動や社会基盤を支える一員となってもらえるよう、返還免除型の奨学金制度の活用を図ります。

学校給食については、児童生徒の心身の健全育成、望ましい食習慣の形成に資するため、食生活を取り巻く社会環境の変化を考慮しながら、栄養バランスの充実はもとより地産地消や行事食の実施など魅力ある学校給食を実施します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 学校教育の実践

児童生徒と教師、家庭、地域の連携を図り、その信頼関係を基盤とし、一人ひとりに応じたきめ細かな指導による学校教育を実践するとともに、少子高齢化、グローバル化*等変化の激しい社会を生き抜く力を備えた人材の育成を図ります。

学校給食については、「生きた教材」として積極的に活用し、安全・安心で安定的な供給を徹底します。

2 安心して学べる学校づくりの推進

学校施設の改修等により、施設・設備の充実を図るほか、学校の適正配置及び小中一貫校等の推進に向けた具体的な取組を実施します。

また、不登校児童・生徒への支援や就学指導支援体制を積極的に整備します。

3 地域に根ざした教育の推進

本市が世界に誇る「結城紬」の着心地体験を実施し、地域の良さを再確認することを通して、より良いまちを築いていこうとする児童生徒を育成します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市教育大綱 ※	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	学校教育課
結城市学校施設個別施設計画	2021年度（令和3年度）～	学校教育課

※本計画における教育、文化及びスポーツに関する部門は、本市の教育行政を推進するための基本方針である「結城市教育大綱」として位置付けます。

● 個別施策・主要事業

1 学校教育の実践

ティーム・ティーチング (TT)*非常勤講師や介助員の配置により、きめ細やかな指導を実施するとともに、外国語指導助手 (ALT*) の派遣や英語専門指導員の配置による英語力の向上を図ります。

また、読書活動や学校給食における地産地消の推進、コンピューター教育及びICT*環境整備・活用を進めます。

● 重点事業

主
要
事
業

- 社会人TT等配置事業 [学校教育課、指導課]
児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた、よりきめ細やかな指導の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
配置人数 (TT・介助員)	5人・30人	10人・40人

- 外国語指導助手派遣事業 [指導課]
小中学校へのALT*の派遣

授業時間数 (1学級当たり)	小(高)70時間 中(全)35時間	小(高)70時間 中(全)35時間
-------------------	----------------------	----------------------

- 小学校英語活動推進事業 [指導課]
小学校への英語専門指導員配置

授業時間数 (1学級当たり)	小(低)10時間 小(中)35時間	小(低)10時間 小(中)35時間
-------------------	----------------------	----------------------

- 学校図書館運営事業 [学校教育課、指導課]
読書活動の推進

小学校図書館 利用状況	61冊/人	70冊/人
----------------	-------	-------

- 読書活動奨励推進事業 [指導課]
読書活動に積極的に取り組んでいる児童生徒への「市長賞」の授与

達成率	小 28.3% 中 6.3%	小 35% 中 10%
-----	-------------------	----------------

- 学校給食センター運営管理事業【再掲】 [学校教育課]
安全で栄養バランスのとれた給食の提供

地産地消献立 の実施	21回/年	23回/年
---------------	-------	-------

- 小学校ICT整備推進事業 [学校教育課、指導課]
小学校へのICT*機器の整備

児童1人1台 端末整備率	12.3%	100%
-----------------	-------	------

- 中学校ICT整備推進事業 [学校教育課、指導課]
中学校へのICT*機器の整備

生徒1人1台 端末整備率	9.0%	100%
-----------------	------	------

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり

2 安心して学べる学校づくりの推進

老朽化した小中学校施設の改修や酷暑対策を推進するほか、学校規模や地域の特性に合わせた小中学校の適正配置を検討し、小中一貫校等の設立を推進します。

また、生徒指導主事研修会や教育支援に関する研修会を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー*の派遣や、教育支援センターフレンド「ゆうの木」の運営を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
○ 小学校施設整備事業 [学校教育課] 小学校施設の老朽化対策の推進	大規模改修率 22.4%	32.1%
○ 中学校施設整備事業 [学校教育課] 中学校施設の老朽化対策の推進	大規模改修率 28.9%	37.8%
○ 児童生徒自立支援事業 [指導課] スクールソーシャルワーカー* (SSW) の派遣、教育支援センターフレンド「ゆうの木」の運営	SSW及び 生徒指導相談員数 4人	6人
○ 小中学校適正配置等推進事業 [学校教育課] 学校の適正規模、適正配置の検討、小中一貫校等の設立の推進	適正配置 計画策定 —	策定
○ 地域未来塾運営事業 [生涯学習課] 中学生の学習習慣の確立や基礎学力向上	開催回数 16回/年	18回/年
○ 入学祝品支給事業 [学校教育課] 小学校入学予定者へのランドセルの支給	給付率 100%	100%
● 奨学金貸付事業 [学校教育課] 条件付き返還免除型の奨学金の貸付	制度利用者 定住化率 —	60%

3 地域に根ざした教育の推進

関係組織と連携を図り、本市が世界に誇る「結城紬」の着心地体験を実施し、地域に根ざした教育を推進します。

● 重点事業

主
要
事
業

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
● 紬のふるさと体験授業推進事業 [指導課] 中学校2年生対象の結城紬体験学習の実施	参加者 中学2年生 全員	中学2年生 全員



● 現状と課題

「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0*）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、市民一人ひとりが生涯を通じて自ら学習し、主体的に対応することが求められており、生涯学習*の重要性は一層高まっています。

また、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する状況であり、家庭や地域がその教育力を高めていく事が重要です。

各施設の状況としては、市民情報センター・ゆうき図書館は、生涯学習*を支援する地域の拠点施設として、ボランティア団体の育成支援や学習活動及び読書活動の促進を図っています。

市民文化センターアクロスは、文化施設における様々な自主事業の実施と、市民への舞台芸術の鑑賞機会や学習機会の提供を行っていますが、開館してから約30年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいるため、改修を行う必要があります。

結城蔵美館は、芸術文化の創造・情報発信の場として活用するとともに、併せて歴史的・文化的資料の展示・公開を行っています。

また、上山川地区に所在する国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡は、指定区域内の公有化が完了しており、将来的には史跡公園として整備・活用する必要があります。

● 基本的方針

市民が生涯を通して、いつでも、どこでも、気軽に自主的な学習ができるよう、多様な価値観・ライフスタイルやニーズに応じた生涯学習*機会の充実や、公民館等の生涯学習*基盤の整備を進めるとともに、家庭における教育力の強化や、地域における教育環境の充実を図ります。

また、将来の地域社会を担う青少年が未来への夢と希望を持ち、個性や能力を発揮できるよう、学校・家庭・地域・行政が互いに連携しながら、青少年の健全育成に向けた取組を推進します。

市民が芸術・文化活動を通して豊かな時間を過ごせるようにするため、文化施設の整備や適切な管理・運営を推進するとともに、イベント等による芸術・文化にふれあう機会の創出や、発表の機会と場の提供に努めるほか、見世蔵*等の歴史的建造物の保存・活用や、本市の貴重な財産である文化財や伝統技術の次代への継承を促進するとともに、郷土に対する愛着と誇りを育む一助とするため、本市の歴史や文化に対する市民の理解を高めます。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 自ら学ぶ機会の充実

市民誰もが、生涯を通して、いつでも、どこでも、気軽に自主的な学習ができるよう多様な環境の整備を進めます。

2 地域教育体制の充実

家庭教育学級や子育て講座を実施し、地域・家庭の教育力の強化を図ります。
また、市民情報センター・ゆうき図書館については、生涯学習*を支援する地域の拠点施設として、施設機能及び情報発信の充実を図ります。

3 青少年の健全育成

青少年にとって安心・安全な環境を整えて魅力ある様々な体験活動を実施し、健全育成を目指します。

4 芸術文化を楽しむ機会の充実

市民の文化活動の拠点となる市民文化センターアクロスの活用や、市民等の作品を展示する場の充実などにより、文化・創作活動を支援するとともに、舞台芸術の鑑賞機会の提供や新文化の創出を行い、芸術文化の振興を図ります。

5 郷土の文化財の保存と活用

結城廃寺跡等を史跡公園として整備し、学校教育・生涯学習*・観光を促進するための資源として活用します。

また、文化財の歴史・文化遺産を調査・収集し保存するとともに、学校での歴史教育や市民の生涯学習*に活用できるようにし、本市の歴史を市民に周知していきます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第2次結城市生涯学習推進基本計画	2017年度（平成29年度）～ 2021年度（令和3年度）	生涯学習課
結城市文化芸術推進基本計画	2021年度（令和3年度）～ 2030年度（令和12年度）	生涯学習課
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画	2021年度（令和3年度）～ 2035年度（令和17年度）	生涯学習課

● 個別施策・主要事業

1 自ら学ぶ機会の充実

市民の教養の向上、健康増進などを図るため、ニーズに応じた講座を開設します。
また、全市的に公民館事業を展開するため、地区ごとの分館整備を進めます。

● 重点事業

主
要
事
業

- 公民館運営事業【生涯学習課】
市立公民館での市民講座の開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
延べ参加者数	1,214人/年	1,300人/年

- 公民館整備事業【生涯学習課】
市立公民館分館の整備

分館の整備	—	1館
-------	---	----

2 地域教育体制の充実

子育て講座・家庭教育学級を開催し、家庭教育を支援します。
また、指定管理者制度*を活用し、市民情報センター・ゆうき図書館の適切な管理運営を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

- 家庭教育支援事業【生涯学習課】
家庭教育学級・子育て講座の開催、未就学児の親を対象とした募集型家庭教育学級の開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
家庭教育学級・子育て講座参加者数	2,717人/年	3,000人/年

- 市民情報センター・ゆうき図書館管理運営事業【生涯学習課】
市民情報センター・ゆうき図書館の管理・運営

施設利用者数	327,899人/年	350,000人/年
--------	------------	------------

3 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境整備を行います。
また、各種団体への支援を図り、青少年教育を推進します。

● 重点事業

主
要
事
業

- 青少年相談員設置事業【生涯学習課】
青少年相談員による街頭巡回・立入調査等、各種広報活動の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
街頭巡回数	112回/年	100回/年

- 青少年教育推進事業【生涯学習課】
青少年育成結城市民会議・青少年相談員連絡協議会・子ども会育成連合会等各種団体への支援

支援事業数	10回/年	10回/年
-------	-------	-------

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造

4 芸術文化を楽しむ機会の充実

指定管理者制度*を活用し、市民文化センターの文化施設の適切な管理・運営を行います。
また、市民の文化芸術活動の活性化や、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、市文化芸術推進基本計画の推進や、市文化協会が主催するゆうき市文化祭の周知啓発等、文化協会活動への支援を行うとともに、けやき公園野外ステージを活用し、音楽を主体とした新文化の創出と発信を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 市民文化センター管理運営事業【生涯学習課】

市民文化センターの管理・運営

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
文化施設利用者数	97,000人 /年	150,000人 /年

○ 文化振興事業【生涯学習課】

文化芸術審議会の開催、ゆうき市文化祭合同展及び音楽部門合同発表会開催への支援、市文化協会への支援

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
文化協会加盟団体・個人数	40 団体・人	42 団体・人

5 郷土の文化財の保存と活用

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、安定的に保存し、歴史教育や生涯学習*の場として活用していくため、史跡公園として整備・活用します。

また、史跡等の環境整備、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査等を行うことにより、文化財の保護及び後世への伝承を図るとともに、郷土の文化財や歴史的資料の収集・保存に努め、結城蔵美館などでそれらを展示・公開することにより、本市の歴史の発信や文化財の活用を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 結城廃寺跡整備事業【生涯学習課】

国指定史跡結城廃寺跡の整備・活用

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
整備基本計画の策定	—	策定

○ 文化財保護事業【生涯学習課】

史跡等の環境整備、市内遺跡試掘調査、武井地区畑地帯総合整備事業に伴う発掘調査

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
指定文化財・国登録有形文化財*件数	137 件	140 件



● 現状と課題

スポーツを通して「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命とし、2015（平成27）年10月にスポーツ庁が発足しました。

また、スポーツ基本法の理念の具現化に向けて国が定めた「スポーツ基本計画」では、地方公共団体において、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに取り組むことが期待され、スポーツのもつ社会的な役割は大きく変化しており、より重要かつ多方面にわたるものとなっています。

これらを踏まえ、本市では現状の課題と中長期的な方針を明確化し、スポーツに関する各種事業を計画的に推進するため、2019（平成31）年3月に「結城市スポーツ推進計画」を策定しました。今後も市スポーツ推進計画に基づき、「市民1人1スポーツ」「成人週1スポーツ」の実現を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するとともに、スポーツのもつ社会的な役割の変化に対応したスポーツ関連施策の充実を図る必要があります。

● 基本的方針

スポーツ・レクリエーション活動が市民の暮らしにうおいとやすらぎをもたらし、健康的な生活や充実した余暇時間を送れるよう、誰もが継続的に参加できる環境の整備を進めます。

具体的には、スポーツ参画人口の増加を図るため、スポーツを「する・みる・ささえる」一員として様々な角度からスポーツへの参画を促すことができるよう、スポーツ・レクリエーション祭や各種スポーツ大会を開催するとともに、老朽化が進むスポーツ施設の適切な維持管理に努めるなど、スポーツ環境の整備を進めます。

また、継続的かつ充実したスポーツ活動を推進できるよう、市スポーツ協会や市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*などの団体の育成とともに、スポーツ推進員等の指導者の育成、世界や全国を舞台に活躍する本市にゆかりのあるアスリートの支援を行います。

さらに、スポーツを通じた異文化交流による多文化共生*社会の実現や、スポーツツーリズムによる地域の活性化など、スポーツが持つ社会的な役割にも目を向け、多方面からスポーツ振興を図ります。

特に、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興や地域の活性化を目指す国の制度である「ホストタウン」に登録し交流を進めてきたカザフスタン共和国との絆や、大会のレガシーを活かした施策を推進します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツを通じた活力ある社会の実現を目指し、様々な角度からスポーツへ参画できるイベント・大会の開催によるスポーツ参画人口の増加と、誰もがスポーツ活動を行うことができる環境を整備します。

2 スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

継続的かつ充実したスポーツ活動が実施できるよう、各種団体や指導者の育成及び本市にゆかりのあるアスリートへの支援を行うとともに、スポーツを通じた地域の活性化を図っていきます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市スポーツ推進計画	2019年度（令和元年度）～ 2021年度（令和3年度）	スポーツ振興課



○シルクカップロードレース大会



○スポーツ・レクリエーション祭

● 個別施策・主要事業

1 スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツイベント・大会の開催によりスポーツ参画人口の増加を図ります。
また、既存のスポーツ施設の適切な管理運営を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

- イベント・大会開催事業 [スポーツ振興課]
スポーツイベントや各種大会を契機とするスポーツ活動への取組

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
成人週1スポーツ実施率	54%	60%

- スポーツ施設管理運営事業 [スポーツ振興課]
スポーツ施設の充実と効率的な管理運営

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
鹿窪運動公園 主要施設稼働率	41%/年	45%/年

2 スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

継続的かつ充実したスポーツ活動を推進するため、各種団体や指導者の育成と本市にゆかりのあるアスリートへの支援を行います。

● 重点事業

主
要
事
業

- スポーツ活動支援事業 [スポーツ振興課]
活躍するアスリートへの支援と、スポーツ団体や指導者、各種スポーツを支える人材の育成

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
市内スポーツイベント協力者数	280人/年	300人/年



○北関東中学校野球大会



○東京オリンピック（ホストタウン交流）



● 現状と課題

近年、市民の人権意識は高まっていますが、具体的かつ個別的な理解が不足しており、偏見による不当な差別、社会的弱者に対する暴力や虐待、インターネット等を悪用した人権侵害などが発生しています。

このため、誰もが人権の意義、重要性を認識し、人権問題を直感的にとらえる人権感覚が身につけられるよう、市人権施策推進基本計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、市民相互が理解しあえる地域社会づくりを目指し、人権教育・啓発活動の一層の充実を図る必要があります。

近年の少子高齢化や社会情勢の著しい変化に対応し、法律や制度上において男女平等への対策は整えられていますが、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、高齢者だけでなく若者層にもその影響が及んでいるため、男女共同参画の啓発を強化し、ワークライフバランス*（仕事と生活の調和）の推進、政策や方針決定過程への女性の参画等を積極的に促進する必要があります。

また、外国人登録者数の増加に伴い、国籍が多種にわたり、日常生活で外国人と接触する機会が増える一方で、互いの言葉や文化、生活習慣の違いに対する理解不足などにより誤解やトラブルが生じる場合もありますので、多文化共生*への対応と、相互理解を深める交流の場が求められています。

● 基本の方針

国籍や年齢、性の違い、性的少数者（LGBT等）*、障害の有無などに関わらず、誰もが健康で文化的な生活を営み、人権が尊重され、差別のない公正な社会を実現するため、誰もが参画できる地域社会をつくとともに、各種啓発活動により人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを進めます。

また、国や地域を越えた交流を促進するため、市民の国際理解を深め国際化の時代にふさわしい広い視野を持った人材を育むとともに、市民を中心とした活発な国際交流・地域間交流を促進するほか、多文化が共生する社会を実現するため、外国人に対する生活支援の充実や、互いの文化を理解する機会を充実させることで、外国人が地域で暮らしやすく、地域の担い手としても期待される環境づくりに取り組みます。

そして、これらを市民、企業・団体、行政が一体となり、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場で人権教育・啓発活動を推進することにより「互いの意見を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」を目指します。

● 施策体系・施策が目指す姿

1 人権尊重のまちづくりの推進

市人権施策推進基本計画に基づいた人権施策を推進し、市民が問題解決のため共通認識を持ち、あらゆる差別や偏見をなくし、基本的人権が保障される社会を目指します。

2 男女共同参画社会の実現

市男女共同参画推進条例や市男女共同参画基本計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を担い、性別にとらわれず自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会を目指します。

3 国際化に対応したまちづくりの推進

(一社) 結城市国際交流協会や関係機関・団体と連携し、市民を中心とした国や地域を越えた交流の推進や外国人支援の充実を図ることにより、地域の発展に協力し合うまちづくりを進めます。

4 地域間交流の促進

市民が姉妹都市や友好都市との交流事業を主導し、積極的に参加する機運を醸成することで、互いの文化や歴史を学び、より理解を深めます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市人権施策推進基本計画	2009年度（平成21年度）～	人権推進課
第3次結城市男女共同参画前期基本計画 「たままゆプラン」	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	まちづくり 協働課

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう

4-4 多様性を尊重し合える社会づくり

● 個別施策・主要事業

1 人権尊重のまちづくりの推進

人権講演会や家庭教育学級学習会、出前講座を開催するとともに、広報紙等による啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

● 重点事業

主要事業

- 人権教育推進事業【生涯学習課、人権推進課】
人権講演会の開催、家庭教育学級学習会の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
人権講演会参加者数	700人/年	1,000人/年

2 男女共同参画社会の実現

広報紙、ホームページ掲載による啓発の強化や、講座・講演会等の充実を図るとともに、職員研修を実施します。

また、市内事業主へ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について周知を図るとともに、審議会や委員会等の方針や意思決定の場への女性参画を推進するほか、ドメスティック・バイオレンス*防止講座や各種講演会を開催します。

● 重点事業

主要事業

- 男女共同参画推進事業【まちづくり協働課】
講座・講演会等の開催

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
講座・講演会実施回数	6回/年	8回/年



○人権講演会の様子

3 国際化に対応したまちづくりの推進

国際交流事業の実施や、外国人に対する日本語習得支援ボランティア団体への支援を行うとともに、国際親善姉妹都市であるメッヘレン市（ベルギー王国）及びメーサイ市（タイ王国）との交流事業を実施します。

また、増加する外国人市民向けの相談窓口設置等により、安心して地域生活や仕事を継続できる支援体制を強化します。

● 重点事業

主要事業

- 国際交流推進事業 [企画政策課]
国際親善姉妹都市等との交流及び在住外国人と市民の交流の機会の提供
- 外国人一元的相談窓口設置事業 [企画政策課]
地域における外国人受入環境整備の促進と多文化共生*社会の実現

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
国際交流広場の開催	2回/年	3回/年
一元的相談窓口の設置	—	通年開設

4 地域間交流の促進

姉妹都市である山形県長井市との交流事業を実施するとともに、友好都市である栃木県小山市や福井県福井市との連携事業を推進します。

● 重点事業

主要事業

- 友好都市交流事業 [生涯学習課]
福井市の小学生との相互訪問交流の実施

指標名	現状値(R1)	目標値(R7)
相互交流・研修等実施回数	9回/年	9回/年



○外国人一元的相談窓口



○友好都市交流事業

4

5 協働・行政

みんなの協働で進める
持続可能な
行政を目指そう

第5次結城市行政改革大綱

6th Yuki City Master Plan
2021 - 2030

「チャレンジする市役所」への変革！

第1 これまでの行政改革の取組

本市における行政改革の取組については、市制施行後から総合計画等に掲げて取り組んできましたが、1985（昭和 60）年に「結城市行政改革大綱」を策定し、改革のための指針を明確にしてからは、国・県の動向を踏まえながら、1996（平成 8）年に「改訂：結城市行政改革大綱」、2000（平成 12）年には、「新・結城市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや民間委託の活用、行政サービスの向上など市民の視点に立った改革を進めてきました。

その後も、持続可能な行政運営基盤の構築を目指し、2005（平成 17）年に第3次、2013（平成 25）年に第4次、2019（平成 30）年には第4次の改訂版となる行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を推進するとともに、第3次以降はより強力に推進するため具体的な目標数値を設定し、その評価を分かりやすくするための「行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営のための重点課題として、行政組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などに積極的に取り組みました。

● 主な改革事項

■ 新・結城市行政改革大綱 ※平成12年度～16年度

・行政評価システムの導入
・市長などの特別職給料等の削減（市長 10%、助役等 5%）
・小規模工事などの契約希望者登録制度の導入

■ 第3次結城市行政改革大綱 ※平成17年度～21年度

・市税などのコンビニ収納の導入
・玉岡幼稚園の廃止（施設の民間譲渡）
・職員定数の削減（約 10%）

■ 第4次結城市行政改革大綱 ※平成25年度～29年度

・ゆうき図書館に指定管理者制度*を導入
・公共施設白書の作成、公共施設等総合管理計画の策定
・人事評価制度の導入

■ 第4次結城市行政改革大綱・改訂版 ※平成30年度～令和2年度

・障害者福祉センターに指定管理者制度*を導入
・個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施
・行政情報の提供方法の充実（SNS*、ケーブルテレビ等の活用）

第2 改革の必要性

結城市行政改革大綱の策定以降、第4次大綱及び同改訂版に掲げた取組を経て、本市の行政改革は着実な効果を上げてきたところであり、また、成果を広く市民に公表することで、理解と共感を得ることができたものと考えます。

しかしながら、本市を取り巻く状況は今後も楽観視できる状況にはなく、少子高齢化の進展や公共インフラの大量更新時期を迎える中で、今まで以上に無駄をなくし、事業の「選択と集中」を進めるメリハリのある行政運営が必要です。

第3 「チャレンジする市役所」への変革！の基本的な考え方

1 策定の目的

将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中で、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、失敗を恐れずに、新たな施策に積極果敢に挑戦していくことが重要です。

そこで、結城市総合計画の実行を下支えするため策定していた結城市行政改革大綱を第6次結城市総合計画の中を含め、未達成となっている項目及び達成後も継続が必要と判断した項目について、目標の見直しと新たな推進項目を加え、第5次結城市行政改革大綱である『「チャレンジする市役所」への変革！』を策定します。

2 基本目標

みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

今後いっそう進展すると見込まれる地方分権*やグローバル化*により予断を許さない経済情勢など、本市を取り巻く情勢は日々変化を続けています。

このような中、総合計画を推進し、また、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、市民と行政がパートナーとしてそれぞれの役割と責任を分担し、協働*のまちづくりを進めていくとともに、突発的・短期的な事象に左右されることなく、中長期的に安定した行政運営を持続できる強固で筋肉質な行政基盤を構築する必要があります。

このため、「みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう」を本大綱の基本目標として掲げ、行政改革を推進します。

3 基本方針

本大綱の基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、行政改革に取り組みます。

I 市民と行政がともに支えあう体制づくり

多種多様な市民ニーズや地域課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いに果たすべき役割と責任を分担し、「協働*」の理念のもとにパートナーシップを確立することが必要です。

このために、市民が市政に参画しやすい環境整備や積極的な情報公開に努め、市民と行政の信頼関係をより強くするための体制をつくります。

II 自立した行政経営の構造づくり

社会構造の変化により、税収の先行きが不透明な上、国・県からの補助金や地方交付税などが施策的に削減される中、限られた財源を効果的に市民サービスに投入し、かつ、サービスの水準を向上させていくためには、行政が担うべき役割を明確にした上で、身の丈に合った財政運営を実現する必要があります。

また、新庁舎整備により市財政はますます予断を許さない状況となるため、積極的に自主財源の確保に努め、徹底した事業のスクラップアンドビルド*を実行して、他に依存しない自立の・自主的な財政構造をつくります。

一方、人口減少や少子高齢化などによる社会構造の変化や、国・県の動向に迅速かつ機動的に対応するためには、スリムでありながらも柔軟な行政組織と、高い専門的能力やプロフェッショナル意識を持った行政職員の存在が不可欠です。

そのために、中長期的な視点に立った行政組織の見直しと職員の適正配置を行い、また人材育成に力を入れ、職員の意識改革と個々の資質を向上させる取組を行います。

III 情報化社会に対応した行政サービスの向上

日々進化する情報通信技術や先端技術を生活や仕事に取り入れることで、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会の実現が期待されています。

超高速な情報通信技術である5G*、全ての人とモノがつながることにより様々な知識や情報が利活用できるIoT*（Internet of Things）、さらには人工知能（AI）などのテクノロジーを積極的に導入・活用することにより、だれもが・どこでも均一な行政サービスが享受できるまちづくりを推進します。

4 重点項目

基本方針を着実に推進していくため、重点項目を次のように定め、実行します。

I 市民と行政がともに支えあう体制づくり

- ① 協働による行政の推進
- ② 広聴広報の推進
- ③ 参画機会の確保と透明性の向上

II 自立した行政経営の構造づくり

- ① 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント
- ② 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化
- ③ 人材の育成と挑戦する組織づくり
- ④ 出資団体の適正化と広域行政の推進

III 情報化社会に対応した行政サービスの向上

- ① マイナンバーカードの普及促進と利活用
- ② 行政サービスの充実と個人情報安全管理の強化
- ③ ICTの積極的な活用による生産性の向上

5 推進方法

重点項目ごとの主要事業については、総合計画実施計画でローリング方式により毎年度必要な調整を行います。また、具体的な取組についてのスケジュールや数値目標を定める『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】を作成し、柔軟かつ機動的に推進します。

『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて随時見直しを行います。



● 現状と課題

多様化する市民ニーズへの対応や持続可能な行政運営を目指すためには、市が市民や地域団体、NPO*、事業者等との連携を強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、より効果的な地域経営を進めていくことが必要です。

現在、市では市民活動を推進し、主体的に地域活動を行っている市民団体や個人の活動の充実を支援するため、スキルアップや人材育成、団体間の交流の場の提供などの事業を行っています。

また、市民ニーズの把握や行政への市民参加を推進するため、自治会要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や市長との意見交換会の開催等行政が直接地域に出向く広聴活動を行うほか、広報紙の毎月発行や、ホームページとSNS*への情報掲載、結城ケーブルテレビの活用等により、市民に対する情報周知を行うとともに、パブリックコメント*制度などを活用した市民参画の機会を促進しています。

一方、近年の社会環境の変化等により、地域の自治活動を敬遠する傾向が高まり、コミュニティの弱体化が懸念されていることから、講座や講演会等を通して、先進事例の紹介や情報提供を継続して行い、意識啓発を強化する必要があります。

● 基本的方針

更なる行政改革の推進と高度化・複雑化する市民のニーズに対応するためには、市民、企業・団体、行政等による協働*のまちづくりのより一層の推進が必要不可欠であるため、市政への参画機会の拡充と透明性の確保をはじめ、市民活動の支援の充実、NPO*法人や企業等による公共サービスの提供などにより新しい形の公共の実現を目指します。

また、開かれた透明性ある行政運営や市民の行政への理解促進を図るため、情報公開や広聴広報体制を充実するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等によるコミュニティ活動等への支援や、地域のコミュニティ施設の活用を促進します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市協働のまちづくり推進計画	2020年度（令和2年度）～ 2022年度（令和4年度）	まちづくり 協働課

● 施策体系・行革推進項目

1 協働による行政の推進

様々な立場の市民が市政に参加する仕組みづくりや、市民活動における多様な主体の育成などに努め、市民、企業・団体、行政が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して協働*によるまちづくりを推進します。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

■ 市民協働の推進

行政への市民参画を促すため、協働*のまちづくりに対する理解と意識の向上を図るほか、環境美化意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るための活動に対し各種支援を行います。

取組内容

- 市民参画・市民活動支援事業
[まちづくり協働課]
- 環境美化パートナーシップ事業
[まちづくり協働課]

■ 民間との連携・協働強化

企業・NPO*・大学などの多様な主体と課題を共有し、アイデアを出し合いながら、お互いの強みを生かした効果的な施策を展開するため、連携・協働*を強化します。

取組内容

- ・ 包括連携協定の充実と連携企業等の拡大
[企画政策課]
- ・ 民間企業やNPO等との協働事業の推進
[まちづくり協働課]
- ・ 市民活動団体の育成
[まちづくり協働課]



○環境美化パートナーシップ事業



○高校生との協働から生まれた「とうむぎあيس」

2

広聴広報の推進

多様な媒体を活用し、市民生活に必要な情報や施策・事業の進捗状況など広く提供すべき情報を発信し、市政への関心を高めるとともに、市の魅力や個性、文化資源などを市内外へ積極的にPRするため、戦略的な情報発信体制を構築します。

行
革
推
進
項
目

■ 情報発信の強化

SNS*を活用した即時性のある情報発信及び結城ケーブルテレビのコミュニティチャンネル*を活用した情報発信などに取り組みます。

取組内容

- ・ SNSを活用した情報発信 [秘書課]
- ・ 結城ケーブルテレビの活用 [秘書課]

■ 市民本位の行政サービスの提供

市が市政に関連するテーマを基に市民や団体等との意見交換会を開催するなど、広く市民の意見を把握することにより、政策形成や市民が利用しやすく満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

取組内容

- ・ 市長との意見交換会の開催 [秘書課]

3

参画機会の確保と透明性の向上

市民ニーズが多様化・複雑化する中、きめ細かな対応が必要となっていることから、市民の声を聴く機会を増やし、市政に反映します。

また、市民と行政の協働*によるまちづくりを推進するため、積極的に情報を公開し、市民と行政の情報の共有化と透明性の向上を図ります。

行
革
推
進
項
目

■ 開かれた行政運営の推進

重要な計画等を策定する際に、パブリックコメント*等の制度を活用し広く意見を聴取します。

審議会などに公募の市民や女性委員を積極的に登用し、多種多様な意見を市政に反映させます。

市が保有する市政情報の適正な公開にも努めます。

取組内容

- ・ パブリックコメント制度等の充実 [企画政策課]
- ・ 公募委員・女性委員の積極的な登用 [まちづくり協働課]
- ・ 情報公開条例の適正な運用 [総務課]

5-2 自立した行政経営の構造づくり [行財政運営／広域連携]



● 現状と課題

市税収入は市政運営の上で重要な自主財源であり、財源確保が全庁的な課題となっています。

歳出に関しては、社会保障関連の扶助費*が年々増加する傾向にあり、公債費*とともに歳出で大きな割合を占める構造が長く続いています。

そのため、社会経済情勢の変化や地方分権*に基づく権限移譲が進む中、地方自治体自らの判断と責任において行財政改革を推進するとともに、業務遂行上のリスクを想定し対応策を講じる内部統制制度の整備に取り組むなど、効率的で質の高い行財政運営に努めていく必要があります。

また、行政手続制度の見直しにより、行財政運営の透明性や公正性の確保が求められています。

さらに、筑西市、桜川市と筑西広域市町村圏事務組合を組織し、消防、ごみ処理、火葬場の運営などの事業を共同で実施していますが、保有施設の老朽化に伴う長寿命化・大規模改修や構成市の人口の割合の変化等により、年々負担金が増加傾向にあることが課題となっています。

● 基本の方針

限られた財源を効率的・効果的に活用するため、多様な自主財源の確保や財政の健全化と併せて、施策・事業の検証・評価により施策の選択と集中を図り、質の高い行政経営を進めるとともに、公共施設の適正な配置と維持管理を推進します。

また、地方分権*や地方創生*を推進するため、各種研修を充実させ、職員の資質や政策形成能力の向上とともに、挑戦する組織づくりに努めます。

さらに、出資団体の適正化を推進するとともに、行政区域を越えて地域課題の解決に取り組み、地域のニーズにあわせた効率的な行政サービスを提供していくため、周辺市町と連携した行政サービスの継続・拡大など、広域行政と定住自立圏*を推進します。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市行政改革大綱アクションプラン	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	総務課
結城市公共施設等総合管理計画	2017年度（平成29年度）～ 2046年度（令和28年度）	契約管財課
結城市公共施設個別施設計画	2017年度（平成29年度）～ 2046年度（令和28年度）	契約管財課
結城市人材育成基本方針	—	総務課
結城市定員管理計画	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	総務課
結城市特定事業主行動計画	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	総務課

● 施策体系・行革推進項目

1 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント

総合計画・実施計画・行政評価等によるPDCAサイクルに基づき市民ニーズに即した事務事業の見直しを図るとともに、徹底した行財政改革の推進と計画的な財政運営により自立した行財政運営を確立します。

また、公共施設については、既存公共施設の規模の見直しに加え、民間のノウハウや資金等を活用するPFI*の導入について調査研究し、経営的な観点から施設の効果的・効率的な再配置、管理運営方法等の見直しを実施します。

行
革
推
進
項
目

■ 効率的な行財政運営の推進

総合計画に掲げた施策を着実に実施するための事業計画を策定するとともに、適切な公共施設サービスと財政運営を両立させるためのマネジメントを推進します。

取組内容

- ・ 行政評価事業 [企画政策課]
- ・ 公共施設マネジメント事業 [契約管財課]

■ 民間活力の利活用の推進

民間の経営資源を取り入れた効果的な行政運営を行うため、民間活力の導入を推進します。

取組内容

- ・ 指定管理者制度の導入の見直し [総務課]
- ・ 民間委託やPFI等の民間活力導入の推進 [総務課・契約管財課]

2 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化

市税収入の確保に向けて、課税対象や申告内容を的確に把握し、公平・公正な課税に努め、収納率の向上を図るとともに、計画的な公有財産の処分や、自主財源の確保・拡充に努めます。

また、健全な財政運営を目指し、受益者負担の原則に基づく使用料及び手数料の適正化、公営企業会計の経営改善などを推進し、一般会計からの繰出金の適正化を図ることで、経常経費の節減に努めます。

加えて、持続可能な行政運営基盤の構築に向けて、ふるさと納税の推進と返礼品の拡充による寄附金額の増加を目指すほか、企業版ふるさと納税の活用に取り組みます。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

■ 幅広い手法による財源の確保

ふるさと納税制度（企業版を含む）を活用した自主財源を確保します。
土地区画整理地内において固定資産税の「みなす課税」を実施するとともに、納税意識の高揚と徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

取組内容	
● ふるさと結城応援寄附金推進事業	[契約管財課]
● 企業版ふるさと納税事業	[企画政策課]
・ みなす課税の実施	[税務課]
・ 市税等の収納率の向上	[収納課]

■ 財政健全化に向けた取組強化

市有財産の有効活用、広告収入等の確保など多様な手法による自主財源の確保を進めます。
公営企業会計及び特別会計について、経営等の健全性を推進するとともに、独立採算性の観点から見直しに努めます。

取組内容	
・ 使用料・手数料・負担金の見直し	[財政課]
・ 公営企業会計の健全化の推進	[財政課]

■ 財政状況の推移（普通会計）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数	0.705	0.703	0.707	0.718	0.732
実質収支比率 (%)	8.6	5.9	9.3	7.7	6.9
経常収支比率 (%)	94.1	93.9	93.0	91.1	92.8
標準財政規模 (千円)	10,599,217	10,514,736	10,536,553	10,586,452	10,568,618
地方債現在高 (千円)	15,330,068	15,032,777	14,829,918	14,728,476	16,246,990
公債費 (千円)	1,841,906	1,871,697	1,740,455	1,591,989	1,488,476
実質公債費比率 (%)	10.8	10.5	10.1	9.2	8.3
将来負担比率 (%)	37.2	27.5	27.5	19.2	42.4

注) 普通会計…地方財政の統計上、全国統一的に使われる会計のことで、結城市では一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計・住宅資金等貸付事業特別会計の全部、結城南部土地区画整理事業*（第2～4）の一部を合算し、会計間の繰入、繰出金の重複額を控除したものの。

3 人材の育成と挑戦する組織づくり

地方分権*の時代に対応できる人材を育成するため、「結城市人材育成基本方針」に基づく各種研修を実施し、職員の能力・資質の向上に努めるほか、市が抱える課題に対して、職員一人ひとりが主体的に取り組めるような職場環境の醸成とストレスのない働きやすい快適な職場づくりに取り組み、ワークライフバランス*(仕事と生活の調和)の推進を図ります。

また、定員管理計画に基づき、適正な人員の確保に努めるとともに、再任用制度や会計年度任用職員制度を柔軟かつ効率的に活用し、より機能的な組織体制を目指します。

○ 主要事業

行
革
推
進
項
目

■ 市民に信頼される人材の育成

人材育成基本方針に基づく職員研修の充実を図ります。

取組内容

- 職員研修事業 [総務課]

■ 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワークライフバランス*を確保するとともに、健康管理を強化し、職員が前向きに意欲をもって挑戦できる勤務環境づくりを推進します。

取組内容

- ・ 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進 [総務課]
- ・ ワークライフバランスの推進 [総務課]

■ 挑戦する組織づくり

職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制や、スピード感のある事務執行体制、「選択と集中」によるメリハリのある体制を目指します。

取組内容

- ・ 定員管理計画の管理 [総務課]
- ・ 組織のスクラップアンドビルド [総務課]
- ・ イノベーションチャレンジの推進 [企画政策課・総務課]

4 出資団体の適正化と広域行政の推進

出資団体が効率的かつ効果的に運営されることで、地域の振興と市民生活の向上が促進され、市民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資法人改革を着実に推進します。

また、単独自治体では課題解決が難しいと思われる案件に対しては、積極的な広域連携を模索するほか、既設の枠組みである筑西広域市町村圏事務組合、筑西地方拠点都市構想、定住自立圏*構想などを積極的に活用・推進します。

● 重点事業

行
革
推
進
項
目

■ 出資団体改革の推進

出資団体の市政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ将来を見据えたあり方等の見直しを進めます。

取組内容

- ・ 出資団体のあり方の見直し [総務課]

■ 広域行政の推進

近隣市町との事務事業の共同実施や、定住促進等に関する連携強化を推進します。

取組内容

- 定住自立圏構想の推進 [企画政策課]

○小山地区定住自立圏の位置図



● 現状と課題

自治体のICT*（情報コミュニケーション技術）化は、昨今の生活様式の変化もあり喫緊の課題となっています。特に行政では、押印を伴う窓口手続が多く、これまでの事務形態を抜本的に見直しデジタル化を進める自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）が求められています。

現在、本市が発行する住民票や印鑑登録証明書等は、市役所、山川出張所、江川出張所、結城出張所、市民情報センターの5か所で発行しており、マイナンバー制度の導入に伴い、2020（令和2）年10月からコンビニ交付を開始し、市民のニーズに即した行政サービスの向上に努めています。

また、高度情報化を推進し、事務の効率化を図っていく一方で、情報セキュリティを確保し、市が管理する市民の個人情報等が適正に保護されているかを評価していくことも重要な課題となっています。

このため、情報化や、市民の利便性向上などの施策を推進していくとともに、情報資産を安全に管理した上で、行政サービスを提供する体制の充実を図ることが求められています。

● 基本的方針

市民の多様なニーズや高度情報化社会の進展に対応するため、マイナンバーカード*の普及促進と利活用、窓口の多様化、AIやIoT*、オープンデータ*などICT*等の効果的な活用により、行政サービスの向上に努め、市役所出張所機能の強化、窓口サービスの拡充などを推進することで、市民の利便性の向上を図り、市民生活に身近で便利な公共施設・行政サービスを目指します。

また、情報化を推進し事務の効率化を図るため、情報セキュリティ対策や個人情報の保護を徹底した上で、オープンデータ*等の活用に取り組みながら、「結城市ICT*推進戦略」を推進するとともに、デジタル技術の利活用による手続のオンライン化やテレワーク*の導入など、働き方改革を含めた生産性の向上に努めます。

● 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市ICT推進戦略2021	2021年度（令和3年度）～ 2025年度（令和7年度）	総務課

● 施策体系・行革推進項目

1 マイナンバーカードの普及促進と利活用

マイナンバーカード*の普及、マイナンバーを利用した付加価値の高い行政サービスに取り組むことにより、コンビニエンスストアにおける証明書交付など、市民の利便性向上を図ります。

また、マイキープラットフォーム*を活用した行政サービスの電子化や、ライフステージに応じた行政情報を提供できる仕組みづくりを推進し、みんなにやさしい行政サービスの実現を目指します。

○ 主要事業

行
革
推
進
項
目

■ マイナンバーカードによる利便性の向上

マイナンバーカード*の普及促進に努めるとともに、付加する行政サービスの充実を図ります。
随時追加される新しいサービスの積極的な導入を図ることで市民の利便性向上を目指します。

取 組 内 容

- コンビニ証明書交付事業 [市民課]
- ・ マイキープラットフォームを活用した
独自サービスの検討 [企画政策課]

2 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化

ライフスタイルの変化や多様化するニーズに対応するため、市の窓口及び各出張所の機能強化に努めるとともに、ICT*を活用した電子申請・届出サービスを拡充し、自宅等からでも行政サービスを受けられる環境の整備と利用促進を図ります。

また、情報セキュリティ対策を強化するとともに、個人情報の取扱いルール of 徹底やチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故の未然防止に努め、市民に信頼される行政を目指します。

行
革
推
進
項
目

■ 多様な行政窓口の実現

証明書発行等の窓口サービスの改善と出張所機能の強化を図ります。
パソコンやスマートフォンで、いつでも、どこからでも手続きが行える環境を構築します。

取 組 内 容

- ・ 市民行政サービス窓口の充実 [市民課]
- ・ 電子申請の充実 [総務課]

■ 情報セキュリティの強化推進

高度情報社会に対応する情報管理のルール遵守とチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故を未然に防ぐための事務改善をPDCAサイクルにより推進します。

取 組 内 容

- ・ 情報セキュリティ対策の実施 [総務課]
- ・ CSIRT* (シーサート) の整備 [総務課]

※Computer Security Incident Response Team

3

ICTの積極的な活用による生産性の向上

定型業務にAIやRPA*（ロボティック・プロセス・オートメーション）などを導入し、職員の時間的・精神的な余裕を創出することで、各種施策の立案や意識改革を促進するとともに、市民に寄り添った相談業務などの充実により、職員が身近に感じられるきめ細やかな行政サービスを目指します。

また、5G*など新しい情報テクノロジーについて積極的に調査研究し、事務の効率化・生産性の向上を図るとともに、広域的な視点により、システムの共同調達や自治体クラウド*について積極的に導入を検討し、事務共通化によるコスト削減と行財政改革を相乗的に達成します。

行
革
推
進
項
目

■ 新しいテクノロジーの導入

5G*を基盤としたクラウドコンピューティング*やアウトソーシング*等の推進及び業務の更なる効率化のため、AIやRPA*の導入を図ります。

取 組 内 容

- ・ 5Gの活用検討 [総務課]
- ・ ICT技術の活用推進（AI・RPAの導入等） [総務課]

■ ICT環境の充実

ICT*の積極的な活用により、勤務場所、勤務時間に捉われず効率的に仕事ができる環境づくりを進めます。
また、電子決裁や文書管理システム等のデジタル技術を活用し、業務の効率化を図るとともに、ペーパーレス化を推進します。

取 組 内 容

- ・ テレワーク環境の充実 [総務課]
- ・ 電子決裁の拡充（ペーパーレス化の推進） [総務課]

5

重点 プロジェクト

結城市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

[第2期]

1 重点プロジェクトについて p128

2 重点プロジェクトの構成 p131

3 重点プロジェクトの内容 p132

6th Yuki City Master Plan
2021 - 2030

1 重点プロジェクトについて [結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

1 重点プロジェクト[結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]とは

第6次結城市総合計画（以下「市総合計画」という。）の将来都市像の実現にあたっては、体系別計画に位置付けた各事業の中から、今後特に重点的かつ戦略的に取り組む事業を抽出し、横断的な視点で推進していくことが大切です。

特に、本市では、人口減少へ対応するため、自立的で持続的な地域社会を創っていくことが喫緊の課題となっているため、これらの課題解決に資する事業を「重点事業」に位置付け、「重点プロジェクト」として最優先で取り組むこととします。

なお、本重点事業は地方創生*として本市が取り組むべき事業と同義であることから、重点プロジェクトを「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け、人口減少時代の中でも、将来にわたって活力ある持続可能な結城市を目指していきます。

2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の背景

日本の総人口は、2008（平成20）年をピークに減少傾向に転じて以降、人口減少が急激に進行しています。

また、首都圏と地方での人口減少率や高齢化率などの格差も大きな問題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は2014（平成26）年に「まち・ひと・しごと創生法」を公布し、日本全体の人口の将来展望を示す「創生長期ビジョン」と、このビジョンを達成するための今後5年間の施策を盛り込んだ「総合戦略」を閣議決定しました。

その後、第1期最終年度である2019（令和元）年に、これまでの5年間の成果と課題を検証し、次期に向けた検討を行った結果、国は引き続き「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を方針とした「第2期総合戦略」を閣議決定しました。

本市においても、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づき、「結城市人口ビジョン2020改訂版」で定めた本市の人口の現状と、2040年における人口の将来展望を踏まえた第1期の「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016（平成28）年3月に策定し、地方創生*に向けた取組を推進してきたところでありますが、今般、国や茨城県が第2期となる「総合戦略」を策定したことを受け、第2期総合戦略を策定するものです。

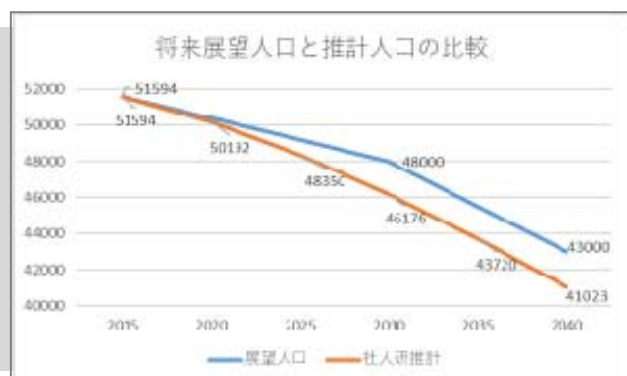
結城市人口ビジョン2020改訂版（抜粋）

【自然動態】

親世代が減少傾向のため出生数の急激な増加は見込めない。また、団塊の世代が高齢となっているため一定の死亡数が継続する見込み。

【社会動態】

一定の転入需要継続が見込まれるため、いかに転入者を呼び込み、かつ、転出者を思いとどまらせるかといった取組が必要。

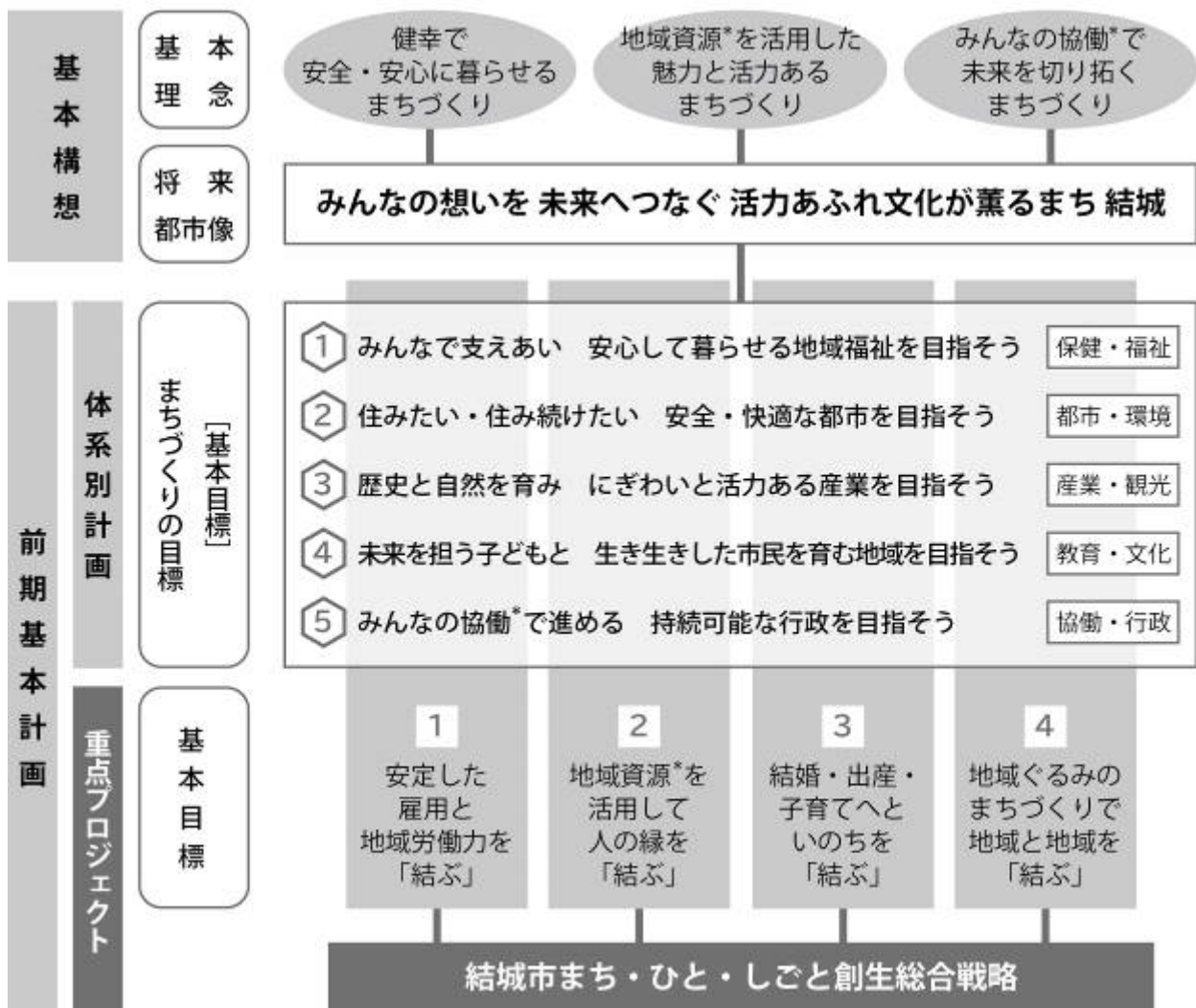


3 結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】の策定

「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】（以下「本総合戦略」という。）」は、国や茨城県が示す総合戦略を勘案したうえで、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」として、第1期に掲げた4つの基本目標を引き継ぐとともに、所要の改訂を加え、結城市人口ビジョン2020改訂版でも分析した人口減少社会や進学・就職期の人口流出といった難題ともしっかりと向き合うことで、将来にわたり持続可能な自治体の構築を目指し、その目標を達成するための手段を明確に示すために策定するものです。

なお、本総合戦略の推進にあたっては、本市の行政運営の指針である市総合計画との整合性を図りながら各種施策や事業を展開していきます。

■ 重点プロジェクト[結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]の位置付け



4 市総合計画との関連性

第2期となる本総合戦略は、市総合計画の基本計画と並行し、まち・ひと・しごと創生に係る個別計画として定めるものです。市総合計画と人口ビジョン2020改訂版・本総合戦略を一体的に推進することで「人口減少問題の中でも、将来にわたって活力ある持続可能な結城市」を目指していきます。

なお、本総合戦略の実施期間は、市総合計画の前期基本計画と同じ2021(令和3)年度～2025(令和7)年度の5年間とします。

5 第2期総合戦略の進め方

本総合戦略の推進においては、第1期と同様に国の政策原則に基づき、縦割り行政の弊害を排除するため、施策決定を行う庁内組織「結城市まち・ひと・しごと創生本部」の下部組織として「専門部会(ワーキング)」会議を設置し、横断的な体制で臨みます。

また、住民代表や市議会、産業界や大学、金融機関、労働団体、マスメディア、士業から構成される有識者会議「結城市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)」を設置し、推進に向けた連携や施策及び事業の効果検証を行い、官民一体となった体制で本総合戦略を推進します。

6 事業の検証方法

本総合戦略の実施にあたっては、効率性が高くより大きな効果を求めるために、PDCAサイクルを確立し、外部有識者の推進会議による効果検証や市議会への報告・意見聴取を行い、施策や事業の見直し・修正を行います。

効果検証では、本総合戦略で定める目標値や個別施策にかかる重要業績評価指標(KPI)に基づき、事業の進捗状況や効果を毎年度検証することとし、必要に応じて目標値や指標の見直しを行うものとします。

【PDCAサイクルのイメージ】



2 重点プロジェクトの構成 [結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

現実的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対処しつつ、将来にわたり持続可能な自治体の構築を目指していくため、重点プロジェクトは、「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、4つの「基本目標」と、その目標を達成するための「施策」で構成し、関係機関・団体や、地域間、施策間の連携などを図りながら、それぞれの施策・事業に取り組んでいきます。

また、新たな視点として、新しい時代の流れを力にする「地域におけるSociety5.0*」や「地方創生*SDGs*の実現」の推進、多様な人材の活躍の促進にも庁内横断的に取り組むことで、基礎自治体レベルにおいても実施可能な持続性のある社会づくりを目指します。

さらに、新たな感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出や、本市の特色を生かした自主的・主体的な施策を推進します。

■ 重点プロジェクト[結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]の構成



結城市人口ビジョン2020改訂版・結城市総合戦略の目標

- ・ 目標人口 2030年(令和12)年:48,000人、2040年(令和22)年:43,000人
- ・ 合計特殊出生率 創生事業開始時の1.43より改善

3 重点プロジェクトの内容 [結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

1 安定した雇用と地域労働力を「結ぶ」

～安定した雇用と稼げる産業の創出～

本市の基幹産業である工業・商業・農業の更なる振興を図り、地域の稼ぐ力を高めることで“企業”や“ひと”の流出を防ぎ、市内で安心して働ける環境づくりを目指します。

特に、進学などで市外へ離れた若者が、学んだスキルを活かせるような企業や新たな雇用の受け皿となる企業を誘致するため、工業団地開発を推進するとともに、個人創業支援などによる、多様なワークスタイルに対応できる雇用環境の整備を行います。

農業に関しても、経営者の安定した所得と、後継者の育成に向けた取組として、6次産業化*の推進や新商品開発への支援、農業法人等による大規模経営化の促進を図り、若者から高齢者まで、幅広い世代が活躍できる農業施策の構築、推進を目指します。

施策① 雇用基盤の充実と企業支援の推進

雇用の場を確保し、地元工業の発展と地域活力を創造するため、工業団地等の産業拠点の整備や企業誘致を推進することによって、工業の振興を図り、地域経済の発展と雇用機会の増加を目指します。

また、企業や個人による地方への寄附・投資等により地方創生*の取組への積極的な関与を促すなど、新しい資金の流れの創出・拡大を図ります。

重点事業

- 雇用促進対策事業 _____ 【3-2-①】 P. 88
[就職情報交換会、雇用促進対策セミナーなどの実施]
- 企業誘致促進事業 _____ 【3-2-④】 P. 89
[事業所新設・増設時に奨励金を交付]
- 工業団地整備推進事業 _____ 【3-2-④】 P. 89
[新工業団地の整備促進]
- ふるさと結城応援寄附金推進事業 _____ 【5-2-②】 P. 121
[ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保]
- 企業版ふるさと納税事業 _____ 【5-2-②】 P. 121
[企業版ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保]

施策② 伝統産業の振興と創業支援

ユネスコ無形文化遺産*の「結城紬」や、「桐製品」に代表される本市の伝統産業を保存・伝承するため、後継者育成に向けた取組を推進するとともに、新たな製品開発や販路開拓につながるPR活動、きものにふれるイベントの開催など、伝統産業の振興に努めます。

また、新しい視点や働き方による起業希望者への支援や民間会社との協働*に積極的に取り組み、産業の発展に寄与する人材育成と創業支援を強化します。

重点事業

- **中心市街地活性化事業（起業・創業支援）** ————— 【3-2-②】 P.88
[起業・創業に関する各種支援]
- **本場結城紬振興事業** ————— 【3-3-③】 P.93
[本場結城紬の振興]

施策③ 元気あふれる農業の振興

担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・ほ場整備や、高性能農業機械の導入などにより、効率的な農業を推進し、若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援します。

また、JA等関係機関との連携を強化するとともに、農業法人等の設立や6次産業化*、農産物のブランド化などによる農業経営の安定、就業者の増加に努めます。

併せて農業への理解を深め、農村地域の活性化につなげるため、地産地消や都市圏域を視野に入れた田植え・稲刈りや野菜の収穫等の農業体験を通じ、幅広い地域との交流を促進させ、本市の農業の魅力を広める活動を積極的に展開します。

重点事業

- **農畜産物販売促進事業** ————— 【3-1-①】 P.84
[地産地消・販売促進の推進、6次産業化*の支援など]
- **認定農業者等育成事業** ————— 【3-1-②】 P.85
[担い手農業者の確保・育成・支援]

2 地域資源を活用して人の縁を「結ぶ」

～リレーションシップ強化！新しい人の流れを作る～

移住・定着を促進するため、第1期総合戦略でも位置付けた歴史・文化・自然・人などの地域資源を活用した観光誘客、シティプロモーション*などの「交流人口」増加に関する取組を引き続き展開するとともに、将来的な移住も視野に特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口*」創出・拡大にも取り組み、本市への新しいひとの流れを作ります。

施策① 地域資源を生かした着地型観光の推進

本市の地域資源である「結城紬」や「城下町の佇まい（寺社・見世蔵*）」や「農産物」を軸とした“体感できる”着地型観光を推進します。

また近年、歴史ブームやオンラインゲームにより周知された「御手杵の槍」や大河ドラマにも登場予定の「結城朝光」などのコンテンツを活用することで、また訪れたいと思わせる“おもてなし”の体制を官民一体となって構築し、五感で感じられる観光地を目指します。

重点事業

- 山川不動尊あやめ園整備事業 ————— 【2-1-②】 P. 65
[山川不動尊あやめ園を、自然を利用した公園に整備]
- 観光振興事業 ————— 【3-3-①】 P. 92
[地域資源を活用した各種イベントの開催など]
- 観光情報発信事業 ————— 【3-3-①】 P. 92
[観光情報発信の高度化]

施策② 移住・定住促進の推進

都市基盤や環境整備の強化・推進を図り、移住・定住希望者が安心して住むことのできるまちづくりを進めます。

また、ICT*を活用したシティプロモーション*により、本市の魅力や住環境、教育環境、医療環境などの情報発信を強化するとともに、就学・就業のため本市から離れた若者や東京圏からの地方移住希望者、本市で働く市外就労者など、UJIターン*を意識した情報発信や支援を行います。

さらに、新たな感染症の拡大による移住機運の高まりを契機として、本市におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生*に資するテレワーク*を推進します。

重点事業

- **良質な住宅地の整備** ————— 【2-2-①】 P. 68
[結城南部第二・第三土地区画整理事業*、富士見町土地区画整理事業*、
逆井土地区画整理事業*、四ツ京土地区画整理事業*]
- **シティプロモーション事業** ————— 【3-3-②】 P. 93
[まちの魅力を発掘・創造し、内外へ発信]
- **結城ブランド推進事業** ————— 【3-3-②】 P. 93
[結城ブランド*の認定・発信による地域活性化]
- **移住・定住促進事業** ————— 【3-3-②】 P. 93
[地方創生*事業の推進等による移住・定住の促進など]
- **奨学金貸付事業** ————— 【4-1-②】 P. 99
[条件付き返還免除型の奨学金の貸付]

施策③ 若者が行き交うまちづくりの推進

本市への新たな人の流れを生み出していく中で、特に地域の活力を創出していくには、若者にとって魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

若者が集まる拠点づくりや、新しいことにチャレンジしていく風土を醸成し、積極的にまちづくりに参加していくことが、若者の活躍を育み地域活力を生み出します。

近隣大学や市内の専門学校・高等学校などとの関係性を強化するとともに、地域のまちづくり団体と連携し、若者の活躍を支援します。

重点事業

- **中心市街地活性化事業【再掲】** ————— 【3-2-②】 P. 88
[中心市街地の空き店舗活用への支援]
- **地域おこし協力隊事業** ————— 【3-2-②】 P. 88
[地域おこし協力隊による北部市街地の活性化など]
- **移住・定住促進事業【再掲】** ————— 【3-3-②】 P. 93
[若者の居場所づくりなど]

3 結婚・出産・子育てへといのちを「結ぶ」

～若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える～

結城で安心して子どもを生み、育てられるようにするため、地域と連携した子育て・教育環境の充実などを進めるとともに、子どもや保護者のニーズ、また、子どもの成長段階に応じたきめ細かな支援により、徹底した子育て支援を進めます。

施策① 結婚・子育てへの支援

結婚に対する意識が多様化するとともに、個人の生活に重点を置く若者が増加する中で、家庭を築くことの素晴らしさを意識づけるとともに、未婚者に対して地域における出会いの場を提供します。また結婚後、出産・子育てを行う世帯を支援し、「子育ては楽しい」、「結城市で子育てしたい」、「結城市で子育てできてよかった」と感じられるよう、子育て世代のニーズに応え、児童福祉サービスを充実させるとともに、子育てを支援する人材の育成や集いの場の形成など、地域と協働*した子育て環境の整備を進めます。

重点事業

- 放課後子ども教室推進事業 ————— 【1-1-①】 P. 44
[放課後、学校における地域住民との交流]
- 放課後児童健全育成事業 ————— 【1-1-②】 P. 44
[学童クラブの運営支援]
- 地域子ども・子育て支援事業 ————— 【1-1-③】 P. 45
[一時保育等、各種子育て支援事業の実施]
- ママパパ子育て応援事業 ————— 【1-1-③】 P. 45
[一時預かり事業に要する費用を助成]
- 少子化対策医療費助成事業 ————— 【1-1-③】 P. 45
[18歳までの医療費の助成など]
- 妊娠・出産包括支援事業 ————— 【1-1-③】 P. 45
[妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援]
- 不妊治療費助成事業 ————— 【1-1-③】 P. 45
[特定不妊治療を受けている夫婦への治療費の助成]
- 学校給食センター運営管理事業（学校給食費支援事業） ————— 【1-1-③】 P. 46
[多子世帯の学校給食費の無償化]

施策② 教育環境・内容の充実

確かな学力の育成を図るため、国・県の少人数指導政策に併せた市独自のティーム・ティーチング*に引き続き取り組むとともに、英語教育やICT*教育、読書活動を一層推進することで時代の変化や少子化に対応し、子どもたちが個性や能力を発揮できる教育環境づくりを進めます。

重点事業

- **社会人T T等配置事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[非常勤講師等の配置によるきめ細やかな指導の実施]
- **外国語指導助手派遣事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[外国語指導助手の派遣による英語力の向上]
- **小学校英語活動推進事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[英語専門指導員の配置による英語力の向上]
- **学校図書館運営事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[読書活動の推進]
- **読書活動奨励推進事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[「市長賞」の授与]
- **小学校I C T整備推進事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[一人一台パソコン等、ICT*機器の整備]
- **中学校I C T整備推進事業** ————— 【4-1-①】 P. 98
[一人一台パソコン等、ICT*機器の整備]
- **紬のふるさと体験授業推進事業** ————— 【4-1-③】 P. 99
[中学校2年生対象の結城紬体験学習の実施]

施策③ ワークライフバランスの推進

子育てや家庭生活への負担軽減を図るため、育児や介護休暇、出産休暇などが取りやすい労働環境を目指します。

また、本市の労働力確保に大きな影響がある子育てを行いながら働く女性労働者が、仕事と育児・家庭のバランスを取りながら効率的に就業できるよう、国の企業主導型保育事業の活用を企業に促します。

さらに、IT化の推進により、テレワーク*に対応できる人材の育成に取り組みます。

重点事業

- **移住・定住促進事業（I T人材育成）【再掲】** ————— 【3-3-②】 P. 93
[ICT*を活用した柔軟な仕事環境の整備]

4 地域ぐるみのまちづくりで地域と地域を「結ぶ」

～時代に合った魅力的な地域づくりと地域間連携～

希薄になりつつある自治会などの地域コミュニティの強化を図るとともに、企業・団体や行政が互いの特性を尊重し、共に考え行動する良きパートナーとなり、地域の課題を解決し、快適で住みよいまちを創造する「協働*のまちづくり」を推進します。

また、地方創生*時代にふさわしい広域的な行政サービスを追求することで、安心して暮らすことができ住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

施策① 広域連携の推進

定住自立圏*や地方拠点都市など、各種の制度を活用し、隣接する自治体との連携・協力を体制を充実させ、各種行政サービスの向上や圏域による地域の活性化、地域経済の発展に努め、定住促進を図ります。

重点事業

- 定住自立圏構想の推進 【5-2-④】 P.123
[小山地区定住自立圏*の推進]

施策② 安全で住みやすさを実感できるまちづくり

生涯を通じて安心な暮らしを支えるために医療福祉体制の充実を図るとともに、広域連携も視野に入れた公共交通システムのあり方を検討し、高齢化が進行する市民の移動手段の確保を見据えた交通対策を推進します。

また、安全で安心なまちづくりを目指し、市民、企業・団体、行政が連携した防災体制により、積極的な防災・防犯対策を推進します。

重点事業

- 緊急医療体制事業 ————— 【1-2-③】 P. 50
[医師会の協力による休日医療体制等の整備]
- 在宅医療・介護連携推進事業 ————— 【1-4-②】 P. 59
[医療と介護の一体的な提供体制の構築など]
- 都市計画道路整備事業 ————— 【2-2-②】 P. 69
[都市計画道路3・4・18号鹿窪・砂窪線の整備]
- 公共交通整備事業 ————— 【2-2-⑤】 P. 70
[市内巡回バスの運行と公共交通ネットワークの充実]
- 自主防災組織育成事業 ————— 【2-3-①】 P. 73
[自主防災組織の設立及び支援]
- 防災拠点整備事業（都市再生整備計画事業） ————— 【2-3-①】 P. 73
[旧公民館跡地を活用した防災拠点の整備など]
- 明るい地域づくり推進事業 ————— 【2-3-②】 P. 74
[防犯灯の設置・防犯ボランティア活動に対する支援など]
- 消防団活動事業 ————— 【2-3-④】 P. 74
[消防団の活動に必要な装備の配置など]

施策③ 協働で進める持続可能なまちの実現

様々な立場の市民が市政に参加する仕組みづくりや、市民団体、企業、教育機関、行政等の連携・協力による市民活動の推進など市民が気軽に参画できる機会の充実を図り、協働*によるまちづくりを推進します。

また、地域特性を活かしながら、地域の施設やイベント等の地域資源を活用したコミュニティ活動の支援を行い、地域の活性化や安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。

重点事業

- 生活支援体制整備事業 ————— 【1-3-①】 P. 54
[住民主体の協議体*設置による生活支援等の実施]
- 外国人一元的相談窓口設置事業 ————— 【4-4-③】 P. 110
[地域における外国人受入環境の整備・促進]
- 市民参画・市民活動支援事業 ————— 【5-1-①】 P. 117
[協働*のまちづくりの推進]
- 環境美化パートナーシップ事業 ————— 【5-1-①】 P. 117
[環境美化活動を通じた地域コミュニティの活性化]

6

資料編

6th Yuki City Master Plan
2021 — 2030

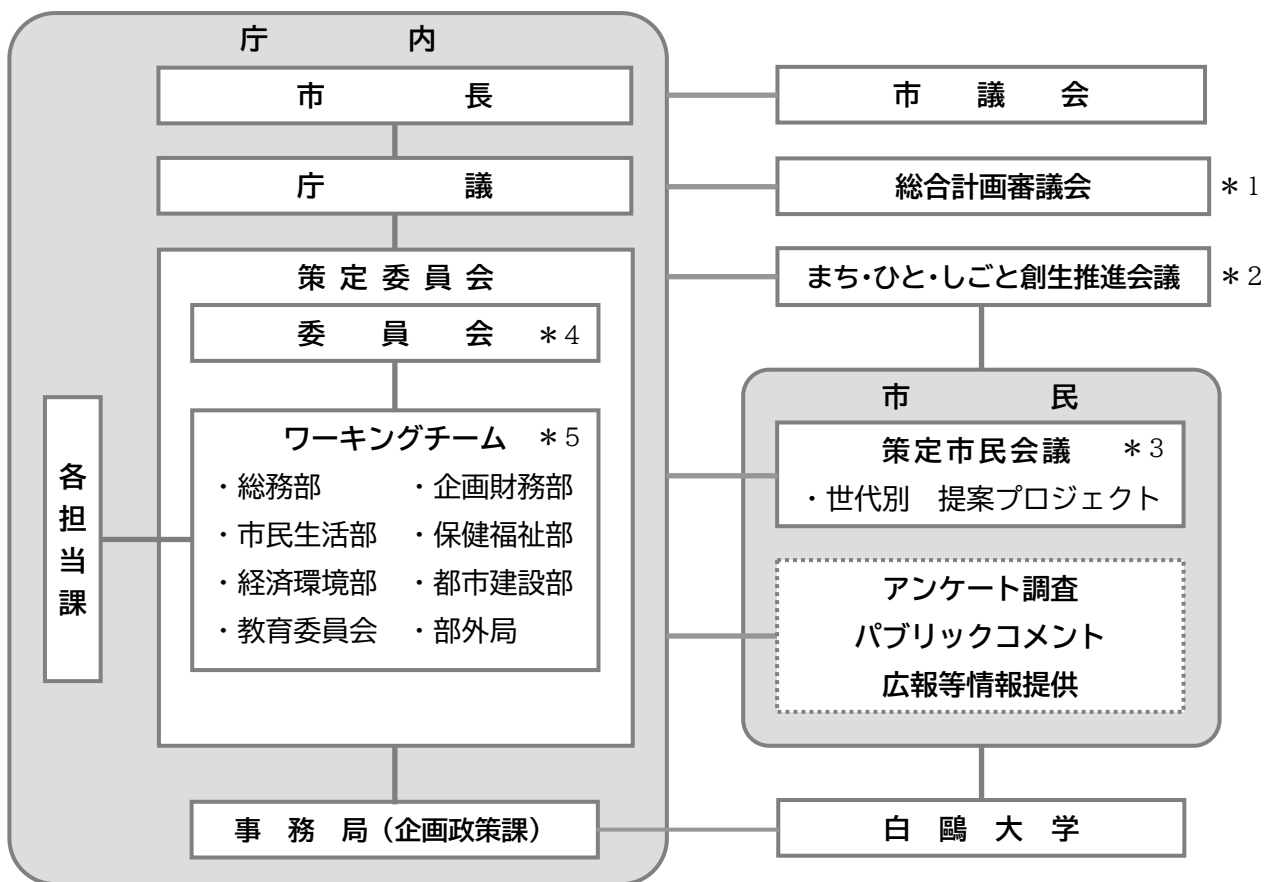
6 – 1 計画策定の体制と経緯

(1) 策定体制

総合計画策定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会、ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で現行計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、策定市民会議を設置し、「市民参加」の計画づくりを行うとともに、市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めたほか、結城市との包括連携協定に基づき、白鷗大学から総合的な助言・指導を仰ぐことで、人口減少という難しい社会情勢のなかでも市全域の均衡ある発展に配慮した計画を目指しました。

■ 策定体制



- ※1 総合計画審議会：市議会議員、知識経験者、各団体代表者で構成され、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。
- ※2 まち・ひと・しごと創生推進会議：総合計画の主要事業から地方創生及び人口減少対策に資するものを重点事業に位置付け、結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略としてとりまとめる。
- ※3 策定市民会議：幅広い市民意向の計画への反映を図るため、世代別（高校生、結城看護専門学生、一般）の提案プロジェクトを設置し、総合計画全般について市民目線の提言を行う。
- ※4 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等を行う。（部長会議、行政改革推進本部）
- ※5 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて、骨子・素案の立案、検討及び各課担当課との連絡調整など、実質的作業を行う。（課長補佐・主務係長等）

(2) 策定経緯

年度	月 日	内 容
2019 (令和元) 年度	7月11日	第1回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月18日	第2回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月22日	第1回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	7月25日	第3回 第6次結城市総合計画策定市民会議（高校生・結城看護専門学校生）
	7月25日	第1回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	9月26日	第2回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	10月7日	第1回 第6次結城市総合計画策定委員会
	10月18日	第2回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	10月24日	第3回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	11月21日	第4回 第6次結城市総合計画策定市民会議
	12月23日	第6次結城市総合計画策定市民会議「提案書」提出
	12月26日	第3回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月3日	第4回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2020 (令和二) 年度	4月13日
4月13日		第1回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
5月28日		第5回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
6月4日		第1回 結城市総合計画審議会
6月～7月		パブリックコメント（基本構想）
7月27日		第2回 結城市総合計画審議会
7月31日		第6回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
8月5日		結城市総合計画審議会 答申（基本構想）
8月17日		庁議（基本構想）
10月15日		第7回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
11月16日		第3回 第6次結城市総合計画策定委員会
11月26日		第3回 結城市総合計画審議会
11月27日		第1回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
12月～1月		パブリックコメント（前期基本計画）
1月22日		第8回 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム会議
1月29日		第4回 結城市総合計画審議会（書面開催）
1月29日		第2回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（書面開催）
2月8日		結城市総合計画審議会 答申（前期基本計画）
2月15日	第4回 第6次結城市総合計画策定委員会	
2月15日	第2回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議	
2月22日	庁議（前期基本計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）	

(3) 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日

条例第13号

改正 昭和63年9月27日条例第12号

平成12年3月30日条例第3号

平成21年3月30日条例第9号

令和2年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(平12条例3・令2条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
大 木 作 次	市議会議員	議 長
佐 藤 仁		副議長
安 藤 泰 正		総務委員長
北 嶋 節 子	知識経験者	教育委員会 教育長 職務代理者
廣 江 敏 男		市代表監査委員
○小笠原 伸		白鷗大学 経営学部 教授
◎中 澤 英 雄	市民代表	自治協力員連合会 会長
渡 邊 恵 一		民生委員児童委員協議会 会長
大 木 準		(一社)結城市医師会 副会長
野 原 牧 子		ゆうき女性会議 会長
奥 澤 武 治		結城商工会議所 会頭
鈴 木 洋		北つくば農業協同組合 総務部 部長
石 島 睦 ※		結城信用金庫 本店営業部 理事部長
山 口 孔 小 ※		結城信用金庫 本店営業部 部長
河 田 依 子		市民代表 (絹川協議体)
菅 井 渉		市民代表 (4Hクラブ会長)

※人事異動による変更

(4) 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要項

(設置)

第1条 国が定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、法第10条に基づき作成する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民で組織する団体及び市議会の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 行政分野の関係者
- (4) 教育分野の関係者
- (5) 金融分野の関係者
- (6) 労働分野の関係者
- (7) メディア分野の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

■ 令和2年度結城市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

◎：会長

氏 名	組織分野		所 属
	分野	区分	
安藤 泰正	市民	市議会	結城市議会総務委員会 委員長
荒川 俊朗	市民	団体	自治協力員連合会 理事
石塚 勇輝	市民	団体	結城青年会議所
天野 明寛	産業	商工	結城商工会議所 中小企業相談所長
永田 佳久	産業	農業	JA北つくば西部営農経済センター センター長
渡辺 浩	産業	工業	(株)川金コアテック茨城製造部生産管理G長
奥澤 武治	産業	産業	本場結城紬卸商協同組合 理事長
柳田 幸夫	産業	観光	結城市観光協会 会長
荒井 幸恵	産業	福祉	結城市保育連絡会 かなくぼ保育園 園長
望月 美幸	産業	福祉	(株)ツクイ結城管理者
◎小笠原 伸	教育	大学	白鷗大学経営学部 教授 白鷗大学ビジネス開発研究所 所長
小林 タミ	教育	PTA	市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員長
和地 宏	金融	地方銀行	常陽銀行結城支店 支店長
山口 孔小	金融	信用金庫	結城信用金庫本店営業部 部長
岩崎 広行	労働	社会保険 労務士	ニュー岩崎事務所所長
木村 嘉孝	言論	TV局	ケーブルテレビ(株)結城ケーブルテレビ局長
飯村 雅明	言論	新聞社	茨城新聞社筑西支社 支社長
齋藤 暁	士業	税理士	税理士法人 優貴会代表

(5) 第6次結城市総合計画策定市民会議設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第6次結城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を目的とした、第6次結城市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、総合計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ、又は推薦を受けた市内に居住し、又は勤務する18歳以上の者であって、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

3 第1項の委員のほか、若年層の柔軟な発想と創意工夫を取り入れるため、高校生提案プロジェクト及び大学生等提案プロジェクトを置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長1人及び副座長若干人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により決定する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民会議で検討したことについて、第6次結城市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に随時提言することができる。

(高校生提案プロジェクト)

第8条 高校生提案プロジェクトは、メンバー15人以内をもって組織する。

2 高校生提案プロジェクトのメンバーは、公募に応じ、又は推薦を受けた市内に居住し、又は通学する高校生であって、地域活性化等に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

3 メンバーの任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。

- 4 高校生提案プロジェクトに、リーダー1人及び副リーダー若干人を置く。
- 5 リーダー及び副リーダーは、それぞれメンバーの互選により決定する。
- 6 リーダーは、高校生提案プロジェクトを代表し、会務を総理する。
- 7 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、あらかじめリーダーが指定した順に従いその職務を代理する。
- 8 高校生提案プロジェクトで検討したことについては、市民会議に随時提言することができる。

(大学生等提案プロジェクト)

第9条 大学生等提案プロジェクトは、メンバー10人以内をもって組織する。

- 2 大学生等提案プロジェクトのメンバーは、茨城県結城看護専門学校生又は公募に応じた市内在住の学生であって、地域活性化等に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。
- 3 メンバーの任期は、委嘱された日から総合計画が策定されたときまでとする。
- 4 大学生等提案プロジェクトに、リーダー1人及び副リーダー若干人を置く。
- 5 リーダー及び副リーダーは、それぞれメンバー委員の互選により決定する。
- 6 リーダーは、大学生等提案プロジェクトを代表し、会務を総理する。
- 7 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、あらかじめリーダーが指定した順に従いその職務を代理する。
- 8 大学生等提案プロジェクトで検討したことについては、市民会議に随時提言することができる。

(庶務)

第10条 市民会議に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年5月7日から施行する。

(6) 第6次結城市総合計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第6次結城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、総合計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、総務部の政策員をもって充て、副リーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）及びワーキングチームの構成員（以下「構成員」という。）の任期は、総合計画が策定されたときまでとする。

- 2 委員又は構成員が欠けた場合における補充の委員又は構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会及びワーキングチームの会議は、委員会にあっては委員長が、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて招集する。

- 2 前項の会議は、委員又は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の会議において議決する必要がある場合は、出席した委員又は構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又はリーダーの決するところによる。
- 4 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和元年5月7日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長	教育長	政策監	総務部長	企画財務部長	市民生活部長	保健福祉部長	経済環境部長	都市建設部長	会計管理者	議会事務局長	教育部長	秘書課長	総務課長
-----	-----	-----	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	------	------

別表第2（第4条関係）

政策員並びに総務部、企画財務部、市民生活部、保健福祉部、経済環境部、都市建設部、教育委員会及び部外に属する課又は所から各1人
--

■ 第6次結城市総合計画策定委員会 委員名簿 [2019（令和元）年度]

氏 名	役 職
—	副市長
小林 仁	教育長
大武 英二	市長公室長（R1）
飯島 敏雄	市民生活部長（R1）
本多 武司	保健福祉部長
川邊 正彦	産業経済部長

氏 名	役 職
小野澤 利光	都市建設部長
大森 加代子	会計管理者
中澤 四郎	議会事務局長
鶴見 俊之	教育部長
池田 順一	秘書課長
飯田 和美	総務課長

■ 第6次結城市総合計画策定委員会 委員名簿 [2020（令和2）年度]

氏 名	役 職
杉山 順彦	副市長
小林 仁	教育長
大武 英二	理事兼政策監
小野澤 利光	総務部長
鶴見 俊之	企画財務部長
瀬戸井 武志	市民生活部長
本多 武司	保健福祉部長

氏 名	役 職
飯島 敏雄	経済環境部長
野寺 一徳	都市建設部長
外池 晴美	会計管理者
鈴木 昭一	議会事務局長
飯田 和美	教育部長
関口 寿幸	秘書課長
増山 智一	次長兼総務課長

■ 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2019（令和元）年度]

	委 員
市長公室	田村俊幸、倉持卓之、西條豊二、秋元隆司 河田圭一郎、松本弓子
部外局	池田祐美、真中好厚、和泉田勝
市民生活部	宮本智恵、生井秀世、小森谷信幸、野村正美 清水博、飯塚博史
保健福祉部	田中真由美、館野大輔、稲葉龍也、窪田千伸 赤野間奈美子、野村精二
産業経済部	岩瀬亮、大越健志、野村尚美、大島伸悟
都市建設部	大羽康浩、宮田勝利、石山雄一、北條正進 森田安宏
教育委員会	廣江智子、金田陽子、瀧澤明行、宮本臣久

■ 第6次結城市総合計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2020（令和2）年度]

	委 員
総務部	田村俊幸、西條豊二、森田安宏、仁見剛
企画財務部	福井恵一、秋元隆司、野村正美、宮田恵美
部外局	中村由美子、真中好厚、和泉田勝
市民生活部	宮本智恵、赤野間奈美子、岩瀬亮、宮田勝利
保健福祉部	窪田千伸、松本弓子、稲葉龍也、瀧澤明行 廣江良之
経済環境部	野村健一、笠倉雅弘、清水博、大島伸悟
都市建設部	大羽康浩、池田明弘、石山雄一、北條正進 飯塚博史
教育委員会	佐々木健、金田陽子、宮崎陽子、宮本臣久

■ 第6次結城市総合計画策定事務局名簿

2019（令和元）年度		2020（令和2）年度	
大武英二	市長公室長	鶴見俊之	企画財務部長
大木博	企画政策課長	大木博	次長兼企画政策課長
西條豊二 福井恵一 金子春奈 小貫貴弘	企画政策課	福井恵一 沼田祐一 伊藤健 小貫貴弘	企画政策課

(1) 第6次結城市総合計画基本構想の策定について（諮問）

結城市諮問第3号
令和2年6月18日

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄 様

結城市長 小林 栄

第6次結城市総合計画基本構想の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画基本構想の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第6次結城市総合計画基本構想について

2 諮問理由

本市では、2020年度（令和2年度）を目標年次とする「第5次結城市総合計画」を2011年（平成23年）3月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年では、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、本市を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、地方分権の進展や多発する自然災害・感染症の流行等に対する安全・安心への意識の高まりなど、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした様々な課題に的確に対応し、さらなる発展と誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを実現するため、市民参加のもと、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）の10年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画基本構想」の策定に関し、意見を求めるものです。

(2) 第6次結城市総合計画基本構想の策定について（答申）

令和2年8月5日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄

第6次結城市総合計画基本構想の策定について（答申）

令和2年6月18日付結城市諮問第3号で諮問を受けた第6次結城市総合計画基本構想について、本審議会で慎重に審議した結果、下記事項に留意して計画を進めることを要望し、原案のとおり答申する。

記

- 1 人口減少、少子高齢化、財政の硬直化など難しい社会情勢のなかでも、結城らしい施策を展開することで、市民が夢や希望を持ち続けられるまちを目指すこと
- 2 豊富な地域資源を活用し、市全体の均衡ある発展に取り組むことにより、次世代に引き継ぐ魅力ある結城市を実現すること
- 3 新たな課題、多様化するニーズにも、市民・企業・団体・行政などが互いに連携・協力する「協働」の仕組みを活用することで、誰もが住み良いまちづくりを推進すること

(3) 第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（諮問）

結城市諮問第4号
令和2年11月26日

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄 様

結城市長 小林 栄

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

1 諮問内容

第6次結城市総合計画前期基本計画について

2 諮問理由

本市では、結城市議会令和2年第3回定例会において、2030（令和12）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画基本構想」が議決され、将来都市像を「みんなの想いを未来へつなぐ活力あふれ文化が薫まち結城」とする新たなまちづくりに取り組むことが決定いたしました。

これに伴い、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けた5つの基本目標に基づく2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画前期基本計画」を策定いたしますので、その内容に関し意見を求めるものです。

なお、前期基本計画では、人口減少社会の中でも誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、強固な行政基盤と安定した行政運営を市民とともに構築する「第5次結城市行政改革大綱」及び人口減少への対応と自立的で持続的な地域社会を創出する「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定するものいたします。

(4) 第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

令和3年2月8日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会
会長 中澤 英雄

第6次結城市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

令和2年11月26日付結城市諮問第4号で諮問を受けた第6次結城市総合計画前期基本計画について、本審議会で慎重に審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

記

- 1 子育て・医療・福祉の一層の充実を図り、全ての市民が住み慣れた地域において、笑顔で暮らせるまちを目指すこと
- 2 災害に強い平坦な地形、計画的に整備された住環境など、本市の強みに磨きをかけ、市民が安全・安心・快適に生活できるまちを目指すこと
- 3 歴史的な街並みや都市近郊農業などの地域資源を最大限に活用した観光・産業の振興を図るとともに、地方回帰の機運を逃さず移住希望者に選ばれるまちを目指すこと
- 4 住民が個々の多様性や人権・男女平等を認め合い地域の絆を深めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な場面で地域を知る機会を創出することで市民に愛されるまちを目指すこと
- 5 市民・企業・団体・行政などによる「協働」を基本とした行財政改革、Society5.0の実現に向けた積極的なICT活用に取り組み、持続可能なまちを目指すこと

6 - 3 市民意識の概要

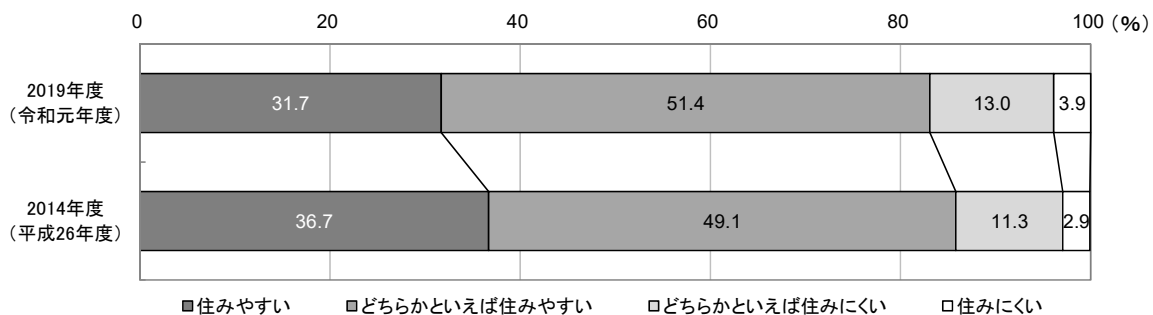
(1) 市民意向調査結果

① 調査概要

- 調査期間： 2019（令和元）年9月2日（月）～9月30日（月）
- 調査対象： 満18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査方法： 郵送による配布・回収
- 回収結果： 配布数3,000票 / 回収数1,277票（回収率42.6%）

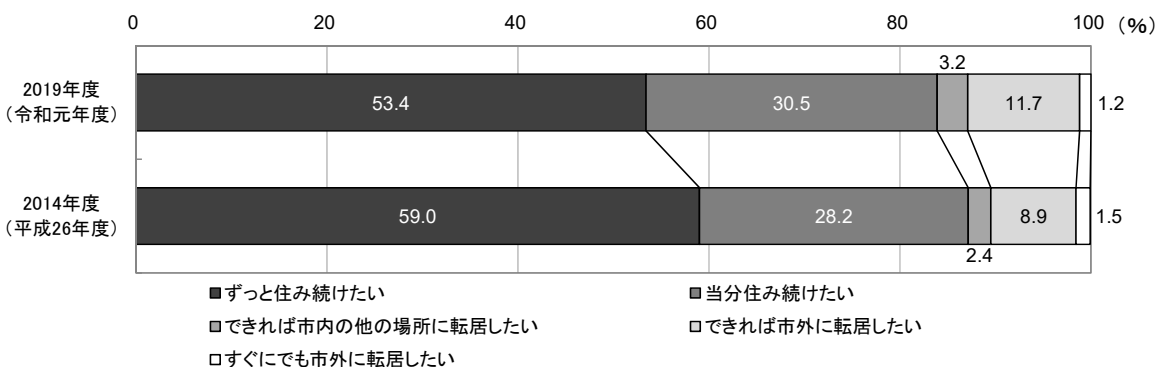
② 住みやすさ

- 結城市を「住みやすいまち」と考えている人が大半を占めています。
- 一方、2014（平成26）年度と比べると、「住みやすいまち」と考えている人がやや減少しています。



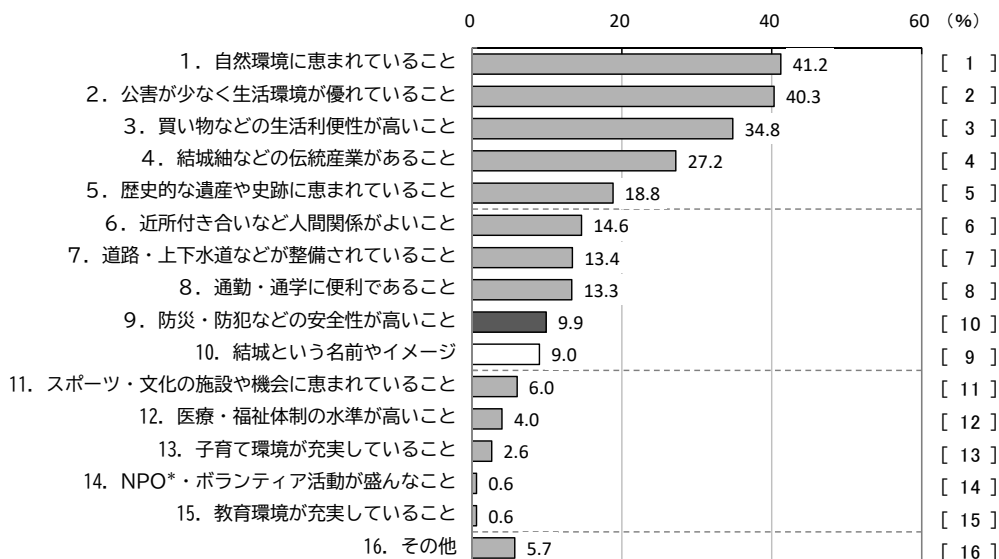
③ 定住意向

- 「結城市に住み続けたい」が大半を占めています。
- 一方、2014（平成26）年度と比べると、定住意向のある人がやや減少しています。



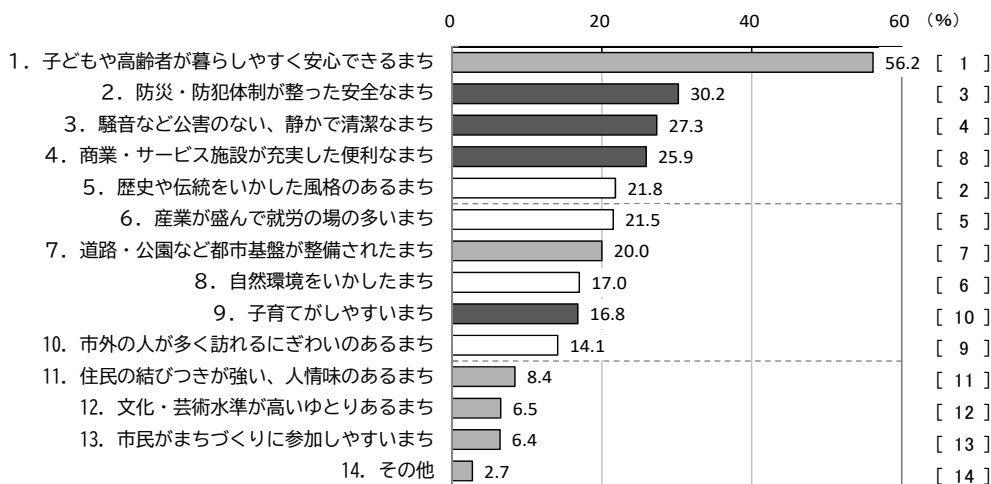
④ 結城市の長所

○結城市の長所を「自然環境」と捉える人が最も多くなっています。
 ○また、「生活環境」、「買い物などの生活利便性」などの日常の生活環境や、「結城紬などの伝統産業」、「歴史的な遺産や史跡」などの歴史・文化・伝統に一定の評価をしている人も多くなっていますが、子育て・教育環境への評価は非常に低くなっています。



⑤ 結城市の将来像

○「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」が特に多くなっていますが、結城市の長所として「医療・福祉体制の水準」や「子育て環境」を挙げる人は少なかったことから、今後は、子育て支援・高齢者福祉を充実させることが課題と考えられます。
 ○また、2014（平成 26）年度と比べると、「商業・サービス施設が充実した便利なまち」が順位を上げており、市民の期待が高まっていると考えられます。

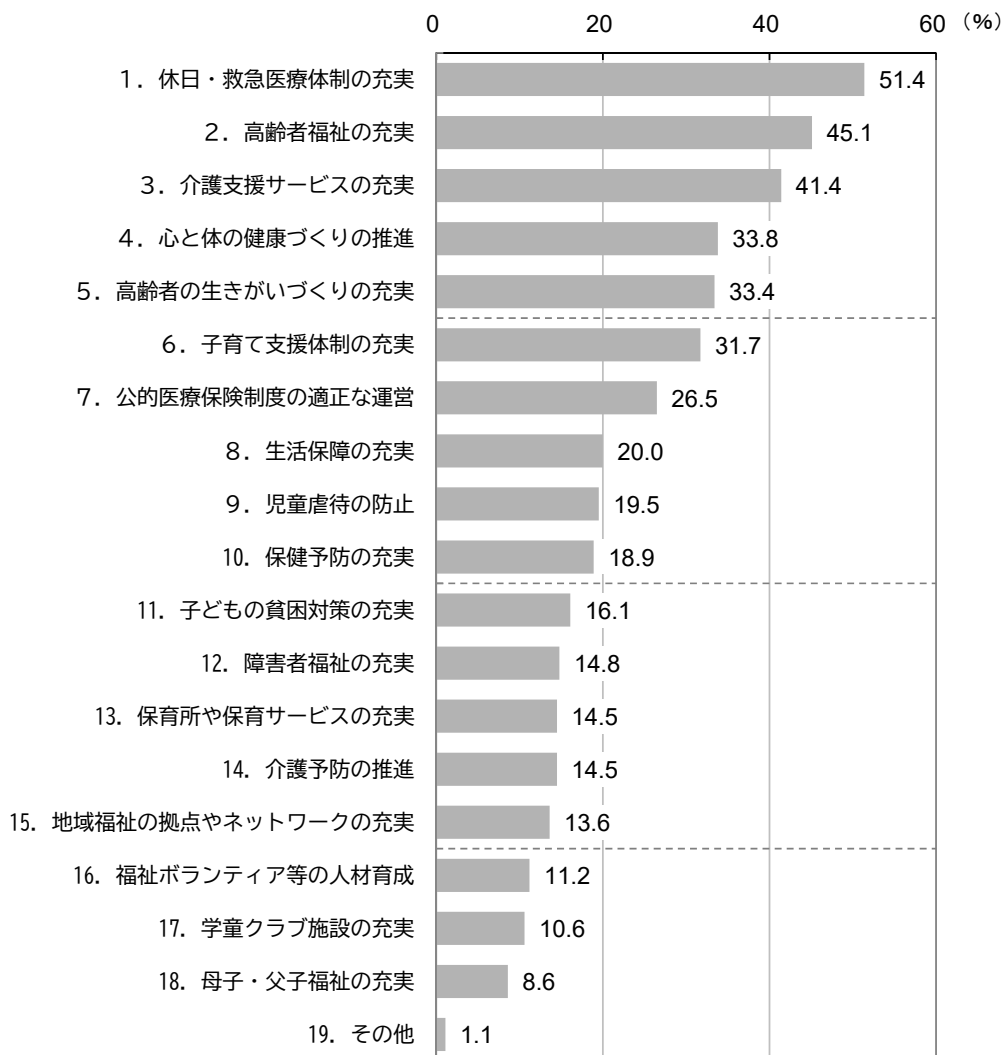


※ [] 内の数字は、「第 5 次結城市総合計画後期基本計画」における「市民 3,000 人アンケート調査結果」（2014（平成 26）年度）の順位

■ 前回より上昇 □ 前回より下降
 ■ 変化無し

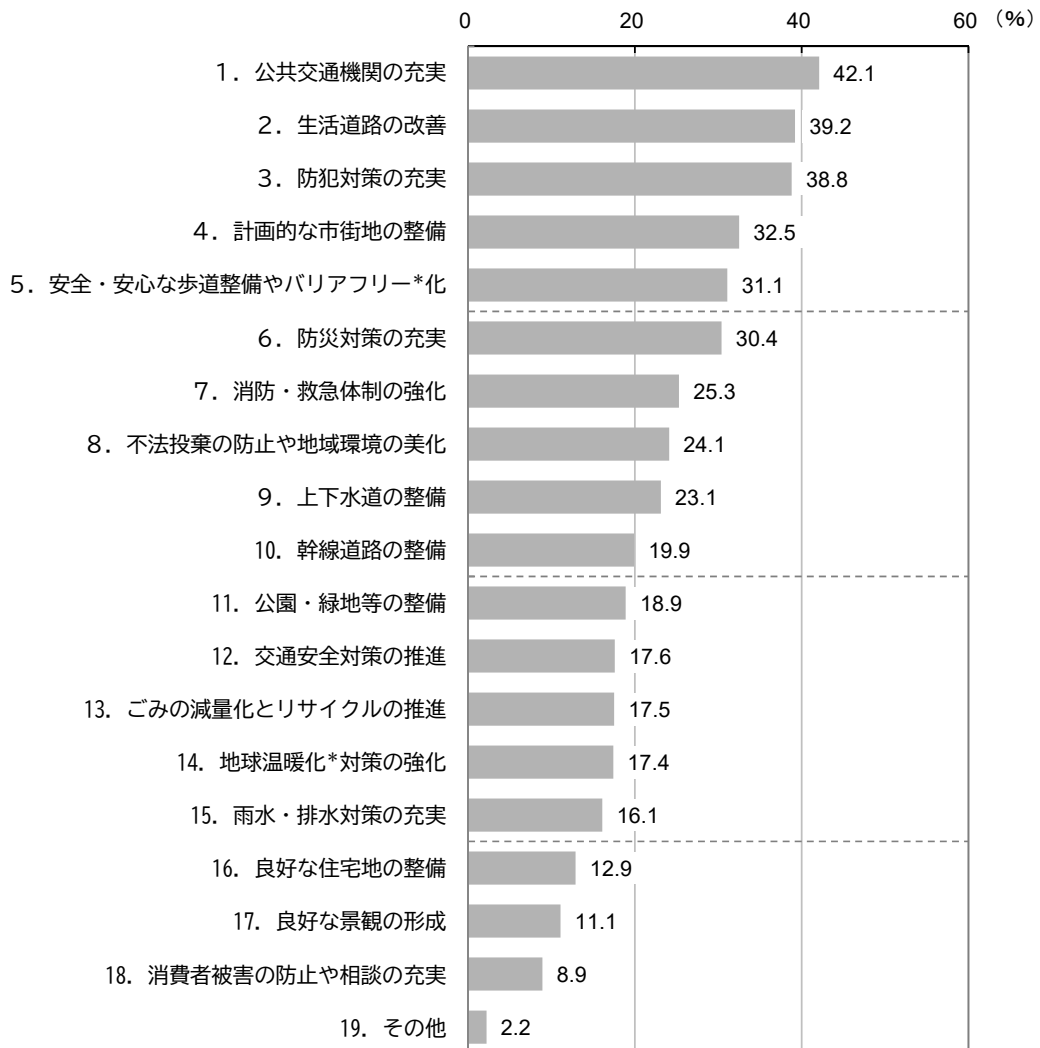
⑥ 保健・福祉施策における優先事項

- 「休日・救急医療体制の充実」が最も多くなっています。
- また、「高齢者福祉の充実」や、「介護支援サービスの充実」、「心と体の健康づくりの推進」、「高齢者の生きがいづくりの充実」、「子育て支援体制の充実」なども上位を占めています。
- これらのことから、医療体制の充実、高齢者福祉・介護支援サービスの充実、子育て支援体制の充実とともに、医療・介護に頼らない元気な高齢者を増やすため、生涯にわたって健康に暮らせる環境の整備が課題と考えられます。



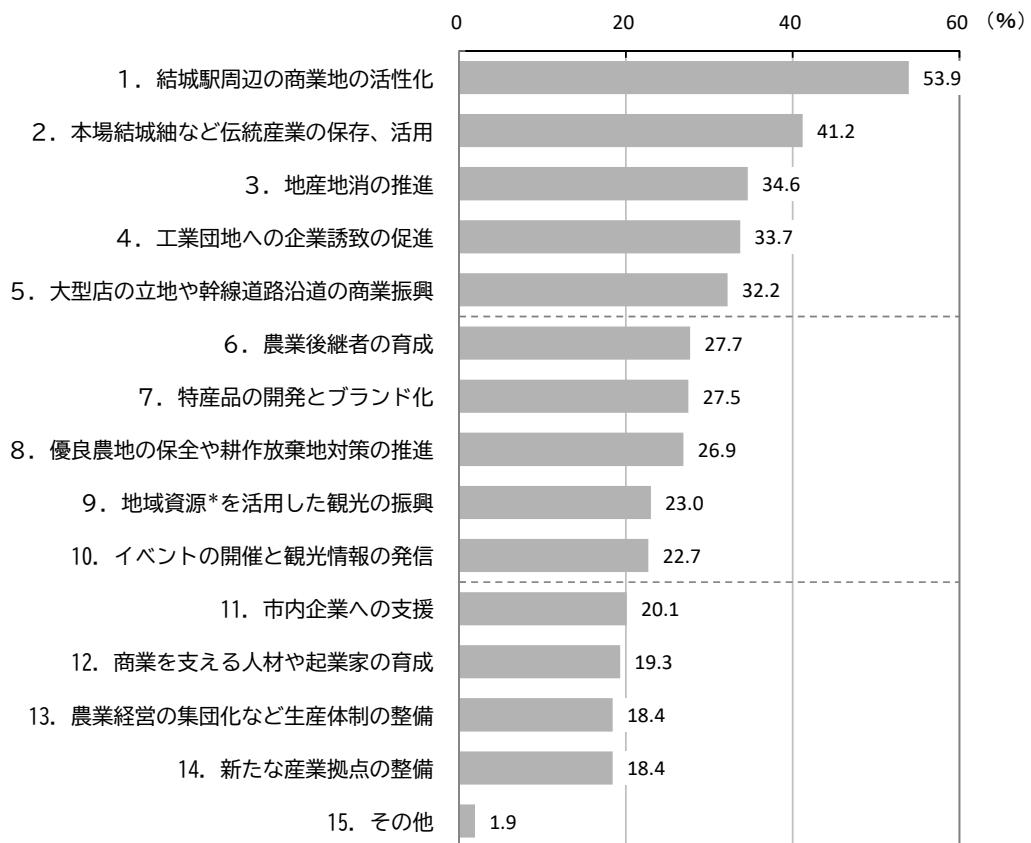
⑦ 都市・環境施策における優先事項

- 「公共交通機関の充実」や「生活道路の改善」などが多く挙げられており、移動手段となる公共交通機関の充実や、生活に身近な道路の整備が課題と考えられます。
- また、「防犯対策の充実」や「安全・安心な歩道整備やバリアフリー*化」、「防災対策の充実」、「消防・救急体制の強化」なども多く挙げられており、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することが求められています。



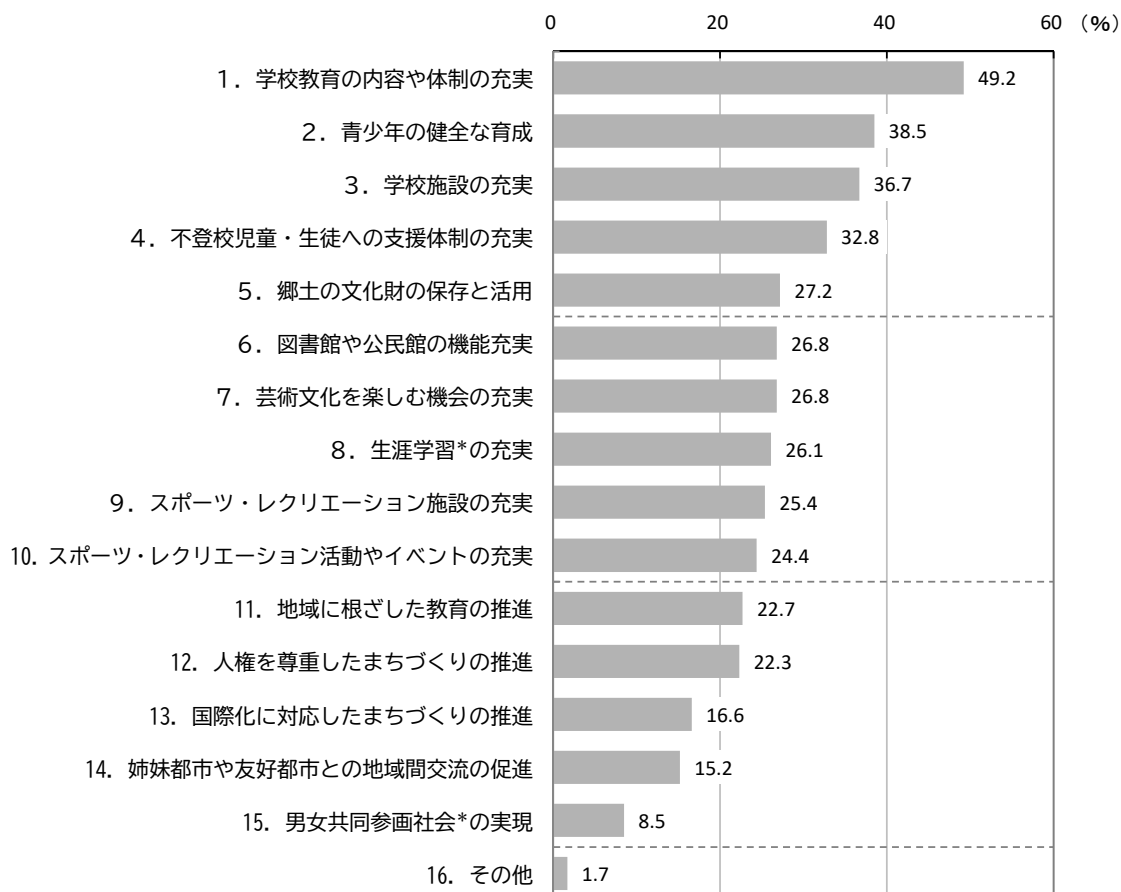
⑧ 産業振興施策における優先事項

- 「結城駅周辺の商業地の活性化」が特に多く、結城市の顔となる中心市街地の活性化に対する関心の高さがうかがえます。
- また、「結城紬など伝統産業の保存、活用」も多くなっており、結城市の魅力や特色として、ユネスコ無形文化遺産*に登録された結城紬等の伝統産業への市民の期待が高まっていると考えられます。



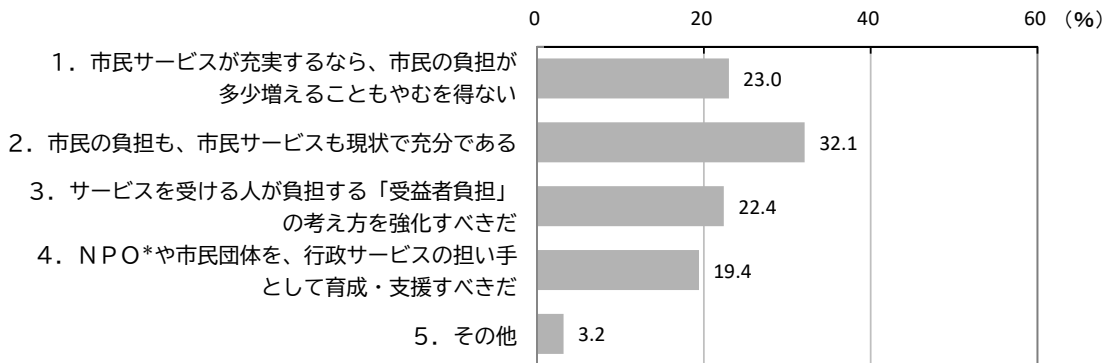
⑨ 教育・文化施策における優先事項

○「学校教育の内容や体制の充実」が最も多く、「青少年の健全な育成」や「学校施設の充実」、「不登校児童・生徒への支援体制の充実」なども多くなっていることから、教育・文化施策の中でも、子どもに関する施策を充実させていくことが課題と考えられます。



⑩ 行政サービスの水準と負担について

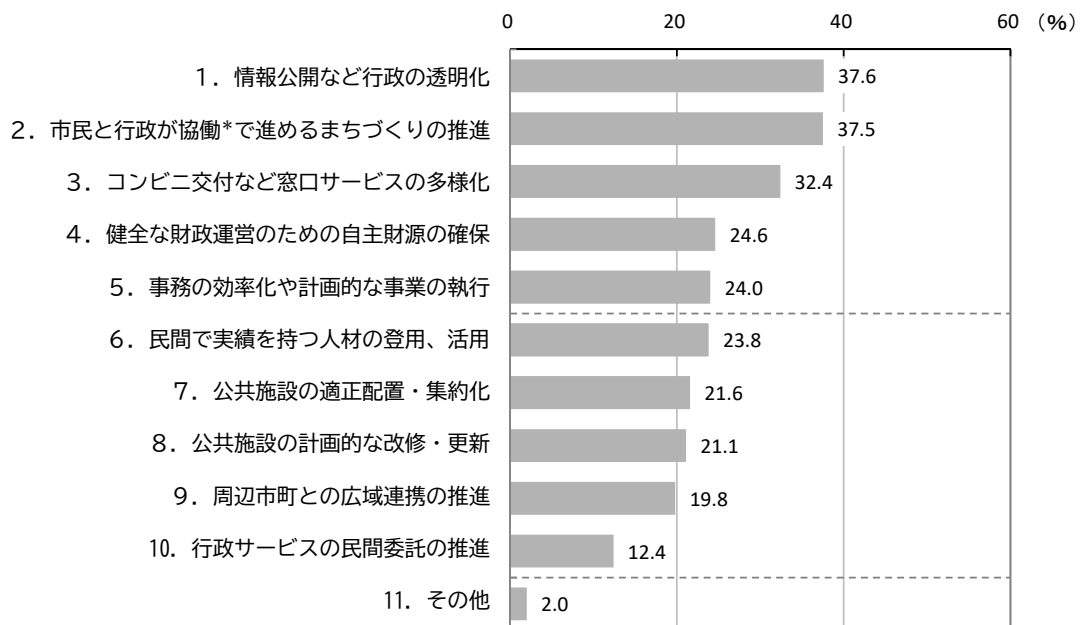
○「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」が最も多く、現状の行政サービスに一定の評価が得られていると考えられます。



⑪ 行財政運営に望むこと

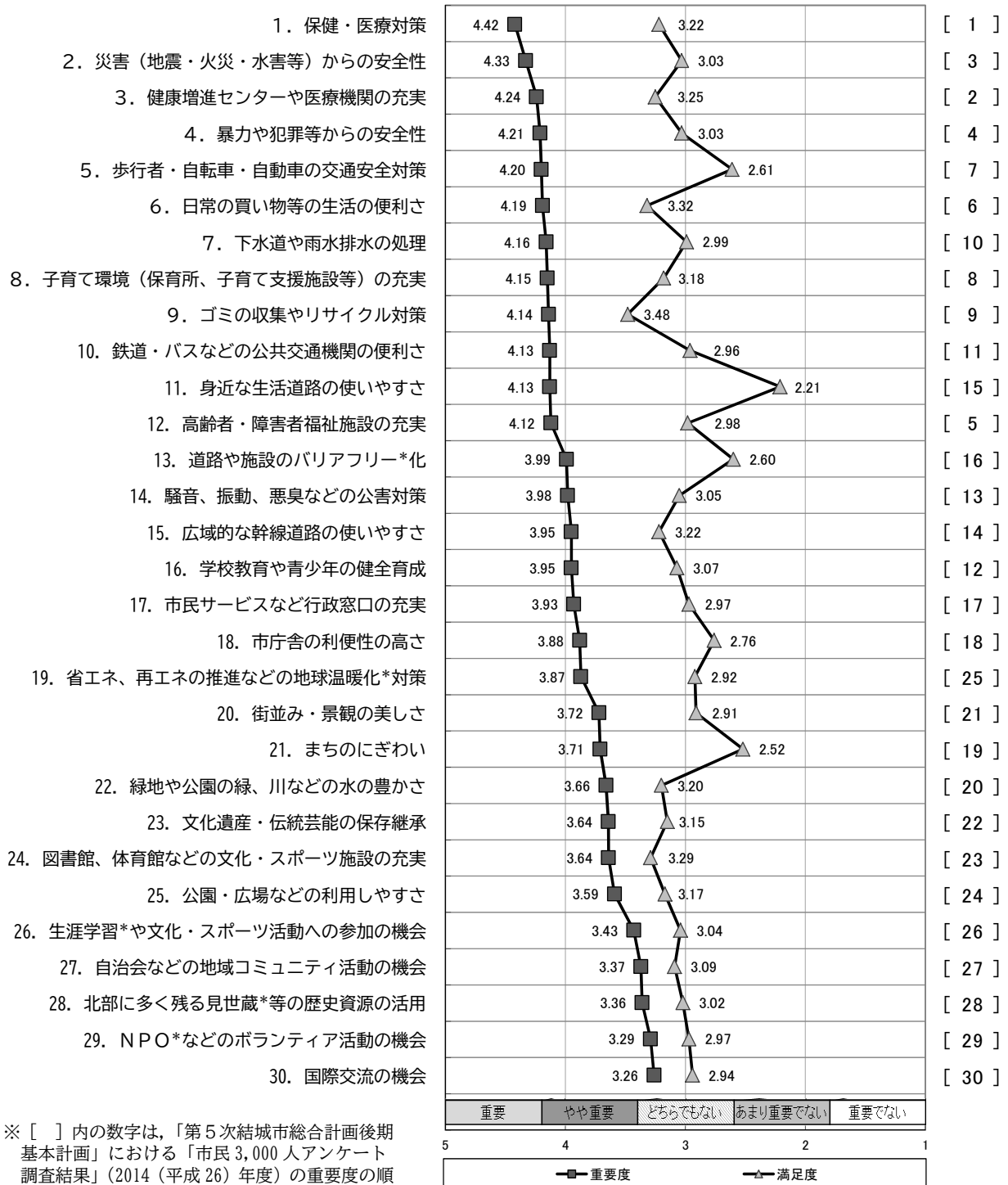
○「情報公開など行政の透明化」と「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」が共に多く、市民と行政の双方向の関係を強化させていくことが課題と考えられます。

○また、「コンビニ交付など窓口サービスの多様化」も多くなっていることから、市民のニーズに合わせた窓口の多様化を図ることが求められています。



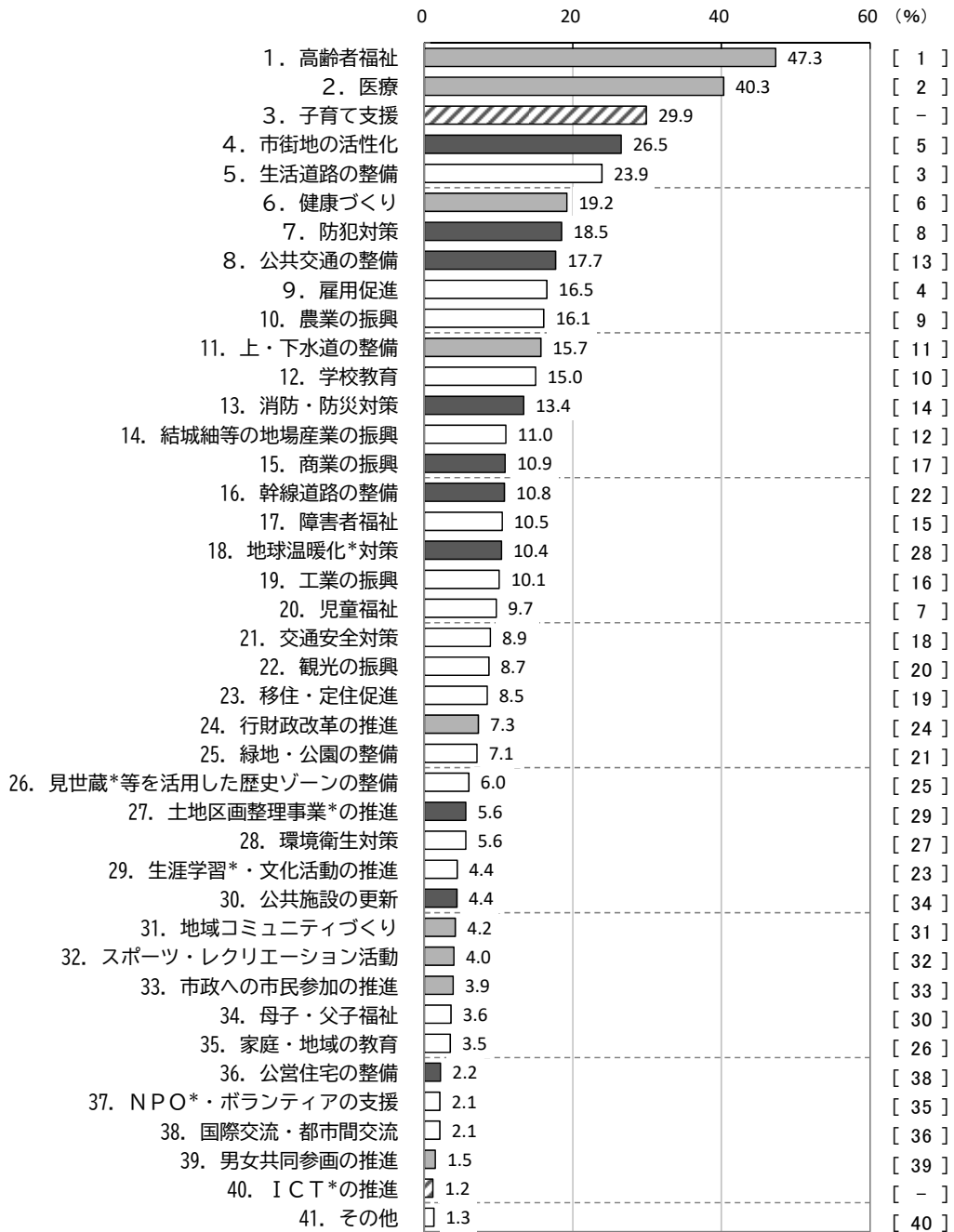
⑫ 結城市のまちづくりの満足度と重要度

- 重要度では、「保健・医療・健康増進」や、「防災・防犯」、「交通安全」、「買い物・交通環境」、「子育て環境」などが高くなっています。また、前計画策定時の調査結果と比べて「交通安全対策」や「下水道や雨水排水の処理」は順位が上がっており、より重要性が高まっています。
- 「公共交通機関の便利さ」、「まちのにぎわい」、「交通安全対策」、「バリアフリー*化」などは、重要度が高いにもかかわらず満足度が低くなっており、特に課題と考えられます。



⑬ 今後5年間に重点を置いたほうが良いと思う施策

- 「高齢者福祉」や「医療」が前回と同様に特に多く、「子育て支援」や「市街地の活性化」、「生活道路の整備」も上位にあることから、今後も重要な課題と考えられます。
- また、「防犯対策」、「公共交通の整備」などが前回よりも順位を上げており、市民の期待や関心が高まっていると考えられます。



※ [] 内の数字は、「第5次結城市総合計画後期基本計画」における「市民3,000人アンケート調査結果」(2014(平成26)年度)の順位

■ 前回より上昇 □ 前回より下降
 ■ 変化無し ■ 今回、新たに追加した項目

⑭ 調査結果のまとめ

【住みやすさ・定住意向】

- 結城市が**住みやすく、これからも住み続けたいと考える人が多い**ものの、若年層では、ずっと住み続けたいと考える人が少なくなっています。
- 住みやすい理由として「自分の土地や家があるから」、住み続けたい理由として「現在の仕事があるから」が多く、転居したい理由として、若年層では、「希望する仕事がないから」、「通勤・通学に不便だから」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**若い世代の定住を促進するための雇用環境や通勤・通学の利便性の向上**が課題と考えられます。

【結城市の長所・将来像】

- 結城市の良いところを「自然環境に恵まれていること」、「公害が少なく生活環境が優れていること」と考える人が多くなっていますが、『住みにくい』と感じている人では、「買い物などの生活利便性が高いこと」が特に評価が低くなっています。
- 結城市の将来像として、全世代で「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が多く、若年層では「商業・サービス施設が充実した便利なまち」と考える人が多くなっています。
- これらのことから、**子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくりや、若い世代のニーズに即した買い物利便性の向上**が課題と考えられます。

【保健・福祉分野の優先事項】

- 保健・福祉では、「休日・救急医療体制の充実」の回答が多いものの、若年層では、「子育て支援体制の充実」、「保育所や保育サービスの充実」の回答が多く、高齢層では、「高齢者福祉の充実」、「介護支援サービスの充実」、「高齢者の生きがいづくりの充実」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**若い世代に対する子育てに関する施策の充実や、高齢者に対する高齢者福祉・介護に関する施策の充実**などが課題と考えられます。

【都市・環境の優先事項】

- 都市・環境では、「公共交通機関の充実」、「生活道路の改善」、「防犯対策の充実」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**道路・交通網の利便性ととも、防犯等の安全性の確保**が課題と考えられます。

【産業振興の優先事項】

- 産業振興では、「結城駅周辺の商業地の活性化」、「本場結城紬など伝統産業の保存、活用」の回答が全年代で多く、30歳代や『住みにくい』と感じる人では「大型店の立地や幹線道路沿道の商業振興」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**結城駅周辺の商業地や伝統産業等の既存の地域資源*と、大型店や幹線道路沿道の商業とのバランスの取れた活性化**が課題と考えられます。

【教育・文化の優先事項】

- 教育・文化では、「学校教育の内容や体制の充実」、「青少年の健全な育成」、「学校施設の充実」の回答が多くなっています。特に、**若年層では、子育て世代が多く、学校教育や学校施設への関心が高い傾向**にあります。
- これらのことから、**学校教育や学校施設など、子どもの教育環境の充実**が課題と考えられます。

【自治・行財政運営の優先事項】

- 市政情報の伝達状況では、若い世代や農業地域を中心に「市政情報が伝わっていない」という回答が多くなっています。また、その伝達手段では、**若年層は「SNS*」、高齢層は「広報紙」を活用する人が多い傾向**にあります。
- 『住みにくい』と感じている人は、「情報が伝わっていない」という回答が多くなっています。
- 行政サービスの水準と負担では、「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」という回答が多く、**現状の行政サービスの水準と負担に一定の評価を得ている**と考えられます。
- 今後の行財政運営に望むことは、「情報公開など行政の透明化」、「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」が多くなっていますが、若年層や『住みにくい』と感じる人では、「コンビニ交付など窓口サービスの多様化」の回答が多くなっています。
- これらのことから、**世代や地域特性を考慮した情報伝達や窓口サービスの充実**が課題と考えられます。

【まちづくりの満足度と重要度・今後のまちづくり】

- 満足度の平均値では、「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」、「まちのにぎわい」などが低くなっています。また、上山川地区、山川地区、江川地区では、全体と比べて満足度が低い傾向にあり、『住みにくい』と感じている人では、全体と比べて道路・交通や買い物の利便性の満足度が低くなっています。
- 重要度の平均値では、「保健・医療対策」、「災害からの安全性」、「健康増進センターや医療機関の充実」など、保健・医療・健康や災害に関するものが高くなっています。また、若年層では、全体と比べて「子育て環境の充実」が高く、『住みにくい』と感じる人は、『住みやすい』と比べて「文化遺産・伝統芸能の保存継承」も高くなっています。
- 今後のまちづくりでは、「高齢者福祉」、「医療」の回答が多く、若年層では、「子育て支援」、「学校教育」に関する回答も多くなっています。また、『住みにくい』と感じる人では、『住みやすい』と比べて「生活道路の整備」、「公共交通の整備」の回答も多くなっています。
- これらのことから、世代や地域特性に考慮しつつ、**道路・交通や買い物、高齢者福祉、保健・医療・健康、防災、子育て・学校教育、文化遺産・伝統芸能に関する施策の充実**などが重要になると考えられます。

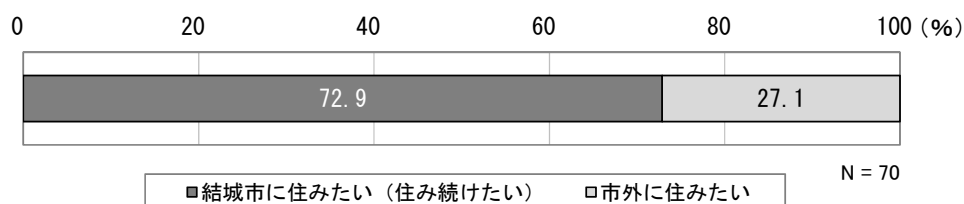
(2) ホームページによるアンケート調査結果

① 調査概要

- 調査期間： 2019（令和元）年10月1日（火）～2020（令和2）年1月16日（木）
- 調査方法： 結城市ホームページでの公開・受付
- 回収結果： 回収数 70 票

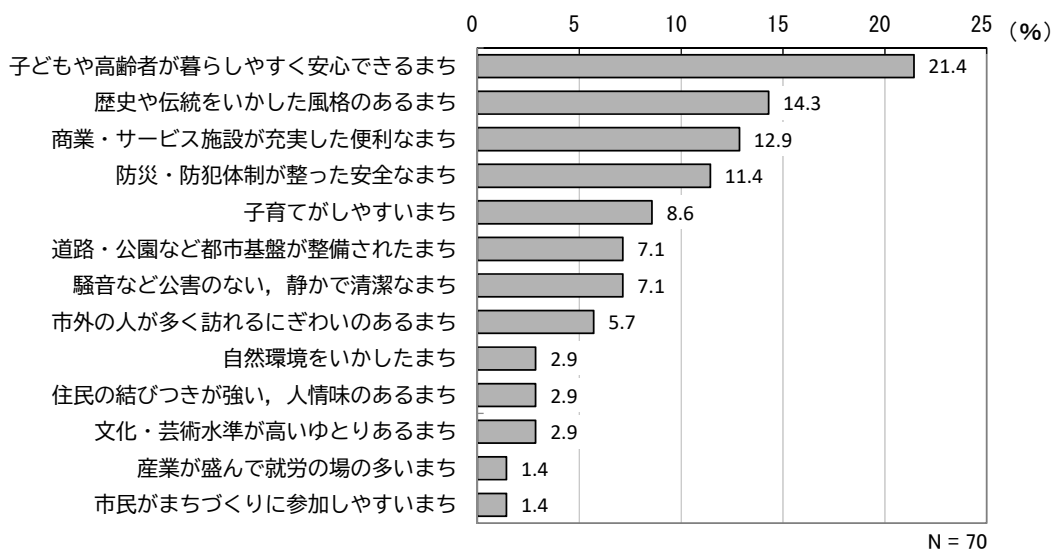
② 定住意向

- 結城市を「住みやすい」と考えている人が大半を占めています。
- また、「結城市に住みたい（住み続けたい）理由」は「住み慣れたから・生まれ育ったから・愛着があるから」、「交通利便性・周辺へのアクセス性が良いから」などが多く、「市外に住みたい理由」は、「魅力がないから・活気がないから」、「公共交通等の交通利便性が良くないから」が多くなっています。



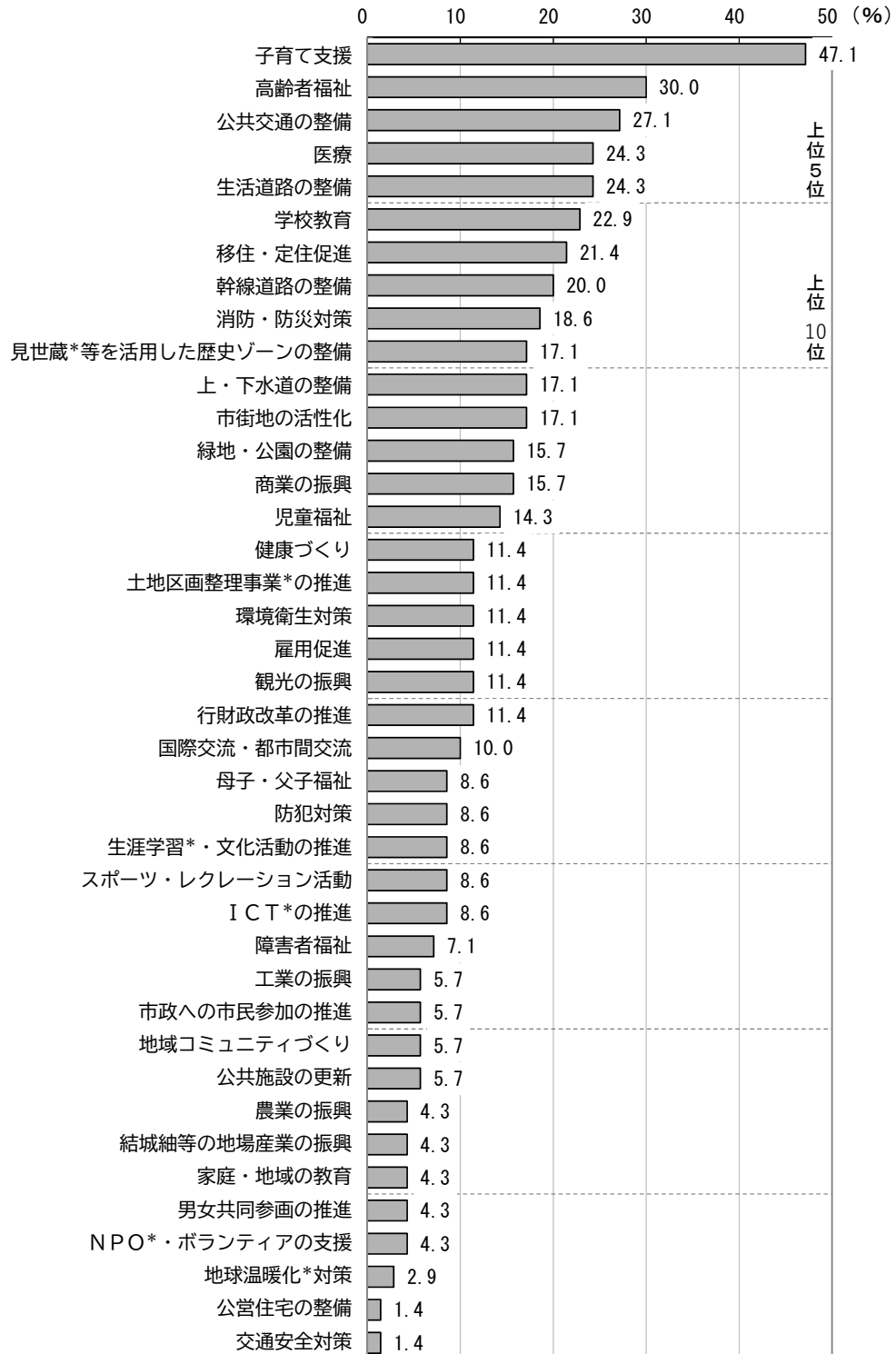
③ 結城市の将来像

- 「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が最も多くなっています。



④ 今後5年間の重点施策

○「子育て支援」が半数近くを占め、最も多くなっています。



N = 70

⑤ 調査結果のまとめ

【属性】

- ホームページによる調査は、若年層の割合が高くなっており、市民意向調査よりも若い世代の意向が反映されていると考えられます。

【定住意向】

- 定住意向は、これからも住み続けたいと考える人が多いものの、市民意向調査よりも住み続けたいと考える人がやや少なくなっています。
- 住みたい（住み続けたい）理由として「住み慣れたから・生まれ育ったから・愛着があるから」や「交通利便性・周辺へのアクセス性が良いから」などの回答が多く、結城市に長く住んでいることと、日常生活における一定の交通利便性が確保されていることが背景にあると考えられます。
- 一方、市外に住みたい理由として、「魅力や活気がないから」、「公共交通等の交通利便性が良くないから」が多く、地域の活性化やにぎわいの創出、公共交通の充実などが課題と考えられます。

【結城市の将来像】

- 結城市の将来像として、市民意向調査と同様に「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」と考える人が多く、子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくりが課題と考えられます。

【今後5年間での重点施策】

- 今後のまちづくりとして、「子育て支援」の回答が最も多いことから、若い世代のニーズに即した子育てに関する施策の充実などが重要になると考えられます。

6 - 4 市民会議提案内容

日本の総人口は平成20年をピークに減少傾向に転じており、今後は世界的にも類を見ないスピードで人口減少と高齢化が進行すると予想されています。

これは本市においても例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所では、20年後の2040年には本市の人口が約4万1千人と現在から約20%も減少すると推計しています。

人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、経済のみに留まらず我々の社会全体に相当なダメージを与えることが想定されています。すべてをネガティブにとらえる必要はありませんが、これまでのような成長時代の考え方から脱却し、戦略的に縮小社会と対峙する方向にシフトしていくことが求められています。

そのような中、私たち第6次結城市総合計画策定市民会議では、従来型のフォアキャスト（現在からの積み重ねで未来を見通す）の手法ではなく、望ましい未来を考えてその実現のために現在の課題を解決する「バックキャスト」思考を取り入れた提案検討を行いました。

具体的には、20年後の2040年の理想の姿をイメージし、その後、次期総合計画の計画期間である10年間、2030年までに「何を」「どの程度」進めておくべきかについてグループワークショップ形式で議論しました。

また、本市民会議と並行して開催された結城第一高等学校生・鬼怒商業高等学校生・結城看護専門学生による提案プロジェクトの内容も確認し、今後の結城市を担う若い世代の意見を私たちの提案の参考としました。

地方自治体は、地域の人口が減少し、財政の逼迫や硬直化に直面するなかで、市民サービスや安全・安心な市民生活を如何にして維持していくか、その在り方を変革するターニングポイントに立たされています。

私たち市民も自治体からのサービスを要求するだけでなく、社会をより良くするために、地域の事を熟知している者たちが連携して、積極的に活動していくことが重要であると考えています。

このような背景のもとに、市では第6次総合計画策定方針において、「市民参加による総合計画づくり」を掲げています。この方針に沿って、本策定市民会議は設置され、全4回による市民目線の検討を行い、今後のまちづくりに特に必要と思われる提案を建設的に議論し、本提案書としてとりまとめました。

市でも、この提案書を十分に検討したうえで第6次総合計画を策定し、私たちが安心して暮らすことが出来る持続可能なまちづくりを進められるよう期待いたします。

第6次結城市総合計画策定市民会議一同

○提案書の主な意見

【保健・福祉】

- ・地域子育て支援拠点（児童館等）の整備
- ・子どもたちと触れ合うイベントを増やす
- ・子どもたちの居場所づくり（のびのびと遊べる・いつでも安全に遊べる・ボール遊びができる・おしゃべりができる場所や屋根付きの遊び場等）
- ・高齢者に対する食事栄養指導などを充実させる
- ・高齢者の働く場をつくる（生きがいづくり）
- ・ラジオ体操を日課にし、体力向上を図る
- ・地域の子どもたちと高齢者の交流の場をつくる
- ・訪問（在宅）医療の充実

【都市・環境】

- ・新庁舎を拠点とした防災体制の整備
- ・災害時でも正確に情報を伝達できる手段の確保
- ・北部市街地の街並みを保存する制度を創設する
- ・車が無くても生活できるまちを目指す
- ・歩行者空間の確保や通学路の整備を推進する
- ・IT環境は都会並み、生活環境は田舎の良さをPRする
- ・市民が集まれる場（おしゃべりカフェなど）をつくる
- ・公共交通などの充実

【産業・観光】

- ・見世蔵など結城らしい建物を改修し、オール結城を体験できる宿泊（民泊）施設にする
- ・体験型・滞在型の観光（農業・結城紬・座禅など）を充実し、結城に何かをしに来る人を増やす
- ・結城紬の体験事業のPRを強化する（染め・織り・着付けでまち歩きなど）
- ・買い物難民を無くすため、宅配サービスなどを充実させる
- ・農業を法人化、集約化し、休耕地を少なくする
- ・新規就農者への技術支援体制をつくる
- ・観光農園や貸農園を試験的に1地域ではじめ、段階的に増やしていく

【教育・文化】

- ・英会話やプログラミングを楽しく学べる環境づくり
- ・小中学校の統廃合、小中一貫校の創設を目指す
- ・小学校で地域が運営する放課後活動を実施する
- ・市役所跡地の有効利用（歴史資料館の設置など）
- ・音楽の街＝結城フェス（祭りゆうきとコラボ）
- ・若者（学生）のイベント参画を促し、地元への愛着を育む
- ・外国人の日本語教育を充実させ、共生社会への移行を促進する

【自治・行財政運営】

- ・自治会毎に小さな委員会形式で意見を言える環境をつくる
- ・5Gなどの最新技術を導入し、行政サービスを向上させる
- ・紙、インターネットなど、媒体の特性に合わせた行政情報の周知を行う
- ・ふるさと納税などを強化し自主財源を確保する
- ・テレワークなどにより市外へ通勤しなくても仕事ができる環境を整備する
- ・隣接市より安価な地価をPR材料として利用する
- ・駅前などに若者（学生など）が集まれる場所をつくる

■ 第6次結城市総合計画策定市民会議 委員名簿

グループ	分野・テーマ	氏名
Aグループ	【保健・福祉】 健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、 高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、 母子・父子福祉 など 【教育・文化】 学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、 芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、 男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流 など	石 嶋 智 雄
		木 村 祐 子
		小 柳 阿 佐 子
		関 仁 一
		田 村 進
		山 本 道 夫
		湯 本 文 夫
Bグループ	【都市・環境】 市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、 道路・交通、防災、防犯、消防・救急、 上下水道、環境保全、ごみ処理 など 【産業・観光】 農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、 伝統産業、雇用、消費生活 など 【自治・行財政運営】 市民参加、コミュニティ、ボランティア、 行財政改革、地方分権、広域連携、行政サービス、 情報公開・個人情報保護 など	飯 島 浩 明
		飯 野 勝 智
		稲 葉 里 子
		鈴 木 義 雄
		中 条 美 智 子
		藤 貫 康 宏
		吉 田 仁

※ファシリテーター：小笠原 伸 座長（白鷗大学 経営学部 教授）

（敬称略）

■ 高校生・結城看護専門学生提案プロジェクト

結城第一高等学校 7名
 鬼怒商業高等学校 6名
 結城看護専門学校 7名

ファシリテーター：小笠原 伸 教授
 サポート：小笠原ゼミ
 （白鷗大学 経営学部）



あ

- IoT (Internet of Things : モノのインターネット) [P. 18, 24, 114, 124]
身の回りにある住宅・建物、車、家電製品、電子機器等をインターネットでつなぎ、遠隔から相互に認識や制御を可能とする技術のこと。
- ICT (Information and Communication Technology) [P. 17, 24, 96, 98, 124, 125, 126, 134, 137, 165, 169]
情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
- アウトソーシング (外部委託) [P. 126]
企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託する「外部委託」のこと。
- アセットマネジメント (資産管理) [P. 75, 78]
公共施設等を資産ととらえ中長期視点に立ち、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
- 石綿セメント管 [P. 78]
石綿繊維の重量1に対してセメント5を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。
- イノベーション [P. 18]
生産技術の革新・新機軸だけでなく、新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。
- ALT (Assistant Language Teacher) [P. 98]
日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国語指導助手のこと。

- SDGs (Sustainable Development Goals : エスディージーズ)

[P. 18, 21, 38, 131]

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) のことで、17のゴール・169のターゲットから構成された、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

- NPO (Non Profit Organization : 民間非営利団体)

[P. 16, 24, 116, 117, 158, 163, 164, 165, 169]

特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まない。

- オープンデータ [P. 24, 124]

国や政府、地方自治体、公共機関などが保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報といった公共性の高いデータ (パブリックデータ) のうち、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

- 温室効果ガス [P. 75]

人間活動によって増加した温室効果の性質をもつ気体 (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等) のこと。

か

- かかりつけ医 [P. 47]

健康に関することを日常的に何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

- 合併処理浄化槽 [P. 75, 76, 79]

し尿と生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等に使用した水) をまとめて処理する浄化槽。

- 関係人口 [P. 29, 90, 93, 134]

特定の地域やその地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々のこと。

● 協議体 [P. 54, 139]

ボランティア、町内会、自治会、民生委員児童委員など多様な主体が、定期的に集まり地域の情報供給と連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

第1層協議体

第2層協議体で協議した内容や市全体で取り組める活動などを協議する場、また、必要に応じて市に提案することを検討・考える場。

第2層協議体

身近な地域での助け合い活動など取り組めることを協議する場、また、課題や資源の情報を集めたり、解決策を考える場。

● 協働

[P. 2, 16, 24, 26, 27, 34, 42, 52, 53, 59, 62, 63, 71, 113, 114, 116, 117, 118, 129, 131, 136, 138, 139, 163, 167]

市民、企業・団体、行政など様々な主体が、それぞれの特性や強みをいかして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

● クラウドコンピューティング [P. 126]

インターネットなどの通信ネットワークを通じて、コンピュータのソフトウェア、サーバー、データベース、ストレージ等の情報処理サービスを提供すること。

● グリーンイノベーション [P. 17]

低炭素社会の実現に向けた環境・資源・エネルギー分野における技術革新のこと。

● グローバル化 [P. 16, 23, 96, 97, 113]

社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象をいう。

● 権利擁護 [P. 55]

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

● 公債費 [P. 24, 119]

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

● 国土強靱化 [P. 72]

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

● コミュニティチャンネル [P. 118]

ケーブルテレビ自主制作番組、行政情報番組などを放送しているチャンネルのこと。

● コンパクトな都市構造 [P. 19, 21, 63]

高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

● コンパクト+ネットワーク [P. 29]

人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導し、人口を集積させるとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進すること。

さ

● 再生可能エネルギー [P. 75]

石炭や天然ガスなど有限なエネルギーではなく、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の自然界に常に存在するエネルギーのこと。

● CSIRT (Computer Security Incident Response Team) [P. 125]

コンピュータのセキュリティ上の問題を収集・分析し、対応方針や手順の策定などの活動を行う組織の総称。

● 自治体クラウド [P. 126]

地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。

● 指定管理者制度 [P. 102, 103, 112]

公共施設の管理運営に一定の権限を与えて、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上やコストの削減を図っていくこと。

● シティプロモーション [P. 35, 90, 134]

交流人口や定住人口の拡大、イメージアップを図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。

● シビックセンターゾーン [P. 30]

公共公益施設や商業・業務施設などが一体的に集約整備された地区のこと。

● 重要無形文化財 [P. 7, 90]

能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いもの。

● 集落営農 [P. 84, 85]

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

● 循環型社会 [P. 17, 19, 21, 34, 75, 76]

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● 生涯学習 [P. 23, 35, 38, 100, 101, 103, 162, 165, 169]

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

● 消費生活センター [P. 89]

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

● 将来人口 [P. 28]

将来の出生、死亡、人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。

● 食育 [P. 22, 47]

食は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに様々な経験を通じて知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● 新エネルギー [P. 77]

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

● 新規需要米 [P. 84]

米穀のうち、国内主食用米、加工用米及び備蓄米以外の米穀で飼料用・米粉用・輸出入・バイオエタノール用のほか、主食用米の需給に影響を及ぼさないと認められるもの。

● スクールソーシャルワーカー（SSW） [P. 99]

児童生徒の学校や家庭環境の問題に対処するため児童相談所等の関係機関と連携し、教員を支援する福祉と教育面の専門家のこと。

● スクラップアンドビルド [P. 114]

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、既存事業の見直しを行い、役割を終えていると考えられるものは廃止・縮減し、それによって生み出された財源を新しい事業に振り向ける手法。

● スマートエネルギー [P. 17]

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や、情報通信技術（ICT）の活用により、地域における低炭素・自立分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの需給構造の最適化と安定供給を図ること。

● 生活困窮者 [P. 20, 55]

経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

● 生活支援コーディネーター [P. 54]

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

● 性的少数者（LGBT等） [P. 17, 23, 107]

同性が好きの人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害など「性的指向」や「性自認」が多数派と異なる人々のこと。

● セーフティーネット [P. 16]

最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。

● ゼロカーボンシティ [P. 75]

脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とする自治体のこと。

● 戦略作物 [P. 84]

国民の生活に欠くことのできない麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（WCS）用稲、加工用米などのこと。

● 総合型地域スポーツクラブ [P. 104]

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

● ソーシャルネットワークサービス（SNS）
[P. 17, 73, 93, 112, 116, 118, 167]

インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスのこと。

● Society5.0 [P. 18, 100, 131]

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

た

● 第1次産業（第2次産業、第3次産業）

[P. 10]

クラーク(C. Clark)によって始められた産業分類。第1次産業は農業・林業・水産業・牧畜業、第2次産業は製造業・建設業、第3次産業はそれ以外の運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの産業を指す。

● 耐震診断

[P. 73]

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断すること。

● 多文化共生

[P. 16, 19, 29, 35, 104, 107, 110]

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● 男女共同参画社会

[P. 23, 162]

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

● 地域共生社会

[P. 26, 34]

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

● 地域資源

[P. 43, 62, 63, 90, 91, 129, 131, 161]

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

● 地域包括ケアシステム [P. 56, 59]

介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも健康的で自分らしい生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となってバックアップする仕組み。

● 地球温暖化

[P. 17, 21, 75, 77, 160, 164, 165, 169]

人間の活動が活発になるにつれ「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。

● 地方創生 [P. 15, 22, 35, 86, 119, 128, 131, 132, 134, 135, 138]

2014（平成26）年9月に発足した第二次安倍改造内閣がかかげた重点政策の一つ。地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取組を指す。

● 地方分権 [P. 2, 15, 24, 113, 119, 122]

国の権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移して地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる「住民本位の行政」へとする取組。

● 中核都市 [P. 7]

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のこと。

● ティームティーチング（TT） [P. 98, 137]

複数の教師が役割を分担し、連携・協力して行う指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

● 定住自立圏 [P. 119, 123, 138]

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

● テレワーク [P. 124, 134, 137]

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等）のこと。

● 登録有形文化財 [P. 103]

国の文化財登録原簿に登録された、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物。

● 土地区画整理事業

[P. 14, 62, 66, 67, 68, 121, 135, 165, 169]

都市計画区域内で、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

● ドメスティック・バイオレンス（DV） [P. 109]

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

● 2025年問題 [P. 56]

団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

● 農業集落排水 [P. 75, 76]

農業振興地域内の集落を対象とした生活排水浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としたもの。

● ノーマライゼーション [P. 52]

障害のある人もない人も、差別されることなく、互いに支え合い、当たり前で生活できる社会が本来の望ましい姿であるとする社会福祉の理念、その運動。

は

● パブリックコメント [P. 116, 118]

行政機関が政策に関する計画や条例などを策定・改廃をするとき、原案を公表し、意見を求め、それを考慮して決定する制度。

- バリアフリー [P. 62, 64, 66, 69, 160, 164]
障害者や高齢者の交通などに関する障壁(バリア)を取り除くこと。

- PFI (Private Finance Initiative) [P. 120]
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。

- 非正規労働者 [P. 16]
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等の正規労働者以外の労働者。

- ビッグデータ [P. 18]
既存の一般的な技術では管理や分析が困難だった大量のデータ群。技術の発達によってビッグデータの利用・分析が可能となり、社会の問題を解決に導くような知見を得たり、新たな仕組みを生み出したりすることが可能となった。

- 5G (5th Generation) [P. 114, 126]
高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続などの条件を満たした、第5世代移動通信システムのこと。

- ファミリー・サポート・センター [P. 42, 45]
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

- フィルムコミッション [P. 90, 92]
映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。

- 扶助費 [P. 119]
社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず対象者に対して支給される経費。

- フレイル [P. 56, 60]
健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに身体的機能や認知機能等の心身の活力が低下している状態。

- ブロードバンド [P. 17]
ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用した、高速・広帯域で大容量のデータを送受信できる通信網。

- 保留地 [P. 68]
土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めず、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

ま

- マイキープラットフォーム [P. 125]
マイナンバーカードのICチップの空き領域と公的個人認証の部分を活用して、地域経済の活性化や行政の効率化につながる仕組みの共通情報基盤。

- マイナンバーカード [P. 24, 124, 125]
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。

- マスタープラン [P. 64, 68]
全体の基本となる計画または設計。

- 見世蔵 [P. 12, 62, 86, 90, 100, 134, 164, 165, 169]
日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

や

- 有機肥料 [P. 85]
油粕や米ぬかなど植物性の有機物、鶏糞や魚粉など動物性の有機物を原料にした肥料。

- 結城ブランド [P. 22, 90, 93, 135]
結城の歴史、伝統文化、自然景観、産業など様々な地域資源にスポットをあて、その魅力を市内外に発信し、市のイメージを高めるもの。

● UJIターン [P. 86, 134]

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

● ユニバーサルデザイン [P. 29]

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なように、はじめから利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

● ユネスコ無形文化遺産

[P. 7, 13, 27, 90, 93, 133, 161]

ユネスコにおいて、慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められた無形文化遺産のこと。

● ユビキタスネットワーク [P. 17]

あらゆるモノにコンピュータやICチップなどが埋め込まれ、有線・無線通信により常に相互に接続されて、誰でもいつでもどこからでも、様々な情報やサービスを利用できる情報ネットワーク環境のこと。

ら

● 6次産業化 [P. 22, 32, 82, 83, 84, 132, 133]

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、生産、製造、流通、販売等が連携することで、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

※6次は1次×2次×3次で、産業の融合を図り新たな価値を生み出すこと

● RPA (Robotic Process Automation)

[P. 126]

仮想的労働者（デジタルレイバー）とも呼ばれ生産性向上のため、人間がパソコン上で行っているデスクワーク（定型作業）をソフトウェア型のロボットが代行・自動化すること。

わ

● ワークライフバランス

[P. 16, 122, 131, 107, 137]

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第6次結城市総合計画

2021（令和3）年3月発行

発行／結城市

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

Tel 0296-32-1111（代表）

<http://www.city.yuki.lg.jp>

編集／結城市企画財務部企画政策課

